（様式４－１）

要求水準書等に係る質問に対する回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
1	入札説明書	3	第２章	6	（4）	2）				運営・維持管理期間	運営・維持管理期間は「平成31年4月から平成51年3月末までの20年間」とされていますが、万一運営・維持管理期間の開始が遅れた場合、運営・維持管理期間は20年間のまま期間満了日が平成51年３月末から延長されるものと理解してよろしいでしょうか。	乙の帰責事由による業務開始遅延以外の場合において、お見込みのとおりです。
2	入札説明書	3	第２章	6	（5）					事業期間終了後の措置	「30年間の使用を前提として本業務を行う」とありますが、要求水準書（運営・維持管理業務編）9pの「５．本業務期間終了時の引渡条件」に従い本施設を貴組合に引渡すことをもって、事業者の本契約に基づく業務は全て完了するものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	入札説明書	3	第２章	6	（6）	1）	①	ア		事業用地の造成、埋設物対策及び本施設の設計・建設業務	民間事業者が行う業務①設計・建設業務アに埋設物対策とあります。これについて、要求水準書（設計・建設業務編）P.45第1章第13節13.8（1）残存工作物について「組合に提示頂いた資料からでは想定できない残存工作物等が存在した場合は、監督員と協議し、事業者の責任及び費用負担にて適切に対処すること」とありますが、貴組合のご提示資料から想定できないものについては事業者で負担できるものではありません（見積できません）。貴組合より提示された資料により想定できない残存工作物が存在した場合には、貴組合の負担の下で対応するとの理解でよろしいでしょうか。	事業者の負担としてください。
4	入札説明書	4	第2章	6	（6）	1）	②	カ		施設見学者の対応及び地域住民への対応支援業務	民間事業者の事業内容にカ．施設見学者の対応が入っていますが、行政視察者や市民である小学生の社会科見学等の対応まで事業者が行うということでしょうか。もし、そうであるならば年間の施設見学者の見込み数（上述小学生も含む、回数、1回あたりの人数等）をご教示ください。	お見込みのとおりです。添付資料21を参照してください。
5	入札説明書	4	第2章	6	(6)	1）	②			事業の対象となる業務範囲（運営・維持管理業務）	「本事業にとって、効率性、リスク分担、コスト等に優れていると考えられる業務については、この限りではない」とのことですが、焼却灰等資源化と乾電池、蛍光灯及び電球資源化に係る運営事業者の業務は、以下の理由により焼却灰等の積込み、計量業務と乾電池、蛍光灯及び電球の受付、計量、保管業務とし、各資源化企業への対価の支払いは、委託契約と連動して貴組合から支払うことが可能でしょうか。 ①廃棄物の運搬及び処理業務委託にあたると考えられることより、委託契約と連動して対価の支払いが行われることが合理的であること。 ②各資源化企業（運搬を含む）へ支払う対価について、社会情勢の変化等により事業期間を通じて運営事業者で金額を想定することは困難であり、契約関係も無い運営事業者がそのリスクを負担するのは合理的でないこと。 ③かかるリスクを運営事業者が負う場合、結果的に貴組合が支払う対価が高くなる可能性があること。 上記が不可の場合、本事業にとって、効率性、リスク分担、コスト等に優れている理由についてご教示ください。	焼却灰等資源化と乾電池、蛍光灯及び電球の資源化業務にかかる資源化企業への対価の支払いは、運営維持管理事業者から支払うこととします。理由としては、運営維持管理業務には、焼却灰等と乾電池、蛍光灯及び電球の資源化（有効利用量）企業の確保及び資源化企業による資源化量（有効利用量）、有効利用先、有効利用方法を把握し、組合へ報告する業務も含まれており、計画された資源化が行われない場合は、運営事業者に対してペナルティを課すことができます。そのようなことから、本組合にとって効率性、リスク分担、コスト等に優れていると判断しているためです。
6	入札説明書	4	第2章	6	(6)	1)	②	ク		副生成物、焼却灰等及び有価物の資源化業務	入札参加申請等に係る質問回答No.9に関しまして、「①、②焼却前の焼却不適物、溶融不適物は民間事業者の費用負担で運搬、処分すること」とありますが、民間事業者の費用負担での運搬、処分方法については、最終処分（埋立）ではなく、事業者の責任にて全量資源化を前提とする、という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	入札説明書	4	第2章	6	(6)	1)	②	ク		副生成物、焼却灰等及び有価物の資源化業務	入札参加申請等に係る質問回答No.9に関しまして、「③セメント原料化不適物及び有価で引取られない炉下不燃物の処置は、事業者の提案によります。なお、費用負担は民間事業者の費用負担で計画してください」とありますが、処理方法については、最終処分（埋立）ではなく、事業者の責任にて全量資源化を前提とする、という理解でよろしいでしょうか。	資源化先企業等における資源化過程で排出されるセメント原料化不適物等の処理方法は事業者の提案とします。
8	入札説明書	4	第２章	6	（6）	2）	①			生活環境影響調査	施設計画に影響する生活環境影響評価書の公表時期をご教示ください。もしくは提示いただける関連資料がございましたらご提示をお願い致します。	平成27年度6月頃を予定しています。
9	入札説明書	4	第２章	6	（6）	1）				民間事業者が行う業務	民間事業者が行う業務２）組合が行う業務について記載がありますが、同項目5頁に記載の本事業の業務分担用表との齟齬があるように思います。例えば「①設計・建設業務」の「イ.汚染土壌対策」について5pの業務分担表には記載がない等）。どちらを正とすればよろしいでしょうか。もし修正版がございましたら後提示ください。	10月31日付け公示の要求水準書のとおりです。
10	入札説明書	5	第2章	6						本事業の業務範囲の概要	本表中、関連施設の設計業務に関する項目の文章が途中で切れておりますので、全文をご教示願います。	10月31日付け公示の要求水準書のとおりです。
11	入札説明書	5	第２章	6	（6）	表				本事業の業務範囲の概要（受入管理）	受入管理につきましては、善管注意義務に則り実施いたしますが、搬入ごみ起因によるトラブルについては、事業者の免責事項であるとの理解でよろしいでしょうか。	内容により協議します。
12	入札説明書	6	第２章	7	（2）					本施設の運営・維持管理に係る対価	変動料金の算定に使用する一般廃棄物の処理量とは、炉で処理した量ではなく、計量法に適応する本施設のごみ計量機にて計量した搬入量であるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	入札説明書	6	第２章	7	（3）					焼却灰等の資源化業務に係る対価	変動料金の算定に使用する焼却灰等の資源化量とは、資源化先で計量した量と本施設のごみ計量機にて計量した搬出量のどちらを使用するかは、資源化委託先との協議にて決定するとの理解でよろしいでしょうか。	本組合との協議にて決定することとします。
14	入札説明書	6	第１章	7	（6）					売電による収入	売電はSPCの重要な財源であるため、想定される各施設の消費電力が、事業者に起因しない理由により、想定を超えた場合は別途協議と考えてよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
15	入札説明書	6	第２章	7	（6）					売電による収入	「受電・売電については東京電力㈱と協議中」とありますが、どのような協議かご教示いただけますでしょうか。また、協議によって事業者による売電の可否や売電先、売電の開始時期等売電収入に影響や制約等が生じることは無いと理解してよろしいでしょうか。ある場合にはどのような影響や制約等が生じるのかご教示ください。	10月31日付け公示の要求水準書のとおりです。
16	入札説明書	7	第2章	7	(6)					売電による収入	「ただし、受電・売電については東京電力㈱と協議中である」と記載がありますが、協議の結果、建設工事及び運営・維持管理業務に何らかの影響がある可能性がありますでしょうか。予めご教示下さい。（送電量制限、売電先・買電先選定等）	10月31日付け公示の要求水準書のとおりです。
17	入札説明書	12	第4章	1	(2)	4)				焼却灰等の資源化を行う企業	焼却灰等の資源化を行う企業が生産する焼成物等の主たる資源化物については、最終処分場での処分は認められないとの理解でよろしいでしょうか。 また、資源化できず最終処分した場合には、モニタリング基本計画書に基づくペナルティの対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	焼成物の最終処分は認めません。また、焼成物を最終処分した場合は、モニタリング基本計画に基づくペナルティの対象とします。

（様式４－１）

要求水準書等に係る質問に対する回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
18	入札説明書	12	第4章	1	(2)	4)				焼却灰等の資源化を行う企業	「資源化」と指定されていますので、処理の手法として最終処分は認められないとの理解でよろしいでしょうか。 また、最終処分を行った場合には、モニタリング基本計画書に基づくペナルティの対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	焼却灰等の資源化企業の資源化過程で排出される残さの処理方法は、事業者の提案とします。また、残さの最終処分については、モニタリング基本計画のペナルティの対象外です。
19	入札説明書	16	第4章		3	(4)	2)	②		入札参加資格審査結果の通知	提出書類に記載する参加者の名称は、正本は企業グループ名、副本は提案者番号でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	入札説明書	18	第4章	3	(7)	3)				提出書類の作成要領	各書類、A4ホッチキス綴じと記載がありますが、ファイルや袋綴じ等は不要と考えてよろしいでしょうか。 また、事業提案書(基礎審査項目)についてはページ数が多くホッチキス綴じが困難と考えられますが、必要に応じてファイル綴じとすることは可能でしょうか。	お見込みのとおりです。
21	入札説明書	18	第4章	3	(7)	3)				提出書類の作成要領	事業提案書について、入札参加者が特定されるような記載（企業名等）の可否についてご教示願います。 入札参加者が特定されるような記載が不可とされる場合は、正本に記載に対応する入札参加者がわかる資料の添付をすればよろしいでしょうか。 （例） 事業提案書では正本・副本とも「構成員A」と記載。 正本に「構成員A：●●社」を示す対応表を添付	事業提案書には、企業名が特定されるような記載はしないでください。そのため、正本には入札参加者が分かる資料を添付し、副本にはグループ名で記載してください。また、正本の事業提案書の表紙には、様式5-1を添付し、副本の事業提案書の表紙には様式5-2を添付してください。なお、事業提案書が複数冊になる場合は、それぞれの表紙の写しを添付してください。
22	入札説明書	18	第４章	3	（7）	3）				提出書類	提案書類の設計図書（３）図面に建築一般図（各階平面図）と・各階機器配置平面図がありますが、建築一般図（各階平面図）を各階機器配置平面図で兼用してもよろしいでしょうか。	兼用を認めます。
23	入札説明書	18	第4章		3	(7)	3)			事業提案書提出書類	事業提案書（基礎審査項目）の（９）運営・維持管理管理関係については、基礎審査・非価格要素関連事業提案資料　様式７－３、７－４を提出することでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
24	入札説明書	23	第６章	1	（3）	10)				埋蔵文化財	埋蔵文化財包蔵地を有するとありますが、関係部局との協議内容についてご教示下さい。また、対応について事前確認等を行う場合の本件に関する窓口をご教示下さい。	埋蔵文化財包蔵地については、該当箇所の工事を行う前に、関係部署との協議及び書類の提出が必要となります。また、事前確認を行う際の窓口は本組合としてください。
25	入札説明書	23	第６章	1	（3）	10)				埋蔵文化財	埋蔵文化財包蔵地を有するとありますが、予めの対策・具体的対応等について、事業者で対応・責任を負う事は極めて困難のため、実際に工事段階において対策が必要になった場合に発生した費用ならびに、それに起因する工事遅延等については貴組合の負担頂くことを前提にするとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
26	入札説明書	24	第６章	2	（1）	1）				施設の概要	将来計画の温浴施設の基本概要（設置場所、設置時期、施設概要、主要用途等）をご教示ください。	実施設計の段階で提示する予定です。
27	入札説明書	25	第6章	5	(3)					保険	運営期間中の火災保険について、入札説明書及び要求水準書(運営・維持管理業務編)には加入する旨記載がありますが、運営・維持管理業務委託契約書（案）には記載がありません。また、貴組合が加入を予定しております「建物総合損害保険共済」には、火災保険の補償内容が含まれていると推測します。 以上のことを踏まえ、運営期間中の火災保険への加入の必要性についてご教示ください。また、併せまして「建物総合損害保険共済」の補償内容をご教示ください。	運営期間中の火災保険については、本組合が加入を予定しております「建物総合損害保険共済」に、火災保険の補償内容が含まれておりますので、運営事業者の運営期間中の火災保険への加入は不要です。また、当該保険は、契約範囲内の物件に損害が発生した場合、再構築に係る費用が契約の範囲内で補てんされるものです。
28	入札説明書	31	別紙１							事業スキーム・建設工事をプラント設備設計・建設する企業と契約する場合（案）	「有価物引取企業」には鉄・アルミ等の有価物の資源化企業と乾電池、蛍光灯及び電球資源化企業が含まれると理解してよろしいでしょうか。また、スキーム図中の基本契約の矢印が入札参加者となっておりますが、これらの企業は基本協定の締結者とはならないが、基本契約の締結者となると理解してよろしいでしょうか。	「有価物引取企業」には鉄・アルミ等の有価物の資源化企業を指します。 また、有価物引取企業との基本協定、基本契約は締結しませんが、乾電池、蛍光灯及び電球資源化企業は、基本協定は締結しませんが、基本契約の締結者となります。
29	入札説明書	35	別紙４		2		2)	(1)		高効率ごみ発電施設運営・維持管理委託料の算定方法	運営・維持管理委託料Ａの維持管理費とは、様式７－３の点検整備等記号▲：法定点検△：点検、調整（目視点検、動作確認）、〇：部品交換、◎：オーバーホール、●：更新、とし、運営・維持管理委託料Ｃの補修費用とは、様式７－３の点検整備等記号の□：補修との区分方法でよろしいでしょうか。	運営・維持管理委託料Ａの維持管理費とは、様式７－３の点検整備等記号▲：法定点検△：点検、調整（目視点検、動作確認）、〇：部品交換、◎：オーバーホールとし、運営・維持管理委託料Ｃの補修費用とは、様式７－３の点検整備等記号の、●：更新と□：補修としてください。
30	入札説明書	35	別紙４		2		2)	(1)		高効率ごみ発電施設運営・維持管理委託料の算定方法	運営・維持管理委託料Ｂにおいて、ごみの種類（可燃ごみ、マテリアルリサイクル施設からの残さ、し尿処理施設からの汚泥、し渣）毎の提案単価とありますが、様式８－６との整合性に配慮し、ごみの種類を分けずに、変動費単価のみで提案することでよろしいでしょうか。	ごみの種類毎の提案単価としてください。
31	入札説明書	36	別紙４		2		2)	(2)		マテリアルリサイクル施設運営・維持管理委託料の算定方法	運営・維持管理委託料Ａの維持管理費とは、様式７－３の点検整備等記号▲：法定点検△：点検、調整（目視点検、動作確認）、〇：部品交換、◎：オーバーホール、●：更新、とし、運営・維持管理委託料Ｃの補修費用とは、様式７－３の点検整備等記号の□：補修との区分方法でよろしいでしょうか。	運営・維持管理委託料Ａの維持管理費とは、様式７－３の点検整備等記号▲：法定点検△：点検、調整（目視点検、動作確認）、〇：部品交換、◎：オーバーホールとし、運営・維持管理委託料Ｃの補修費用とは、様式７－３の点検整備等記号の、●：更新と□：補修としてください。
32	入札説明書	36	別紙４		2		2)	(2)		マテリアルリサイクル施設運営・維持管理委託料の算定方法	運営・維持管理委託料Ｂにおいて、ごみの種類（可燃性粗大ごみ、不燃性粗大ごみ、不燃ごみ）毎の提案単価とありますが、様式８－６との整合性に配慮し、ごみの種類を分けずに、変動費単価のみ提案することでよろしいでしょうか。	ごみの種類毎の提案単価としてください。
33	入札説明書	42	別紙4	4	2)					運営・維持管理業務に係わる対価	「当該指標は、落札者決定後、落札者の提案については、合理性及び妥当性があると組合が認める場合、協議を行い見直しすることができる」と記載がありますが、代替指標は、落札者決定後に提案すれば良い（事業提案書には記載しなくて良い）との理解でよろしいでしょうか。	代替指標も事業提案書に記載してください。記載場所は、様式8-13から様式8-15の欄外若しくは任意の様式の添付資料に記載して提示してください。
34	入札説明書	42	別紙4	4	2)					運営・維持管理業務に係わる対価	売電収入がSPC帰属とされておりますが、売電量は受入ごみ質によって非常に大きな幅で増減いたします。実施方針にて御提示いただきましたリスク分担において、受入廃棄物の質の変動の主負担者が貴組合とされていることより、物価変動等による改定の協議に用いる指標として、ごみ質変動についても指標としてご提案させていただけるものと理解してよろしいでしょうか。	本組合が提示したごみ質の範囲を超える場合は、料金改定の指標とすることも検討します。
35	入札説明書	43	別紙４	4	2)					運営・維持管理業務に係る対価	「当該指標は、落札者決定後、落札者の提案については、合理性及び妥当性があると組合が認める場合、協議を行い見直しすることができる。」とありますが、落札後に落札者が提案できるものと理解してよろしいでしょうか。	事業提案で民間事業者が提案した案を基本にした代替案として、より合理性及び妥当性がある指標に限り提案できるものとします。

（様式４－１）

要求水準書等に係る質問に対する回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
36	入札説明書	43	別紙４	4	2)	（１）				物価変動の指数	委託料の物価変動の指数についてのご提示がありますが、これらの指標の基準となる時期は、入札者が提案書・入札書を提出した日を起点に考えるとの理解でよろしいでしょうか。	運営・維持管理契約締結日とします。
37	入札説明書	44	別紙4	4	2)	(2)				改定額の計算方法	「3.0%を超過する増減があった場合に改定を行う」と記載がありますが、3.0%は変動幅としては大きいと思料します。公共工事標準請負契約約款における物価変動の全体スライド条項にある1.5%の変動幅への見直しをお願い致します。	入札説明書のとおりです。
38	入札説明書	44	別紙4	4	2)	(2)				改定額の計算方法	入札時点（平成27年3月）から運営・維持管理業務契約締結時点（平成31年4月より前の適切な時期）までに、4年間程度の期間があります。この間の物価変動等についても、本項で定める計算方法に基づき、委託費の改訂をご実施頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	運営維持管理契約前の期間を含めた物価変動は行う予定はありません。
39	様式集（入札説明書等）		様式5							事業提案書	事業提案書については枚数が多くなることから事業提案書（基礎審査項目）、事業提案書（非価格事業審査項目）、事業提案書（基礎審査・非価格要素関連事業提案資料様式集）を分冊とさせていただいてよろしいでしょうか。分冊とする場合には、各分冊に様式5-1（又は5-2）、5-3を使用するものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、正本１部は様式5-1、副本には様式5-2を使用してください。
40	様式集（入札説明書等）		様式6 全般							非価格要素審査に関する提案書 作成要領	文字サイズ10ポイント以上の指定がありますが、図中や表中の文字サイズについては、判読できる可能な限り大きいサイズとして、10ポイント以下とすることは可能でしょうか。 また、その他、文字の種類(明朝，ゴシック等)，ページ符番(符番要領，符番位置)等の指定がありましたらご教示願います。	お見込みのとおりです。また、文字の種類、ページ符番についての指定はありませんが、見やすくわかりやすい体裁としてください。
41	様式集（入札説明書等）		様式6 全般							非価格要素審査に関する提案書 作成要領	提案書作成要領にて、補足説明資料の添付を認めていただいておりますが、補足説明資料の添付方法はいずれと考えればよろしいでしょうか。 ①様式6-1～23の各様式の後ろに補足説明資料を添付。 ②様式6-23の後ろに様式6-1～23に対する補足説明資料をまとめて添付 ③様式7(基礎審査・非価格要素関連事業提案資料様式集)の後ろに添付	別冊または、③としてください。
42	様式集（入札説明書等）		様式6-5	2	2.1	(1)	⑤			ごみ質の設計年間焼却処理可能量	ごみ質別の設計年間焼却処理可能量とは、ごみ搬入量にかかわらず、理論上処理可能な年間焼却処理量の上限と理解すればよろしいでしょうか。（例えばごみ質によっては、245t/日以上の処理が可能な場合、245t/日以上処理を行うとして計算を行う）	お見込みのとおりですが、提案書において設計上処理が可能な年間焼却量の上限を示してください。
43	様式集（入札説明書等）		様式6-10,11,12,13							計画年間処理量	計画年間処理量とは、要求水準書（設計・建設業務編）p.8表2.1-1に記載されている量を指すものとの理解でよろしいでしょうか	お見込みのとおりです。
44	様式集（入札説明書等）		様式6-11	2	2.2	(2)	①			電力年間使用量	電力年間使用量は場内消費電力を記載するものとし、場外給電施設（温水プール、温浴施設等、し尿処理施設）消費分は含まないものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
45	様式集（入札説明書等）		様式6-12	2	2.2	(3)	②			売電電力量	記載する売電電力量は年間総売電量と考えればよろしいでしょうか。 また、年間総売電量を提示させていただくにあたり、事業者選定における公平性確保のたえにも算出条件を統一することが必要と思慮します。要求水準の記載を踏まえ、算出条件については以下が統一条件であるものと考えてよろしいでしょうか。 ①ごみ質　　基準ごみ ②年間処理量　　要求水準書（設計・建設業務編）p.8表2.1-1に記載される量 ③関連施設給電量　要求水準書（設計・建設業務編）p.113に記載された温水プール、温浴施設等、し尿処理施設への供給電力量を受変電設備の点検に伴う全停電期間を除き24h一定で供給 ④場外予熱利用量　要求水準書（設計・建設業務編）p.113表6.3.1に記載されたている熱量　温水プール3000MJ/h、老人福祉センター1250MJ/hを全休炉期間以外の日は24h一定で供給。	売電電力量は、年間総売電量としてください。また、売電電力量の算出条件は、以下のとおりとしてください。 ①ごみ質　：　基準ごみ ②年間処理量　：　要求水準書（設計・建設業務編）p.8表2.1-1に記載される量 ③関連施設給電量　： ・し尿処理施設　210kWh ・温水プール　160kWh ・温浴施設　45kWh ④場外余熱利用量　：　以下に示す供給量を全休炉期間以外の日は24時間一定で供給 ・温水プール　3,000MJ/h ・老人福祉センター　1,250MJ/h ・その他　750MJ/h ※余熱供給温度等の条件は、10月31日付け公示の要求水準書を参照願います。
46	様式集（入札説明書等）		様式6-13	2	2.2	(4)	①			電力からのCO_2排出量の算定方法	電力からのCO_2排出量の算定は、環境省HP「電気事業者別排出係数一覧」の平成26年算出用を参照するものと理解してよろしいでしょうか。 また、補助燃料としてバイオ系燃料の使用を提案した場合、提案使用量を遵守する義務および使用量未達時のペナルティーはありますでしょうか。	電力からのＣＯ$_2$排出量の算定は、お見込みのとおりです。 補助燃料のバイオ系燃料の使用量の遵守とペナルティーについては、基本的に設けないこととしますが、費用の増減が生じた場合のみ、委託料減のペナルティーが発生することとします。
47	様式集（入札説明書等）		様式7-4							計画年間運転維持管理計画	本様式の記載要領について、記入例をご教示願います。	バーチャートで停止時期、期間、補修等の時期が分かるように示してください。
48	様式集（入札説明書等）		様式7-6							副生成物・焼却灰等及び不燃残さの発生量	各排出量に関しては、入札説明書（P25）表　搬入廃棄物の将来推計値をもとに記載することでよろしいでしょうか	お見込みのとおりです。
49	様式集（入札説明書等）		様式8							事業費算出要領	様式8の内、運転経費，売電収入，副生成物売却等収入などのごみ質に関わる箇所については、基準ごみをベースに算出するものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

（様式４－１）

要求水準書等に係る質問に対する回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
50	様式集（入札説明書等）		様式8							記載数値の有効数値	「金額の有効数値は１円とし、１円未満は切り捨てること。表示は千円単位とする。」とありますが、この規定ですと、表示された数値の合算が合計と一致しない場合も考えられますが、一円単位で合計と一致していればよいと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
51	様式集（入札説明書等）		様式8－3							事業費	様式8-3に様式8－8　開業費(運営固定費）を計上することで、よろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、様式8-3に項目を設けて計上してください。
52	様式集（入札説明書等）		様式8－3							事業費	現在価値換算にする理由及び方法について、ご教示願います。	本組合では、本事業を特定事業と選定しており、特定事業で計画したＶＦＭと落札者が決定した場合のＶＦＭを比較するためです。現在価値換算の方法は、『廃棄物処理施設整備事業に係る費用対効果分析について』（衛環第18 号平成12 年3 月10 日）に準じてください。
53	様式集（入札説明書等）		様式8-11							人件費（固定費）	給与単価の内容や算出根拠はスペースに入らない場合、別紙に記載してもよろしいでしょうか。	別紙に記載してください。ただし、様式8-11から別紙が分かるように追記してください。
54	様式集（入札説明書等）		様式8-12							ＳＰＣのその他経費（固定費）	ＳＰＣの利益はこの様式に計上するものと考えてよろしいでしょうか。	様式8-12に適宜記入欄を追加して計上してください。
55	様式集（入札説明書等）		様式8-14							運転経費(マテリアルリサイクル施設運営業務委託料変動費運営業務委託料Ｅ）	「※3　運営変動費には、ごみ処理量の変動に応じて変動する費用を記載すること。このため、乾電池、蛍光灯及び電球の資源化に係る費用は、当該様式に記載すること。」とありますが、乾電池、蛍光灯及び電球の量は、入札説明書25頁第６章5（2）の表「搬入廃棄物の将来推計値」の破砕等処理量合計の内訳を基にするという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
56	様式集（入札説明書等）		様式8-16							売電収入	売電収入の算出要領として、以下の条件であると考えればよろしいでしょうか。 ①場外余熱利用設備への余熱供給量は要求水準書（設計・建設業務編）p.114　表6.3.1に記載された熱量に従い温水ﾌﾟｰﾙ3000MJ/h、温浴施設1,250MJ/hを全休炉期間を除き24時間供給するものとして算出 ②温水プール，温浴施設，し尿処理設備への電気供給は、要求水準書（設計・建設業務編）p.113　6.1 5)②に記載された供給電力量を、受変電設備の点検にともなう全停電期間を除き２４時間供給するものとして算出。 ③基準ごみ質で算出。	売電収入の算出要領は、以下の条件で算出願います。 ①ごみ質　：　基準ごみ ②年間処理量　：　要求水準書（設計・建設業務編）p.8表2.1-1に記載される量 ③関連施設給電量　： ・し尿処理施設　210kWh ・温水プール　160kWh ・温浴施設　45kWh ④場外余熱利用量　：　以下に示す供給量を全休炉期間以外の日は24時間一定で供給 ・温水プール　3,000MJ/h ・老人福祉センター　1,250MJ/h ・その他　750MJ/h ※余熱供給温度等の条件は、10月31日付け公示の要求水準書を参照願います。
57	様式集（入札説明書等）		様式8-17							副生成物売却等収入 (運営業務委託料変動費)	余剰エネルギー活用収入及びその他について、どのようなものを計上するのか、ご教示願います。	売電収入及び副生成物の販売収入を計上願います。
58	様式集（入札説明書等）		様式8-19							ＳＰＣ長期事業収支計画表（損益表）	法人税等に適用する税率については、現在の税率を２０年間適用するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
59	様式集（入札説明書等）				5	(1)		④		非価格要素審査に関する提案書	「事業提案内容について、データ、計算書、図面、写真等の補足説明の資料が必要な場合は、添付資料として添付することを認めます」とありますが、添付資料を事業提案書に合冊とするか別冊とするかは、事業者提案でよろしいでしょうか。	補足説明資料は、別冊としてください。（または、様式７の後ろに添付してください。）
60	様式集（入札説明書等）		様式6-13	2	2.2	(4)		①			高効率ごみ発電施設及びマテリアルリサイクル施設における「副生成物、焼却灰等の資源化物の有効利用に伴う二酸化炭素排出削減量」の算定にあたって、入札参加者間で算定条件に差が出ないように、算定条件の明確化をお願い致します。	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体の事務及び事業に係る「実行計画策定マニュアル及び温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」（平成23年10月　環境省　地球環境局）に基づいて算出してください。 ただし、電力からのCO_2排出量の算定は、「電気事業者別排出係数一覧」の平成26年算出用を参照してください。
61	様式集（入札説明書等）					(1)		②		非価格要素審査に関する提案書 〔提案書作成要領〕	「文字のフォントは10ポイント以上としてください」とありますが、見易さを損なわない範囲で、本文以外の文字（例えば図表説明の文字、注釈など）はサイズを調整可能と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
62	様式集（入札説明書等）					(1)		②		非価格要素審査に関する提案書 〔提案書作成要領〕	非価格要素提案書の体裁について、各様式の色彩、余白、改ページ個所等の書式については、見易さを損なわない範囲で、調整可能と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
63	様式集（入札説明書等）					(1)		②		非価格要素審査に関する提案書 〔提案書作成要領〕	非価格要素提案書等の提出図書のページ番号は、枚数等に応じて、適宜、記載するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
64	様式集（入札説明書等）					(1)		④		非価格要素審査に関する提案書 〔提案書作成要領〕	「事業提案内容について、データ、計算書、図面、写真等の補足説明の資料が必要な場合は、添付資料として添付することを認めます」とありますが、関心表明書はこの添付資料に該当するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
65	様式集（入札説明書等）					(1)		④		非価格要素審査に関する提案書 〔提案書作成要領〕	「事業提案内容について、データ、計算書、図面、写真等の補足説明の資料が必要な場合は、添付資料として添付することを認めます。なお、添付資料の様式は任意とします」とありますが、サイズはA3もしくはA4と考えてよろしいでしょうか。A3の場合、折込で添付してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

（様式４－１）

要求水準書等に係る質問に対する回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
66	様式集（入札説明書等）		様式6-5	2	2.1	(1)		①		ごみ質及びごみ処理量変動に対する対策	「ごみ質及びごみ処理量の変動に対する本施設の特徴と設計・建設面及び運営・維持管理面における具体的な対応策について示して下さい。」とありますが、既設のごみ質及びごみ処理量の変動を踏まえた提案とするため、以下のデータを開示願います。 1.直近3年間のごみ質分析データ（可燃ごみの単位容積重量、種類組成、三成分、低位発熱量、不燃物の種類組成） 2.直近3年間の日別ごみ搬入量データ（可燃ごみ、し尿処理施設からのし渣、脱水汚泥、不燃ごみ、粗大ごみ）	添付資料19、20に示します。ただし、し尿処理施設は、平成26年4月に稼動開始したので6ヶ月のデータとなります。また、添付資料20の不燃ごみの組成調査結果は、一般廃棄物処理基本計画策定時に行った調査結果を参考までに添付しています。
67	様式集（入札説明書等）		様式6-5	2	2.1	(1)		②		安定稼動実績データについて	「類似施設（提案する焼却方式で施設規模100t/日×2炉以上）における安定稼働実績についてデータを含めて示して下さい。」とありますが、入札参加者間で算定条件に差が出ないように、「安定稼働実績についてのデータ」でどのようなものが必要か、また何が評価指標となるのか明確化願います。	安定稼動は、長期安定稼動と瞬時安定稼動を確認する予定ですので、それぞれ安定稼動の状況が把握できる資料を示してください。
68	様式集（入札説明書等）		様式6-5	2	2.1	(1)		③		運転実績データについて	「実現可能な１炉当たりの年間稼働日数及び類似施設における運転実績を、データを含めて示して下さい。」とありますが、入札参加者間で算定条件に差が出ないように、"実現可能な１炉当たりの年間稼働日数"とは、高効率ごみ発電施設における平成31年度の操炉計画上の1炉当たりの年間稼働日数と考えてよろしいでしょうか。	計画処理量ではなく、適切な維持管理を確保しつつ実現可能な１炉当りの年間稼動日数を提示してください。
69	様式集（入札説明書等）		様式6-5	2	2.1	(1)		④		余裕率について	「１炉当たりの定格処理能力に対する余裕率と主容器機器の余裕率について具体的に示して下さい。」とありますが、「主容器機器の余裕率」は高効率ごみ発電施設における「主要機器の余裕率」と読み替えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
70	様式集（入札説明書等）		様式6-5	2	2.1	(1)		⑤		設計年間焼却処理可能量について	「ごみ質別の設計年間焼却処理可能量を示して下さい。」とありますが、高効率ごみ発電施設における計画ごみ質の範囲（低質、基準、高質）で、年間計画処理量（平成31年度ベース）と考えてよろしいでしょうか。	計画処理量ではなく、設計上、ごみ質別の年間焼却可能処理量を提示してください。
71	様式集（入札説明書等）		様式6-11	2	2.2	(2)		①		年間使用燃料エネルギー投入量について	「本施設の年間に使用する燃料、電気等のエネルギー投入量とその根拠を示して下さい。」における「その他」に該当する項目をご教授願います。	提案する処理方式に必要な燃料等を示します。
72	様式集（入札説明書等）		様式6-12	2	2.2	(3)		②		売電電力量算出根拠について	「※1）ごみ量は計画年間処理量、ごみ質は基準ごみとして、電力供給先の施設へ電力を供給している条件で算出してください。」とありますが、要求水準書 （設計・建設業務編）p.113の温水プール160kWh、温浴施設等45kWh、し尿処理施設210kWhを年間を通じて、毎時、毎日一定で供給するものと考えてよろしいでしょうか。 もしくは、入札参加者間で算定条件に差が出ないように、時間帯別、季節別等の各施設への電力供給の条件を明確化のほどお願い致します。	お見込みのとおりです。
73	様式集（入札説明書等）		様式6-12	2	2.2	(3)		④		温水プール、温浴施設への電力及び余熱供給について	「温水プール、将来計画の温浴施設への電力及び余熱供給に関する特徴を具体的に示して下さい。」とありますが、入札参加者間で算定条件に差が出ないように、時間帯別、季節別等の電力及び余熱供給の条件を明確化のほどお願い致します。 また、余熱供給の条件においては、各取合点における熱媒体温度、供給熱量を提示願います。	売電収入の算出要領は、以下の条件で算出願います。 ①ごみ質　：　基準ごみ ②年間処理量　：　要求水準書（設計・建設業務編）p.8表2.1-1に記載される量 ③関連施設給電量　： ・し尿処理施設　210kWh ・温水プール　160kWh ・温浴施設　45kWh ④場外余熱利用量　：以下に示す供給量を全休炉期間以外の日は24時間一定で供給 ・温水プール　3,000MJ/h ・老人福祉センター　1,250MJ/h ・その他　750MJ/h ※余熱供給温度等の条件は、10月31日付け公示の要求水準書を参照願います。
74	様式集（入札説明書等）		様式6-13	2	2.2	(4)		①		二酸化炭素排出量について	高効率ごみ発電施設及びマテリアルリサイクル施設にける「場外電気供給に伴う二酸化炭素排出削減量」の算定にあたって、入札参加者間で算定条件に差が出ないように、時間帯別、季節別等の電力供給の条件を明確化のほどお願い致します。	売電収入の算出要領は、以下の条件で算出願います。 ①ごみ質　：　基準ごみ ②年間処理量　：　要求水準書（設計・建設業務編）p.8表2.1-1に記載される量 ③関連施設給電量　： ・し尿処理施設　210kWh ・温水プール　160kWh ・温浴施設　45kWh ④場外余熱利用量　：以下に示す供給量を全休炉期間以外の日は24時間一定で供給 ・温水プール　3,000MJ/h ・老人福祉センター　1,250MJ/h ・その他　750MJ/h ※余熱供給温度等の条件は、10月31日付け公示の要求水準書を参照願います。

要求水準書等に係る質問に対する回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
75	様式集（入札説明書等）		様式6-13	2	2.2	(4)		①		二酸化炭素排出量について	高効率ごみ発電施設及びマテリアルリサイクル施設における「場外余熱供給に伴う二酸化炭素排出削減量」の算定にあたって、入札参加者間で算定条件に差が出ないように、時間帯別、季節別等の余熱供給の条件を明確化のほどお願い致します。	売電収入の算出要領は、以下の条件で算出願います。 ①ごみ質　：　基準ごみ ②年間処理量　：　要求水準書（設計・建設業務編）p.8表2.1-1に記載される量 ③関連施設給電量　： ・し尿処理施設　210kWh ・温水プール　160kWh ・温浴施設　45kWh ④場外余熱利用量　：以下に示す供給量を全休炉期間以外の日は24時間一定で供給 ・温水プール　3,000MJ/h ・老人福祉センター　1,250MJ/h ・その他　750MJ/h ※余熱供給温度等の条件は、10月31日付け公示の要求水準書を参照願います。
76	様式集（入札説明書等）		様式6-14	2	2.3	(1)		②		停電時における本施設の安全性について	「②停電時における本施設の安全性について具体的な対策を示して下さい。」とありますが、「③停電時における本施設の安全性について具体的な対策を示して下さい。」と読み替えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
77	様式集（入札説明書等）		様式6-14	2	2.3	(1)		③		停電時における本施設の運転再開方法について	「③停電時における本施設の運転再開する方法について具体的に示して下さい。」とありますが、「④停電時における本施設の運転再開する方法について具体的に示して下さい。」と読み替えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
78	要求水準書（設計・建設業務編）	2	第１章	第１節	1.6					事業実施場所	事業実施場所は、航空制限による制約条件はないとの理解でよろしいでしょうか。もし、制約条件がある場合はその具体的内容、条件をご教示願います。	制約はありません。
79	要求水準書（設計・建設業務編）	2	第１章	第１節	1.8					業務範囲	水路を移設する場合は、現状と同じボックスカルバートが必須になりますでしょうか。水路の勾配、マンホール設置場所等、移設する制約条件があればご教示願います。	原則としてボックスカルバート、配管等埋設による計画としてください。ただし内容により協議とします。また、関係機関との調整が必要となります。
80	要求水準書（設計・建設業務編）	2	第１章	第1節	1.8	(1)	2)			汚染土壌対策	汚染土壌対策は必要に応じて、とありますが、今回対象となるのは添付資料８で有害物質が検出された範囲のみとの理解でよろしいでしょうか。	10月31日付け公示の添付資料８に示す汚染土壌の処理を平成27年度中に実施してください。
81	要求水準書（設計・建設業務編）	2	第１章	第１節	1.8	(8)				既設第２清掃処理場のごみピット内可燃ごみの搬出、運搬及び処理	ピット内の可燃ごみの搬出、運搬及び処理を行うとありますので、下記についてご教示ください。 ①実施時期 ②搬出する可燃ごみの重量及び容積 ③既存施設の状況、設備が不明なため、既存クレーンでの搬出作業 （車上渡し（事業者の準備する車両に、組合様がごみを積む作業）は貴組合にて実施して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。 ④処分先のご指定の有無 ⑤搬出する目的	①協議とします。 ②可能な限り本組合にて処理を行った残りとなります。 ③全て事業者にて実施してください。 ④本事業における高効率ごみ発電施設。 ⑤残渣の処理。
82	要求水準書（設計・建設業務編）	2	第1章	第1節	1.8	(8)				既設第２清掃処理場のごみピット内可燃ごみの搬出、運搬及び処理	既設第２清掃処理場のごみピット内可燃ごみの搬出、運搬作業は貴組合範囲として頂けないでしょうか。	10月31日付け公示の要求水準書のとおりです。
83	要求水準書（設計・建設業務編）	2	第1章	第1節	1.8	(8)				既設第２清掃処理場のごみピット内可燃ごみの搬出、運搬及び処理	既設第２清掃処理場へのごみ受入停止から、ごみピット内の可燃ごみは可能な限り既設焼却炉にて焼却し減らしていただき、ごみクレーンにて取りきれないピット角部や底部のごみの搬出運搬の理解でよろしいでしょうか。 また、搬出に必要な既設の電気、水道、ごみクレーン等の設備は使用可能と理解してよろしいでしょうか。 可燃ごみの搬出先は、新設の高効率ごみ発電施設にて処理する理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
84	要求水準書（設計・建設業務編）	2	第1章	第1節	1.8	(8)				既設第２清掃処理場のごみピット内可燃ごみの搬出、運搬及び処理	既設第２清掃処理場のごみピット内可燃ごみの搬出、運搬作業を運営事業者にて行う場合、費用算出のため以下資料を提示お願いします。 ・既設ごみピット仕様及び図面 ・既設クレーン(付属のホイスト含む)仕様及び図面 ・既設ごみ投入扉仕様及び図面	添付資料22に示します。
85	要求水準書（設計・建設業務編）	2	第1章	第1節	1.8	(8)				業務範囲	「既設第２清掃処理場のごみピット内可燃ごみの搬出、運搬および処理」が業務範囲となっておりますが、既設で焼却可能なものは全て処理し、ごみクレーンで掴むことができない部分のごみピット残留物についての搬出、運搬および処理を行うものとの理解でよろしいでしょうか。処理としては、新たに整備する施設に搬入して焼却処理することが可能でしょうか。（清掃にともなう産業廃棄物として処理するのではなく、ごみピットに貯留された一般廃棄物を新施設に移送して処理）	お見込みのとおりです。
86	要求水準書（設計・建設業務編）	2	第１章	第1節	1.8	(9)				事業用地内の仮設道路の設置及び計量機、洗車場、揚水用井戸(2本)、サンプリング用井戸(2本)等の移設	揚水用井戸２本とは、本施設用と本施設用のバックアップの２本との理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案としてください。
87	要求水準書（設計・建設業務編）	2	第１章	第1節	1.8	(9)				同上	サンプリング用井戸（2本）の移設となっていますが、添付資料にサンプリング用井戸が見当たりません。サンプリング用井戸の現状位置、移設位置と仕様を御教示ください。また、本項におけるサンプリング用井戸は、p.186　1.1　(1)17）のモニタリング用井戸と同義と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。詳細は、添付資料11に示します。
88	要求水準書（設計・建設業務編）	2	第１章	第1節	1.8	(9)				同上	既設井戸の掘削深さをご教示願います。また、地下水脈の情報がありましたらご教示していただけないでしょうか。	添付資料11に示します。

要求水準書等に係る質問に対する回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
89	要求水準書（設計・建設業務編）	2	第１章	第1節	1.8	(9)				同上	仮設洗車場で使用する水（上水又は井水）、排水ラインの配管図をご教示ください。移設時は、このラインに配管付替えという理解でよろしいでしょうか。	添付資料12に示します。
90	要求水準書（設計・建設業務編）	2	第1章	第1節	1.8	(9)				業務範囲	計量機の移設を行う場合に必要と考えられる既設仕様(機器仕様、計量データ仕様、通信仕様等)及び図面類をご提示願いします。	添付資料18に示します。
91	要求水準書（設計・建設業務編）	2	第1章	第1節	1.8	(9)				井戸の移設	井戸の移設について以下につきご教示願います。 ①揚水用井戸の移設2箇所はP186第４章第１節1.（1）１７）によると3箇所となっています。どちらが正かご教示ください。 ②添付資料3によりますと、事業地内井戸は1号（休止中）、2号（新し尿施設バックアップ用）の２か所です。1号は廃止とし、2号を移設対象井戸と理解すればよろしいでしょうか。それとも1号は休止中であっても移設が必要でしょうか。 ③添付資料3によりますと、３号（休止中）、4号井戸（新し尿施設用）は事業地外であることから、移設は不要と考えて宜しいでしょうか。 ④建物計画において移設対象井戸が干渉しない位置であれば移設は不要とすることは可能でしょうか。 ⑤現状使用中の井戸の汲み上げ量、水質等のデータ、さく井地層柱状図をご教示ください。また取水制限があれば上限水量をご教示願います。 ⑥モニタリング用井戸は、水質検査の検体採取用と考え揚水ポンプは不要と考えて宜しいでしょうか。またモニタリング対象の深さ・頻度・項目をご教示ください。	①１号、２号の２箇所となります。 ②１号、２号共廃止とはしないようにしてください。移設の有無は事業者の提案とします。 ③お見込みのとおり。なお、３号（休止中）につきましては、廃止しました。 ④事業者の提案とします。 ⑤添付資料11を参照してください。 ⑥事業者の提案とします。詳細は添付資料11を参照してください。
92	要求水準書（設計・建設業務編）	3	第１章	第1節	1.9	(1)	1）			生活環境影響調査	生活環境影響調査の評価内容を遵守するとありますので、調査書の公表時期をご教示ください。	平成２７年度６月頃を予定しています。
93	要求水準書（設計・建設業務編）	3	第1章	第1節	1.9	(1)	1）			全体計画	「ごみ処理施設更新に伴う生活環境影響調査」の評価内容を御教示願います。	添付資料25に示します。
94	要求水準書（設計・建設業務編）	3	第1章	第1節	1.9	（1）	5）			安定稼動の確保	運営・維持管理業務委託契約書第６８条に定める機能検査においては、機能検査を運営期間終了日の３年前から２年間の間に行うこととなっており、その中で性能保証要件を満たすこと等を確認することとなっています。 一方で、要求水準書（運営・維持管理業務編）9p「５．本業務期間終了時の引渡条件」では、引渡時に、「第１章 第９節 9.3引渡性能試験」に示す内容・方法の試験を実施することや、内外の外観等の検査、内外の機能及び性能上の検査等を行うこととなっています。 以上の２つが示すものは同一の試験であり、「５．本業務期間終了時の引渡条件」に定める試験や検査を行うことで、運営・維持管理業務委託契約書第68条に定める機能検査義務についても満足するものと理解してよろしいでしょうか。	運営・維持管理業務委託契約書第６８条に定める機能検査は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行規則第５条に定める精密機能検査を指しており、要求水準書（運営・維持管理業務編）P9に示した内容は、事業終了時の引渡条件を示しており、別々のものと考えてください。ただし、引渡時に精密機能検査の結果を参考資料とすることは認めます。
95	要求水準書（設計・建設業務編）	3	第1章	第1節	1.9	(1)	8)			防災機能	災害時、周辺地域住民の一時避難場所としての防災機能はどの程度の期間を想定すればよろしいでしょうか。	１週間程度を想定してください。
96	要求水準書（設計・建設業務編）	4	第1章	第1節	1.9	(2)				総合仮設工事	組合既存施設である乾電池、蛍光灯及び電球(水銀入りに限る)の引き取り箇所は添付資料５既存施設の車両動線によると、事業敷地内にあるようにみえます。工事の際は事業敷地外に乾電池、蛍光灯及び電球(水銀入りに限る)の引き取り箇所を確保していただけると考えてよろしいでしょうか。	10月31日付け公示の要求水準書のとおりです。
97	要求水準書（設計・建設業務編）	4	第1章	第1節	1.9	(2)				総合仮設工事	仮設事務所等の設置場所、工事関係者の駐車場、工事車両の待機場所等について、既設北西側の「臨時駐車場等」の用地は、建設期間中(プール繁忙期を除くなどすれば)に使用可能でしょうか。また、その他敷地外等で、借地可能な用地はございますでしょうか。	既設北西側の臨時駐車場等の用地は使用できません。また、その他敷地外等は管理者ではないためお答えできません。
98	要求水準書（設計・建設業務編）	4	第1章	第1節	1.9	(2)				総合仮設工事	総合仮設工事を行うにあたり、既存施設の温水プールへの蒸気等配管の切り回し時の、供給停止可能時期及び時間をご教示下さい。	温水プール休館日（温水プールホームページを参照してください。）及び、温水プール定期補修による休館日。
99	要求水準書（設計・建設業務編）	4	第1章	第1節	1.9	(2)				総合仮設工事	「工事に必要な資材置き場、仮設事務所等の設置場所、工事関係者の駐車場、工事車両の待機場所を事業者の責任、費用負担において確保すること」と記載がありますが、事業用地が非常に狭い為、将来の公園整備予定地（新幹線高架の北側）の一部を、資材置き場、工事関係者の駐車場等の目的で、無償で使用させて頂くことは認められますでしょうか。	認められません。
100	要求水準書（設計・建設業務編）	4	第1章	第1節	1.9	(2)				総合仮設工事	建設用地内で可燃ごみ積替え作業が行われておりますが、建設工事期間中にも行われる予定はありますでしょうか。予定されている場合、積み替え作業が行われる時期、期間、方法についてご教示願います。 また、可燃ごみ積替え時期によっては、既存積み替え設備が移設が必要なとなる場合が、ありますが粗大・不燃ごみ処理施設の一部敷地や既存焼却施設内の敷地を借用して積み替え設備を仮設して実施することは可能でしょうか。	建設工事期間中のごみの詰め替え作業は予定していません。
101	要求水準書（設計・建設業務編）	4	第1章	第1節	1.9	(2)				総合仮設工事	既設計量機の移設に関して以下をご教示願います。 ①既存計量機の移設を検討するにあたり、計量機の仕様および計量システムをご教示願います。 ②焼却灰積み替え保管施設近傍にある既設計量機を仮設計量機として使用することは可能でしょうか。不可の場合でも、本計量機付近に仮設計量機を設置することは可能でしょうか。	①添付資料18を参照願います。 ②現在使用していない計量機なので、事業者の責任で点検整備、計量法に基づく検定等を実施した後、収集車両の計量、既存施設の車両動線及び作業員の安全に支障が無ければ可能です。また、既存計量機付近での仮設計量機の設置については、収集車両と作業用車両等の安全の確保、作業員の安全の確保及び著しい渋滞の発生等を生じることが無ければ可能とします。
102	要求水準書（設計・建設業務編）	4	第1章	第1節	1.9	(2)				総合仮設工事	事業用地外の貴組合用地内（例えば既設ごみ焼却施設内やし尿処理施設敷地内等）を仮設計量機スペースや仮設洗車機設置スペースとして利用することは可能でしょうか。	既存業務に支障がなければ事業者の提案を認めます。
103	要求水準書（設計・建設業務編）	4	第1章	第1節	1.9	(3)	1）			目久尻川浸水対策	護岸、側方流動、下水管のモニタリングの箇所及び回数に指定があれば御教示願います。	添付資料24を参照してください。
104	要求水準書（設計・建設業務編）	4	第１章	第１節	1.9	（3）	1）			目久尻川浸水対策	「本事業実施場所の地盤高さを最低標高13.0ｍまで上げを行い、さらに、敷地と道路の境界については100cm程度の可動式の防水壁等を設置すること。」と記載があります。 レベルが低くなります門の所をそのようなものを設置するという理解でよろしいでしょうか。趣旨が違うということでしたら、どのような意図かご教示ください。	可動式の防水壁等は、嵩上げ後の標高13.0ｍに設置する計画としてください。

（様式４－１）

要求水準書等に係る質問に対する回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
105	要求水準書（設計・建設業務編）	4	第1章	第1節	1.9	(3)	1)			目久尻川浸水対策	敷地と道路の境界については100cm程度の可動式の防水壁等を設置の際、工程によっては、先に施工し建設期間中の浸水対策に使用するのは、可能でしょうか。	事業者の提案としてください。
106	要求水準書（設計・建設業務編）	4	第1章	第1節	1.9	(3)	1)			目久尻川浸水対策	『敷地と道路の境界については100cm程度の可動式の防水壁等』について、本事業にて敷地を全体的に2m程度嵩上げすることとなりますが、その嵩上げされたレベルからさらに100cm程度の防水壁を立ち上げるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
107	要求水準書（設計・建設業務編）	4	第1章	第1節	1.9	(3)	1)			目久尻川浸水対策	『敷地と道路の境界については100cm程度の可動式の防水壁等』について、本事業にて敷地を全体的に2m程度嵩上げすることとなりますが、可動式の部分は敷地出入口のみで、敷地境界全体は門塀等を防水壁とする理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案とします。
108	要求水準書（設計・建設業務編）	4	第1章	第1節	1.9	(3)	1)			目久尻川浸水対策	『敷地と道路の境界については100cm程度の可動式の防水壁等』について、本事業にて敷地を全体的に2m程度嵩上げすることとなりますが、敷地と道路の境界とありますので、敷地の東面及び南面の道路境界に設置することとし、し尿処理施設との境界には、現状フェンスが設置されているため、防水壁等は設置しないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
109	要求水準書（設計・建設業務編）	4	第1章	第9節	1.9	(3)	2)			地盤改良	添付資料7を参考に工法を選定すると考えてよろしいでしょうか。	添付資料７は参考に示したもので事業者の提案を妨げるものではありませんので事業者の提案としてください。
110	要求水準書（設計・建設業務編）	4	第1章	第1節	1.9	(3)	4）			汚染土壌対策	p.4においては「本工事に伴い土地の形質の変更を行う場合は、土壌汚染対策法等の関連法令に準拠し適切に処分すること。」とある一方で、p.186には「土壌汚染対策（必要に応じて）」とされています。①汚染を除去する、②汚染を除去しない方法のいずれによるものであるかの記載がありません。資料8に示された不適合単位区画の汚染範囲を除去するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。10月31日付け公示の添付資料８に示す汚染土壌の処理を平成27年度中に実施してください。
111	要求水準書（設計・建設業務編）	4	第1章	第1節	1.9	(3)	4）			汚染土壌対策	本事業を開始するにあたり、事業用地の面積が約1.59ha（15,900m2　＞　3,000m2）であることにより土壌汚染対策法第4条の届出義務が発生するものと推察します。行政（当該地を所轄する土壌汚染対策担当部局）との事前協議を行っていれば、内容をご教示ください。	土壌汚染対策法第４条の届け出義務が発生します。このことについて、担当部局には届出を行う旨を伝えてあります。
112	要求水準書（設計・建設業務編）	4	第1章	第9節	1.9	(3)	5)			防災調整池の設置	雨水排水に際し、ポンプアップで計画してもよろしいでしょうか。	事業者の提案としますが、下水道課、河川管理者との協議が必要となります。
113	要求水準書（設計・建設業務編）	4	第1章	第1節	1.9	(4)	2）			安定稼動	高効率ごみ発電施設において、事業終了後10年以上の安定稼動に必要な大規模修繕費は本事業費に含めると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
114	要求水準書（設計・建設業務編）	5	第１章	第１節	1.9	(4)	4)			場外余熱利用	場外余熱利用として供給する蒸気、温水の既設との取り合い点を入札参加者間で前提条件の差異がないようにご提示願います。	蒸気及び温水配管のルートを添付資料12に示しますので、取り合い点は事業者の提案としてください。
115	要求水準書（設計・建設業務編）	5	第１章	第１節	1.9	（4）	5）			資源化	「処理に伴い生じる、焼却灰等及び溶融スラグ、溶融メタル（以下、「副生成物」という。）については、極力全量資源化する」とありますが、溶融スラグ等は全量有効利用が困難な場合、最終処分場における覆土材利用は認められるのでしょうか。	焼却灰等と副生成物については、全量資源化の義務があります。ただし、焼却灰等の資源化の過程で発生する資源化不適物や残さ等の処理方法については、監督員と協議することとします。 ただし、本施設から排出される焼却灰等と副生成物等を当初から最終処分を目的として資源化企業または副生成物引取企業へ引渡し、埋立処分（最終処分場の覆土利用含む）を行った場合はペナルティの対象とします。
116	要求水準書（設計・建設業務編）	5	第１章	第１節	1.9	（4）	5）			資源化	「処理に伴い生じる、焼却灰等及び溶融スラグ、溶融メタル（以下、「副生成物」という。）については、極力全量資源化する」とありますが、焼却灰等（不燃系残渣等含む）、副生成物については、全量資源化の義務があるとの理解でよろしいでしょうか。 それとも、最終処分場への埋立の方が安価な場合、最終処分場での埋立は認められ、ペナルティの対象とならないと理解してよろしいでしょうか。	焼却灰等と副生成物については、全量資源化の義務があります。ただし、焼却灰等の資源化の過程でやむを得ず排出され、埋立処分をせざるを得ない焼却灰等については、この限りではありません。また、この場合の最終処分はペナルティ対象外とします。 本施設から排出される焼却灰等と副生成物等を当初から最終処分を目的とし、資源化企業または副生成物引取企業へ引渡し、埋立処分を行った場合はペナルティの対象とします。
117	要求水準書（設計・建設業務編）	5	第１章	第１節	1.9	(5)	4)			安定稼動	マテリアルリサイクル施設において、事業終了後10年以上の安定稼動に必要な大規模修繕費は本事業費に含めると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
118	要求水準書（設計・建設業務編）	6	第1章	第1節	1.10	(2)				都市計画事項	隣地斜線制限及び道路斜線制限はないものと考えてよろしいでしょうか。	建築基準法、神奈川県建築関係条例、神奈川県建築基準法施行令細則等を参照してください。
119	要求水準書（設計・建設業務編）	6	第1章	第1節	1.10	(2)				埋蔵文化財	添付資料9：埋蔵文化財該当箇所の資料で範囲は大まかにわかりますが、内容が不明です。平成26年7月31日「実施方針に係る質問に対する回答」No.49に「内容については協議中です。」との事でしたので、内容についてご教示下さい。また詳細該当範囲も併せてご教示下さい。	埋蔵文化財包蔵地については、該当箇所の工事を行う前に、関係部署との協議及び書類の提出が必要となります。また、範囲については、指定範囲図原本を掲載しています。
120	要求水準書（設計・建設業務編）	6	第1章	第1節	1.10	(3)				搬入出道路	添付資料５においてご提示いただいております既存搬出入車両が通行しているルート（下記赤点線ルート）について、本事業実施時にも車両が通行可能と考えてよろしいでしょうか。本ルートを継続利用することで、スムーズな構内動線計画が可能となります。 	お見込みのとおりです。

（様式４－１）

要求水準書等に係る質問に対する回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
121	要求水準書（設計・建設業務編）	6	第１章	第１節	1.10	（4）	2）			用水	上水、井水の水質をご教示ください。 水道法の分析項目以外に、プラント設計に必要となります電気伝導度、酸消費量、遊離塩素、硫酸イオン、硝酸イオン、ナトリウムイオン、カリウムイオン、カルシウムイオン、M-アルカリ、COD、イオン状シリカ等の水質もご教示ください。	添付資料11に示します。なお、水道の水質については、神奈川県等で行っている水質結果のみです。
122	要求水準書（設計・建設業務編）	6	第1章	第1節	1.10	(5)				ユーティリティ取合点	添付資料3において以下の点につきご教示願います。 ①「上水道」と示された位置は事業用地外となっております。事業用地に面した位置での引込み可能なポイントをご教示ください。 ②電話を含めた通信設備の引込みポイントをご教示ください。	添付資料12に示します。
123	要求水準書（設計・建設業務編）	6	第1章	第1節	1.10	(5)				ユーティリティ取合点　特高	添付資料3において特別高圧受電位置（予定）が、事業用地外となっております。特別高圧受電位置（予定）から事業用地内への引込み工事及び費用は、貴組合所掌という理解でよろしいでしょうか。 記載の受電点からは工場予定地まで遠く、架空での取合いが困難であると思われ、埋設する場合も既設し尿処理設備等があり工事上の様々な制約が予想され、正確な費用を想定することが非常に困難であることから、貴組合で負担頂くことができないかにつき、確認するものです。 事業者所掌とされる場合については、想定されている事業用地取り合い点までの引き込み方法、引き込み位置についてご教示願います。	事業者の負担で行ってください。また、引き込み方法、引き込み位置については事業者の提案とします。
124	要求水準書（設計・建設業務編）	8	第１章	第2節	2.1					処理能力	ごみ量の月変動係数をご教示ください。	添付資料19に示すとおりです。
125	要求水準書（設計・建設業務編）	8	第１章	第２節	2.2					計画ごみ質	ごみ質の出現頻度をご教示願います。もし無い場合は、参考になる月別のごみ質分析結果資料等のご提示をお願いいたします。	添付資料20に示します。
126	要求水準書（設計・建設業務編）	8	第1章	第2節	2.2					計画ごみ質 （汚泥、し渣）	し尿処理施設から搬入される汚泥、し渣は別々に搬入されると考えてよろしいでしょうか。また汚泥、し渣の年間搬入量は、可燃ごみの年間搬入量に比べて少ないため、直接ごみピットに投入することを認めていただけませんか。	お見込みのとおり。また、直接投入については事業者の提案とします。
127	要求水準書（設計・建設業務編）	8	第1章	第2節	2.2					計画ごみ質 （汚泥、し渣）	し尿処理施設から搬入される汚泥、し渣はの1日の搬入量、搬入回数、搬入時間帯を御教示願います。	添付資料19に示すとおりです。
128	要求水準書（設計・建設業務編）	9	第1章	第2節	2.3					搬入・搬出車両条件	一般ごみ持込みごみ車両の提示はございませんが、ないとの理解でよろしいでしょうか。もし、ある場合は平均台数をご教示ください。	一般ごみの持込はないものとして計画してください。
129	要求水準書（設計・建設業務編）	9	第1章	第2節	2.3					搬入・搬出車両条件	可燃ごみ収集車両関連について下記ご教示ください。 ①委託、許可、直営の車両台数の割合と台数 ②1日の時間帯あたりの収集台数	①直営98台（構成市）、委託64台、許可358台（搬出車両含む）、その他70台（組合他） ②添付資料26に示す通りです。
130	要求水準書（設計・建設業務編）	9	第1章	第2節	2.3					搬入・搬出車両条件	年間搬入・搬出車両台数の詳細データを開示お願いします。	添付資料26に示すとおりです。
131	要求水準書（設計・建設業務編）	11	第1章	第2節	2.9					余熱利用計画	既存老人福祉センターと将来計画である温浴施設は同時期に存在しないものと考えてよろしいでしょうか。	存在します。
132	要求水準書（設計・建設業務編）	11	第1章	第2節	2.9					余熱利用計画	余熱利用計画に外溝等とありますが、外溝に使用する余熱とは何を想定されているか御教示願います。	再生可能エネルギーを使用しない場合の外灯等を想定しています。
133	要求水準書（設計・建設業務編）	11	第1章	第2節	2.11	（5）				市民による直接搬入	「市民による直接搬入のために」とありますが、市民による年間搬入台数実績をご教示願います。	市民による直接搬入はないものとして計画してください。
134	要求水準書（設計・建設業務編）	11	第1章	第2節	2.11	(7)	1)			乾電池、蛍光灯及び電球（水銀入りに限る）の保管	乾電池、蛍光灯及び電球(水銀入りに限る)の収集回数(週何回、月何回等)及び1回当りの搬入量の実績データを開示願います。また搬入荷姿を御教示願います。	添付資料28に示すとおりです。
135	要求水準書（設計・建設業務編）	11	第1章	第2節	2.11	(7)	1)			乾電池、蛍光灯及び電球（水銀入りに限る）の保管	乾電池、蛍光灯及び電球(水銀入りに限る)の保管容器形状及び寸法を御教示願います。	添付資料28に示すとおりです。
136	要求水準書（設計・建設業務編）	11	第1章	第2節	2.11	(7)	1)			乾電池、蛍光灯及び電球（水銀入りに限る）の保管	乾電池、蛍光灯及び電球の保管についての記載がありますが、要求水準書(運営・維持管理業務編)では、「構成市の資源化センター等に搬入された乾電池、蛍光灯及び電球（水銀入りに限る。）が一定量になった時点で本施設に搬入される」とありますので、本施設では搬入される保管容器と同じ保管容器を貴組合からご支給頂けるものと考えてよろしいでしょうか。ご支給いただける場合、保管容器の搬入荷姿をご教示下さい。	乾電池、蛍光灯及び電球の保管容器は事業者にて用意してください。現在の荷姿は添付資料28に示すとおりです。
137	要求水準書（設計・建設業務編）	11	第1章	第2節	2.11	(8)				配置計画	「収集車両10 台分の待機スペースを確保すること。」とございます、計量待機車両スペースとの理解でよろしいでしょうか。	10月31日付け公示の要求水準書のとおりです。
138	要求水準書（設計・建設業務編）	11	第1章	第2節	2.11	(9)				配置計画	「場外搬出用の大型車両の駐車スペース４台分を確保すること。」とありますが、必要な車両の大きさ・台数は搬出先・搬出方法によりことなることから事業者提案とさせていただけないでしょうか。	10月31日付け公示の要求水準書のとおりです。
139	要求水準書（設計・建設業務編）	12	第1章	第2節	2.12	(1)				飛灰処理をする場合の溶出基準	飛灰処理をする場合の溶出基準とは、飛灰の再資源化を行う事が不可能になった場合に飛灰を処理した時の基準と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
140	要求水準書（設計・建設業務編）	11	第1章	第2節	2.11	(8)				待機スペース 仮設トイレ	『事業用地内に収集職員用の仮設トイレを設置すること。』とありますが、プラットホームに設ける便所と兼用でもよろしいでしょうか。	別で設置してください。

要求水準書等に係る質問に対する回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
141	要求水準書(設計・建設業務編)	13	第１章	第３節	3.1	（1）				処理能力	公称能力が14ｔ/5ｈとのご指定ですが、運営・維持管理業務編(14P)２．(1)項にあるように乾電池、蛍光灯は14ｔの内訳に入らないものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
142	要求水準書(設計・建設業務編)	13	第1章	第3節	3.1	(1)				処理能力	「可燃性粗大ごみ処理設備を高効率ごみ発電施設に設置する場合は、可燃性粗大ごみ処理設備は、高効率ごみ発電施設の工事範囲とし、マテリアルリサイクル施設で設置する破砕処理能力から除くこと。」とございますが、マテリアルリサイクル施設の公称能力も可燃性粗大ごみ処理設備の処理能力分が除かれると理解すればよろしいでしょうか。 この場合においても可燃粗大ごみについては高効率ごみ発電施設で処理されることになりますが、運営・維持管理業務において委託料はマテリアルリサイクル施設における委託費単価にて委託費が支払われるものとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
143	要求水準書(設計・建設業務編)	13	第１章	第３節	3.1	（2）				処理対象ごみの種類と処理量	不燃ごみ、粗大ごみ(可燃性粗大ごみ・不燃性粗大ごみ)処理量には、約1,275t/年(平成25年度実績)の可燃性粗大ごみが含まれているとありますが、組合様ホームページの搬入実績の平成25年度実績は粗大ごみとして1,222.41tとありました。 ①要求水準書の通り可燃性粗大ごみが1,275t、不燃ごみ及び不燃性粗大ごみが2,852－1,275＝1,577tとして計画してよろしいでしょうか。 ②また、不燃ごみおよび不燃性粗大ごみの処理量内訳をご教示願います。 ③不燃ごみおよび粗大ごみ(可燃性、不燃性)の見掛け比重をご教示願います。 ④本施設に搬入される不燃性粗大ごみの品目をご教示願います。	①お見込みのとおりです。 ②不燃ごみ：約１，０７１ｔ　／　不燃性粗大ごみ：約５０６ｔ ③把握しておりません。 ④添付資料10を参照してください。
144	要求水準書(設計・建設業務編)	13	第1章	第3節	3.1	(2)				処理対象ごみの種類と処理量	組合殿が許可した火災ごみとは、火災により罹災した一般住宅(店舗、倉庫等の事業用建築物を除く)を除去した際に発生した一般廃棄物と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
145	要求水準書(設計・建設業務編)	13	第1章	第3節	3.2	(2)				処理対象物最大寸法	処理対象物最大寸法が2,500㎜×1,500㎜×1,000㎜と記載されていますが、どのようなものを最大対象物として想定されているのかご教示下さい。	ベッド等の大型家具を想定しています。
146	要求水準書(設計・建設業務編)	13	第1章	第3節	3.2	(2)				処理対象物最大寸法	記載の処理対象物最大寸法は可燃性粗大ごみあるいは不燃性粗大ごみでしょうか。また、いずれかもう一方の最大処理寸法もご教示願います。	同様です。
147	要求水準書(設計・建設業務編)	14	第1章	第3節	3.6					稼働時間および年間稼働日数	「年間稼働日数は250日以上とする。」と記載がありますが、要求水準書(運営・維持管理業務編)P.14第4章第2節5.(3)では、「マテリアルリサイクル施設の年間稼働日数は、300日以上が可能とすること。 」とあります。どちらを正と考えればよろしいでしょうか。	10月31日付け公示の要求水準書のとおりです。
148	要求水準書(設計・建設業務編)	15	第1章	第3節	3.8	(1)				純度・回収量率	選別物の回収率は表3.8-1に示す基準を満足しなければならないとありますが、P33 表9.6-2マテリアルリサイクル施設 性能保証項目では回収率は目標値となっています。回収率は目標値を正と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
149	要求水準書(設計・建設業務編)	15	第1章	第3節	3.8					選別性能基準	表3.8-1の記載数値について、鉄、アルミの数値についてはP33 表9-6-2　マテリアルリサイクル施設性能保証項目2.選別能力（破砕選別系）の記載に従い、純度が保証値、回収率が目標値、数値についても表9-6-2が正と理解すればよろしいでしょうか。また、不燃物・可燃物の記載数値については鉄、アルミを回収した後の残渣であることおよび不燃物・可燃物の区分が困難であることから、性能保証対象外と理解してよろしいでしょうか。	表3.8-1の数値で計画してください。不燃物、可燃物の取扱いは、高効率ごみ発電施設の処理方式によって異なるので性能保証対象外とします。
150	要求水準書(設計・建設業務編)	17	第1章	第4節	4.1	(3)				騒音	騒音の敷地境界は事業用地の境界と同一と考えてよろしいでしょうか。	本組合敷地境界となります。
151	要求水準書(設計・建設業務編)	18	第1章	第4節	4.1	(4)				振動	振動の敷地境界は事業用地の境界と同一と考えてよろしいでしょうか。	本組合敷地境界となります。
152	要求水準書(設計・建設業務編)	18	第1章	第4節	4.1	(5)				悪臭	悪臭の敷地境界は事業用地の境界と同一と考えてよろしいでしょうか。	本組合敷地境界となります。
153	要求水準書(設計・建設業務編)	19	第1章	第4節	4.2	(2)				防音対策	文末の「また、著しい騒音を発生させる機器」の後に続く文章を御教示願います。	10月31日付け公示の要求水準書のとおりです。
154	要求水準書(設計・建設業務編)	19	第1章	第4節	4.2	(2)				防音対策	文章が途中で途切れております。以降の内容をご教示ください。	10月31日付け公示の要求水準書のとおりです。
155	要求水準書(設計・建設業務編)	19	第1章	第4節	4.2	(4)				悪臭対策	「手選別作業等における作業員に対して手選別室を設け」とありますが、手選別ラインを設けない場合は手選別室は設けないものとさせていただいてよろしいでしょうか。	事業者の提案とします。
156	要求水準書(設計・建設業務編)	22	第1章	第5節	5.3					生活環境影響調査等	「ごみ処理施設更新に伴う生活環境影響調査書」については、今後実施されるとの理解でよろしいでしょうか。生活環境影響調査によって、要求水準書等に記載された事項から変更が発生する場合は、費用を含めた対応につき協議いただけるものとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
157	要求水準書(設計・建設業務編)	23	第1章	第8節	8.1					試運転	「試運転は、運営維持管理業務を担当する特別目的会社職員（以下、「SPC職員」という。）によって行うこと」と記載があります。試運転の段階では、全てのSPC職員が運転に精通している訳でない為、SPC職員によって全ての試運転を行うことは、必ずしも効率的ではないと思料します。本項は「乙は、試運転にSPC職員を参加させ、教育指導を実施しなければならない」という趣旨であると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
158	要求水準書(設計・建設業務編)	24	第1章	第8節	8.1					試運転	「高効率ごみ発電施設の負荷運転開始は、平成30年10月末までに開始すること。」との記載がありますが、負荷運転開始以後竣工までの試運転期間のごみ搬入量については、事業者より試運転開始前に提示する試運転工程に応じて調整いただけるものとの理解でよろしいでしょうか。 また、マテリアルリサイクル施設については、負荷運転開始日はご指定がないものとの理解でよろしいでしょうか。	通常の搬入となりますので、ごみ搬入量の調整は出来ません。また、マテリアルリサイクル施設についてはお見込みのとおりです。

（様式４－１）

要求水準書等に係る質問に対する回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
159	要求水準書（設計・建設業務編）	23	第1章	第8節	8.1					試運転	試運転は、運営維持管理業務を担当する特別目的会社職員（以下、「ＳＰＣ職員」という。）によって行うこととあります。試運転は事業者の指導の下、ＳＰＣ職員と運営・維持管理企業職員が行うとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
160	要求水準書（設計・建設業務編）	24	第1章	第8節	8.2					運転指導	運転指導期間は高効率ごみ発電施設は90日以上、マテリアルリサイクル施設は21日以上と考えてよろしいでしょうか。また高効率発電施設の運転指導期間も土、日、祝祭日を含むと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
161	要求水準書（設計・建設業務編）	24	第1章	第8節	8.3					試運転及び運転指導にかかる費用	試運転期間中において負荷試運転以降断続的に必要となるごみは組合様にて本施設に搬入いただけるものとの理解でよろしいでしょうか。	通常の搬入となります。
162	要求水準書（設計・建設業務編）	24	第1章	第8節	8.3					試運転及び運転指導に係る費用	本項では、試運転における焼却灰等の資源化は事業者の負担、副生成物と有価物の売却益、余剰電力の売電収入は事業者の収入とするとあり、また、その他試運転及び運転指導に必要な費用は事業者負担とされています。 一方、建設工事請負仮契約書のp24 特記規定第4条では、焼却灰等又は副生成物及び処理不適物については、指定された要件を満足することを確認後、甲＝貴組合にて処理・処分を行うとあります。 焼却灰等の資源化や副生成物及び処理不適物の処分については、建設請負契約に定める通り、貴組合にて処理・処分を行って頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	10月31日付け公示の要求水準書のとおりです。
163	要求水準書（設計・建設業務編）	25	第1章	第9節	9.2	(1)				予備性能試験	〔マテリアルリサイクル施設にあっては48時間以上の予備性能試験を行い、〕とありますが、48時間以上は２日以上との理解でよろしいでしょうか。	48時間以上としてください。
164	要求水準書（設計・建設業務編）	25	第1章	第9節	9.2	(1)				予備性能試験	「マテリアルリサイクル施設にあっては48時間以上の予備性能試験を行い」とありますが、マテリアルリサイクル施設は5時間運転が基本となりますので、48時間≒約10日という計算となりますが、48時間＝2日間という一般的な理解でよろしいでしょうか。	48時間以上としてください。
165	要求水準書（設計・建設業務編）	25	第1章	第9節	9.2	(1)				予備性能試験	「マテリアルリサイクル施設にあっては48時間以上の予備性能試験を行い」と記載がありますが、マテリアルリサイクル施設は24時間連続運転ではなく、5時間／日の運転となるため、高効率ごみ発電施設とどうように5日以上の予備性能確認運転を実施するものと理解すればよろしいでしょうか。	48時間以上としてください。
166	要求水準書（設計・建設業務編）	26	第1章	第9節	9.3	(3)	2)			引渡性能試験 マテリアルリサイクル施設	マテリアルリサイクル施設の引渡性能試験は2日以上行うとありますが、マテリアルリサイクル施設は1日5時間運転が基本となりますので、1日5時間運転を2日間行うという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
167	要求水準書（設計・建設業務編）	27	第１章	第９節	9.4	（２）				試運転時の安定稼働試験	性能試験完了後の試運転期間中に監督員が指示する期間、連続負荷稼働を立証するとありますが、指示する期間により、工程が変わりますのでその期間をご教授ください。	性能試験完了後、監督員より指示します。
168	要求水準書（設計・建設業務編）	29	第１章	第9節	9.6	表9.6-1	2			排ガス	排ガスの測定場所が規定されていますが、保証値は煙突部におけるものと理解します。	お見込みのとおり。
169	要求水準書（設計・建設業務編）	29	第1章	第9節	9.6				表9.6-1 (2/5)	2.ダイオキシン類	ダイオキシン類の測定箇所に脱硝装置入口とありますが、無触媒脱硝設備を採用した場合には脱硝装置入口の測定は不要と考えてもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
170	要求水準書（設計・建設業務編）	29	第1章	第9節	9.6				表9.6-1	高効率ごみ発電施設 性能保証項目(2/5)	排ガスのダイオキシン類の測定は、煙突において監督員の指定する箇所、並びに参考としてバグフィルタ入口及び出口濃度及び脱硝装置入口にて測定するとありますが、触媒反応塔を設置しない場合においては、煙突およびバグフィルタ入口のみでよろしいでしょうか。 ばいじんにつきましても、ろ過式集じん器出口及び煙突の記載に対して、煙突の1か所でもよろしいでしょうか。	触媒反応塔を設置しない場合のダイオキシンの測定箇所は、煙突及びバグフィルタ入口としてください。ばいじんについては、バグフィルタ入口及び煙突の２箇所で測定してください。
171	要求水準書（設計・建設業務編）	30	第1章	第9節	9.6				表9.6-1 (3/5)	5.飛灰処理物・焼却主灰の保証値	試験番号5の飛灰処理物の保証値のアルキル水銀、総水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、ひ素、セレンは、飛灰資源化ができないときに飛灰処理を行った場合の溶出基準と考えてます。このため資源化を行う飛灰には適用外と考えてよろしいでしょうか。また焼却主灰も同様に資源化を行う場合は適用外と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
172	要求水準書（設計・建設業務編）	30	第1章	第9節	9.6				表9.6-1	高効率ごみ発電施設 性能保証項目(3/5)	表9.6-1 高効率ごみ発電施設 性能保証項目において、焼却主灰熱灼減量の測定頻度が各炉1ヶ月に1回以上と記載がありますが、重金属類およびダイオキシン類の計測と同様に各炉２回以上とさせていただいてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
173	要求水準書（設計・建設業務編）	31	第1章	第9節	9.6				表9.6-1 (4/5)	10.燃焼ガス温度	ガス温度の測定に設置する温度計は熱電対により測定を想定しています。熱電対の校正はメーカ工場にて行います。監督員殿の立会いは現地において製品の試験成績書を確認いただくことでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
174	要求水準書（設計・建設業務編）	32	第1章	第9節	9.6				表9.6-1 (5/5)	15～18.室内温度	試験番号15、16、17、18の保証値は原則として室温+40℃以下とありますが、各質局部温度が室温+40℃以下と考えてよろしいでしょうか。その場合室内温度の保証値はどのように考えればよろしいでしょうか。	監督員が指定する場所における室温を基準とし、各室に設置される機器表面付近温度を室温＋40℃以下を保証値とすることを原則とします。
175	要求水準書（設計・建設業務編）	32	第1章	第9節	9.6				表9.6-1 (5/5)	20.粉じん	粉じんの測定箇所は環境集塵機入口・排気出口において監督員の指定する箇所とあります。保証値は排気出口の値と考えますがよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
176	要求水準書（設計・建設業務編）	32	第1章	第9節	9.6				表9.6-1 (5/5)	22.その他	試験番号22のその他の具体的内容があれば御教示願います。	現在のことろ計画していません。

（様式４－１）

要求水準書等に係る質問に対する回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
177	要求水準書（設計・建設業務編）	32	第1章	第9節	9.6				表9.6-1	高効率ごみ発電施設 性能保証項目(5/5)	部屋温度に関しての保証値が室温＋40℃以下となっておりますが、外気温度＋40℃以下の誤記でしょうか。	監督員が指定する場所における室温を基準とし、各室に設置される機器表面付近温度を室温＋40℃以下を保証値とすることを原則とします。
178	要求水準書（設計・建設業務編）	32	第1章	第9節	9.6	表9.6-1	22			その他	性能保証項目として「組合が必要と認めるもの」とございますが、仮に貴組合が項目の追加を希望する場合、事前に協議して合意の上追加するものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
179	要求水準書（設計・建設業務編）	33	第1章	第9節	9.6				表9.6-2	2.選別能力(破砕選別系)	試験番号2の回収率は目標値となっております。P15 3.8選別性能基準では表3.8-1に示す基準を満足することと記載あれておりますが、回収率についてはP33記載の通り目標値と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
180	要求水準書（設計・建設業務編）	33	第1章	第9節	9.6				表9.6-2	2.選別能力(破砕選別系)	本表2記載の選別能力について、P.15 3.8選別性能基準 表3.8-1 に記載の内容と若干の差異がありますが、本項目記載内容を正と考えてよろしいでしょうか。 また、選別能力の回収率（目標値）について、鉄：85～90%以上、アルミ：55～60%以上とありますが、鉄：85%以上、アルミ：55%以上との解釈でよろしいでしょうか。	10月31日付け公示の要求水準書のとおりです。
181	要求水準書（設計･建設業務編）	33	第1章	第9節	9.6	表9.6-2	3			破砕能力	最終破砕ごみの最大寸法は150㎜以下とするとありますが、15ページ3.9破砕性能基準の通り85%以上が150㎜以下との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、後段の設備や高効率ごみ発電施設において支障の無いように処理を行うことを原則とします。
182	要求水準書（設計・建設業務編）	37	第1章	第12節	12.1	(7)				本施設の設計業務	本件の建築主が貴組合であり、計画通知もしくは建築確認申請いずれにて実施するかの選択が可能と思われます。計画通知もしくは建築確認申請いづれにて実施するなの選択は、合理性を考慮して事業者にて判断させていただけるものと理解してよろしいでしょうか。	本組合が所在する市は特定行政庁ではありません。なお、建築基準法、神奈川県建築関係条例、神奈川県建築基準法施行令細則等を参照してください。
183	要求水準書（設計・建設業務編）	37	第1章	第12節	12.3					実施設計	実施設計図書並びに「完成図書」等を保管・管理するために必要な保管庫は、本事業にて建設する施設内に設置することでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
184	要求水準書（設計・建設業務編）	37	第1章	第12節	12.3	(1)				実施設計	「･･･なお、図書は下記に記載順に優先順位の高いものとする。」とされており、質問に対する回答書よりも本要求水準書が優先順位が上位となっております。質問に対する回答書にて記載された要求水準書への補足・修正事項については、質問に対する回答書が優先するものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
185	要求水準書（設計・建設業務編）	42	第１章	第12節	12.7					契約金額の変更	１２．５、１２．６の場合に、契約金額の増減等の手続きを行わないとありますが、工事請負契約においては仕様変更等が生じた場合で工事請負代金額の変更については協議するとあり、要求水準書と契約書において矛盾が生じていると思います。これについては、建設工事請負契約約款第１条第１０項により契約書の適用がされるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
186	要求水準書（設計・建設業務編）	44	第１章	第13節	13.3	(2)	4)			設計変更	１２．５、１２．６の場合に、契約金額の増減等の手続きを行わないとありますが、工事請負契約においては仕様変更等が生じた場合で工事請負代金額の変更については協議するとあり、要求水準書と契約書において矛盾が生じていると思います。これについては、建設工事請負契約約款第１条第１０項により契約書の適用がされるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
187	要求水準書（設計・建設業務編）	44	第1章	第13節	13.3	(2)	4)			設計変更	監督員よりの要望等による、設計変更にかかる費用等ついては、協議させていただけるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
188	要求水準書（設計・建設業務編）	45	第1章	第13節	13.6	(1)				設備工事の責任者	「施工業者の社員の中から、担当責任者を選任」は、下請負会社の監督者が兼務するとの理解で、よろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
189	要求水準書（設計・建設業務編）	45	第1章	第13節	13.6	(3)				日報・週報・月報の提出	「定点観測写真(上空よりの写真)」は、建設周辺で撮影可能な高い建物等が無く上空よりの写真撮影が不可能な場合は、監督員と協議して設定した場所からの定点撮影でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
190	要求水準書（設計・建設業務編）	45	第1章	第13節	13.6	(3)				日報・週報・月報の提出	主要な工事記録写真（上空よりの写真）は、既設煙突から撮影した写真で代替することは可能でしょうか。	撮影場所は、監督員と協議とします。
191	要求水準書（設計・建設業務編）	45	第1章	第13節	13.7					許認可申請	事業者は許認可申請、報告、届出、申請等の書類作成及び申請等の協力に係る経費は負担しますが、関係官庁への許認可申請費は組合殿負担と考えてよろしいでしょうか。	事業者の負担として計画してください。
192	要求水準書（設計･建設業務編）	45	第１章	第13節	13.8	（1）				残存工作物	貴組合が提示した資料からでは想定できない残存工作物等が存在した場合は、監督員と協議し、事業者の責任及び費用負担にて適切に対処すること」とありますが、貴組合のご提示資料から想定できないものについては事業者で負担できるものではありません（見積できません）ので、見直しお願い致します。	事業者の負担として計画してください。
193	要求水準書（設計・建設業務編）	45	第1章	第13節	13.8	（1）				残存工作物	「組合が提示した資料からでは想定できない残存工作物等が存在した場合は、監督員と協議し、事業者の責任及び費用負担にて適切に対処すること」とありますが、一方で、建設工事請負契約書第１８条では、要求水準書に示された施工条件と実際の施工条件が相違した場合について、工期・請負代金額の変更、甲の費用負担が規定されています。 この点、貴組合が提示した資料に記載のない残存工作物等が発見された場合は、建設工事請負契約書第18条の規定に従い、工期・請負代金額の変更、事業者に生じた損害の貴組合による負担が認められるものと理解してよろしいでしょうか。	事業者の負担として計画してください。
194	要求水準書（設計・建設業務編）	45	第1章	第13節	13.8	(1)				残存工作物	貴組合が提示した資料から想定できない残存工作物等が存在した場合は、監督員と協議し、事業者の責任及び費用負担にて適切に対処することとありますが、貴組合の御提示資料から想定できないものの処置については、責任及び費用負担等について貴組合と協議できるものと考えてよろしいでしょうか。	事業者の負担として計画してください。

要求水準書等に係る質問に対する回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
195	要求水準書（設計・建設業務編）	45	第1章	第13節	13.8	(1)				残存工作物	予期せぬ残存工作物が発生した際の費用負担については別途、協議とさせて頂きたく、お願いします。	事業者の負担として計画してください。
196	要求水準書（設計・建設業務編）	45	第1章	第13節	13.8	(1)，(2)				工事条件	想定できない残存工作物等、地中障害物の存在が確認された場合に、工期に遅れが見込まれる場合は、建設工事請負契約約款第２３条に従って工期が変更されるものと考えてよろしいでしょうか。	内容により協議します。
197	要求水準書（設計・建設業務編）	45	第1章	第13節	13.8	(2)				地中障害物	予期せぬ地中障害物が発生した際の費用負担については、別途、協議とさせて頂きたく、お願いします。	事業者の負担として計画してください。
198	要求水準書（設計・建設業務編）	45	第1章	第13節	13.8	(2)				地中障害物	貴組合が提示した資料から想定できない地中障害物が存在した場合は、責任及び費用負担等について貴組合と協議できるものと考えてよろしいでしょうか。	事業者の負担として計画してください。
199	要求水準書（設計・建設業務編）	45	第1章	第13節	13.8	(2)				地中障害物	「事業用地内に地中障害物の存在が確認された場合は、監督員の承諾を受け事業者の責任及び費用負担において適切に処分すること」とありますが、一方で、建設工事請負契約書第１８条では、要求水準書に示された施工条件と実際の施工条件が相違した場合について、工期・請負代金額の変更、甲の費用負担が規定されています。 この点、貴組合が提示した資料に記載のない地中障害物が発見された場合は、建設工事請負契約書第18条の規定に従い、工期・請負代金額の変更、事業者に生じた損害の貴組合による負担が認められるものと理解してよろしいでしょうか。	事業者の負担として計画してください。
200	要求水準書（設計・建設業務編）	46	第1章	第13節	13.8	(6)				工事用車両の搬入出経路	緊急性を要する場合や他工事の要因等で、指定経路が通行できない場合は、建設予定地西側及び南西側通路の通行は可能でしょうか。	西側道路は通行できません。また、南西側道路は関係団体と協議となります。
201	要求水準書（設計・建設業務編）	46	第1章	第13節	13.8	(6)				工事用車両の搬入出経路	工事用車両の搬入道路は新幹線高架下高さ3.7m側のみとされていますが、交通渋滞回避や特殊車両の通行を考えると市道705号線「となかばし」からのルートが使用が望まれるところです。現状の通行止めを解除・整備し工事期間中の使用することは可能でしょうか。	管理者ではないため回答できません。
202	要求水準書（設計・建設業務編）	46	第1章	第13節	13.8	(6)				工事用車両の搬入出経路	新幹線が隣接しておりますが、JR関係部署との工事着工前の事前協議は必要でしょうか。	必要となります。
203	要求水準書（設計・建設業務編）	46	第1章	第13節	13.8	(7)				仮設物	必要備品類は、何名程度設ければよろしいでしょうか。また、パソコン類や消耗品は必要備品類には含まれていないと考えてよろしいでしょうか。	10月31日付け公示の要求水準書のとおりです。
204	要求水準書（設計・建設業務編）	46	第1章	第13節	13.8	(8)				施工方法及び建設公害対策	地下躯体工事中に発生する地下水については、水質分析により河川放流基準を満たしていることを確認した上で河川放流と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
205	要求水準書（設計・建設業務編）	47	第1章	第13節	13.8	(10)				作業日及び作業時間	「作業時間は原則として午前8時30分から午後5時00分までとする。」とありますが、作業開始を午前8時00分からとさせていただけないでしょうか。また、資材搬入について周辺渋滞緩和のための早朝搬入を監督員様と協議させていただくことは可能でしょうか。	協議とします。
206	要求水準書（設計・建設業務編）	47	第1章	第13節	13.8	(10)				作業日及び作業時間	「午前8時30分から．．．」について、朝礼、段取り、安全ﾐｰﾃｨﾝｸﾞ等の 時間は含まれない理解でよろしいでしょうか。（通常8時から朝礼実施します）	お見込みのとおりです。
207	要求水準書（設計・建設業務編）	48	第1章	第14節		(12)				完成図書 （工事、竣工写真）	完成図書で提出する写真はデジタルカメラまたはフィルムカメラのいずれも使用可能と考えてよろしいでしょうか。	デジタルカメラで計画してください。
208	要求水準書（設計・建設業務編）	49	第1章	第17節	17.1					予備品及び消耗品	予備品及び消耗品は明細書を添えて必要とする数量を用意し、この期間の不足分を補充するとあります。この期間とは、施工のかし期間である3年間と考えてよろしいでしょうか。規定の期間があれば御教示願います。	施工のかし期間としてください。かし期間以降については、本施設の処理に支障が生じないようにしてください。
209	要求水準書（設計・建設業務編）	49	第1章	第17節	17.1					予備品及び消耗品	予備品及び消耗品について不足分を補充すべき「この期間」とはどの期間を指しているのか、ご教示ください。	施工のかし期間としてください。かし期間以降については、本施設の処理に支障が生じないようにしてください。
210	要求水準書（設計・建設業務編）	50	第2章	第1節	1.1					歩廊・階段・点検床等	クレーン等の機械付き歩廊は、機械側の制約等があるため、メーカ標準としてよろしいでしょうか。	事業者の提案とします。
211	要求水準書（設計・建設業務編）	50	第2章	第１節	1.1	(1)	2)			歩廊・階段・点検床及び通路	歩廊・階段・点検床及び通路について主要部の幅は有効1200㎜以下とありますが、P193第2章第1節1.2 2)②で炉室の歩廊幅員は原則1.5m以上と記載されています。主要部の幅は有効1200㎜以下と考えてよろしいでしょうか。	有効1200㎜で計画してください。
212	要求水準書（設計・建設業務編）	50	第2章	第１節	1.1	(2)	2)			手摺	歩廊・階段・点検床及び通路について手摺高さは階段部900㎜、その他1100㎜とありますが、P193第2章第1節1.2 2)②で炉室の手摺高さは1.1mを確保することと記載されています。手摺高さは階段部900㎜、その他1100㎜と考えてよｒしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
213	要求水準書（設計・建設業務編）	50	第2章	第1節	1.2					防熱、保温	ポンプ等についてはメンテナンス性を考慮し、原則、ボイラ給水ポンプを除き、保温しないことでよろしいでしょうか。	事業者の提案とします。
214	要求水準書（設計・建設業務編）	51	第2章	第1節	1.4	(6)				塗装	購入機器については、原則としてメーカ標準塗装とありますが、ファン、ブロワ及びコンプレッサーの他に、ユニット化された製品も含まれると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

（様式４－１）

要求水準書等に係る質問に対する回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
215	要求水準書（設計・建設業務編）	51	第2章	第1節	1.4	(7)				塗装	現地組立の大型機器の現地での中塗り上塗り塗装は、監督員と協議の上、工場での塗装を認めていただけるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
216	要求水準書（設計・建設業務編）	52	第2章	第1節	1.5	(13)				水中ポンプ	水中ポンプ上部に設置する荷役用機器は、ポンプ着脱時に取付して使用可能であれば常設ではなくてもよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
217	要求水準書（設計・建設業務編）	53	第2章	第1節	1.7	(1)				その他	必要な個所に荷役用ハッチ、電動ホイストを設置することとありますが、電動チェーンブロックとしてもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
218	要求水準書（設計・建設業務編）	54	第２章	第2節	2.1					ごみ計量機	「全ての車両の２回計量の便宜を図ること」とありますが、P-11「2.11配置計画」ではし尿処理施設の搬入車両は車両登録を行うことで１回計量も許容されています。登録車両は１回計量と考えてよろしいでしょうか。	登録車両は１回計量を原則としますが、全ての車両が２回計量の便宜を図るように計画してください。
219	要求水準書（設計・建設業務編）	54	第２章	第2節	2.1					ごみ計量機	搬入・搬出道路について下記２点ご教示ください。 ①新幹線の高架下3.7mは継続して使えるとの前提としてよろしいでしょうか。新施設稼働までもしくは近い将来変わらない前提でしょうか。 ②藤沢市から進入する目久尻川側横の道路は、建設時または新施設稼働時、使用できる前提と考えてよろしいでしょうか。	管理者ではないため回答できません。
220	要求水準書（設計・建設業務編）	54	第2章	第2節	2.1	(2)				ごみ計量機	搬入用１基、搬入出用２基との数量指定がありますが、 ①入場用　２基　秤量25t（１回計量搬入車用　１基および２回計量搬入・搬出車用１基） ②退場用　１基　秤量40t（２回計量搬入・搬出車用　１基） との理解でよろしいでしょうか。認識に間違いがある場合、どのような運用を想定されているかご教示願います。	10月31日付け公示の要求水準書のとおりです。
221	要求水準書（設計・建設業務編）	54	第２章	第2節	2.1	(3)	1)			ごみ計量機	25t×2基（搬入用1基、搬入出用1基）、40t×1基（搬入出用1基）とありますが、40tを秤量する車両は具的的に何かご教示ください。（その40tの車両は新幹線の高架下3.7mが通行可能な車両寸法かご教示ください。） また、搬入出兼用のごみ計量機について、想定されている運用方法をご教示下さい。	灰・スラグ等副産物の搬出用ダンプトラック、乾電池搬出用トラック等を想定しています。また、新幹線高架下は通行できています。 計量機については10月31日付け公示の要求水準書のとおりです。
222	要求水準書（設計・建設業務編）	54	第2章	第2節	2.1	(4)	４）			ごみ計量機	し尿処理施設に計量データを送信するにあたり、し尿処理施設データ処理装置との仕様及び通信方法を御教示下さい。	し尿処理施設側で必要なデータは、搬入量（し尿、浄化槽汚泥）搬出量（沈砂、脱水し渣、脱水汚泥）の5つのデータとなります。トラックスケールのパソコンとし尿処理施設のデータロガ装置をLANで接続し、一日毎にテキストファイルを指定するフォルダに送信する計画として下さい。詳細については、実施設計時に協議する事となります。
223	要求水準書（設計・建設業務編）	55	第2章	第2節	2.1	(4)	11)			ごみ計量機	計量棟を設置する場合、構造形式は経済性・合理性を考慮して適宜選定するものとしてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
224	要求水準書（設計・建設業務編）	55	第2章	第2節	2.2	(2)				プラットホーム	プラットホームの構造について、床面以下の下部構造を鉄筋コンクリート造、それ以外の部分はS造と考えてよろしいでしょうか。	床面より上部につきましては事業者の提案とします。
225	要求水準書（設計・建設業務編）	55	第2章	第2節	2.2	(4)	14)			プラットホーム	夜間の燃焼協空気取入れ用のシャッター装置とは、プラットホーム内が極端な負圧にならないような処置を施せばシャッター以外の形式でもよいと考えてよろしいでしょうか。	事業者の提案とします。
226	要求水準書（設計・建設業務編）	57	第2章	第2節	2.5	(4)	5)			ごみ投入扉	自動開閉時の検知は光電管及び超音波と併用とありますが、２重検知を前提として他の検知方式を提案してもよろしいでしょうか。	事業者の提案とします。
227	要求水準書（設計・建設業務編）	61	第2章	第2節	2.9	(7)	10)			ごみクレーン	相互連絡用インターホンとありますが、無線式通話装置を採用してもよろしいでしょうか。 同じく灰クレーンも同様の記載がありますが、同じ方式とさせていただいてもよろしいでしょうか。	事業者の提案とします。
228	要求水準書（設計・建設業務編）	61	第2章	第2節	2.9	(7)	11)			ごみクレーン	ごみクレーンの運転は、ごみクレーン操作室、中央制御室、現場の3ヶ所において行えるよう記載がありますが、ごみクレーン操作室、中央制御室を同室とした場合、操作をこの部屋の中の1ヶ所で行えればよいと考えますがよろしいでしょうか。	各ヶ所にて運転を行えることを原則とし、室内兼用等については事業者の提案とします。
229	要求水準書（設計・建設業務編）	61	第2章	第2節	2.9	(7)	17)			ごみクレーン	各ごみクレーン停止場所に点検用照明を設置とありますが、ごみピット内照明と兼用でよろしいでしょうか。 同じく灰クレーンも同様の記載がありますが、同じ考え方とさせていただいてもよろしいでしょうか。	事業者の提案とします。
230	要求水準書（設計・建設業務編）	62	第2章	第2節	2.13	(4)	2)			可燃性粗大ごみ処理装置	適切な位置に大型機器搬出入のための十分な広さを有する開口部を設け、ホイストを設置することとありますが、可燃性粗大ごみ処理装置の整備、更新ができる配慮をするという意味でとらえてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
231	要求水準書（設計・建設業務編）	62	第2章	第2節	2.14					汚泥受入設備	汚泥受入設備を設置することになっておりますが、汚泥・し渣の年間処理量は可燃ごみ年間処理量に対して少ないため、ごみ投入扉よりごみピットに直投することも認めていただけないでしょうか。	事業者の提案とします。
232	要求水準書（設計・建設業務編）	63	第2章	第2節	2.15					脱臭装置	「排気を煙突へ接続し煙突から排気することが可能なようにすること」とありますが、脱臭装置は煙突に接続させる場合、接続部が腐食し排ガスリークが発生する懸念があります。脱臭装置専用の排気ダクトにて屋外排気とさせていただけないでしょうか。	10月31日付け公示の要求水準書に示すことを原則とし、実施設計の段階で協議することとします。
233	要求水準書（設計・建設業務編）	66	第2章	第3節	3.1	(7)	8)			ごみ投入ホッパ・シュート	ホッパのブリッジ除去装置は中央制御室・ごみクレーン操作室及び現場操作できるものとありますが、ごみクレーン操作室、中央制御室を同室とした場合、操作をこの部屋の中の1ヶ所で行えればよいと考えますがよろしいでしょうか。	各ヶ所にて現場操作が行えることを条件とし、同室等とした場合の兼用操作等については事業者の提案とします。

要求水準書等に係る質問に対する回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
234	要求水準書（設計・建設業務編）	66	第2章	第3節-1	3.1	(7)	6)			ごみ投入ホッパシュート	ホッパへの投入状況確認のため、監視用鏡を設置するよう記載ありますが、現状クレーン操作室が3階、ホッパ投入は4階であり、鏡で監視できる配置ではありません。クレーンでの投入は、全自動、半自動を使用する前提ですので、ＩＴＶによる監視のみとしてよろしいでしょうか。	事業者の提案とします。
235	要求水準書（設計・建設業務編）	67	第2章	第3節-1	3.4	(4)	1)	①		油圧ポンプ	油圧ポンプ数量：〔1〕基（交互運転）とありますが、これは誤記であり、２炉分の駆動に必要なポンプを選定し、それに対して予備機を設置し、交互運転が可能な提案をすることと解釈してよろしいでしょうか。	10月31日付け公示の要求水準書のとおりです。
236	要求水準書（設計・建設業務編）	67	第2章	第3節-1	3.4	(5)	2)			特記事項	消防法の少量危険物タンクを基準とすること、とありますが、今回の計画ではタンク容量が少量危険物の数量未満（指定数量の１／５未満）となる予定ですので、消防への届出は不要となります。少量危険物扱いになるかは消防指導によるとの解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
237	要求水準書（設計・建設業務編）	68	第2章	第3節-1	3.5					給油装置	弊社の燃焼装置はオイレスメタルを採用し、給油箇所が多くありません。給油箇所についても低速回転のため、給油頻度は多くありません。自動での強制給油による過供給のための油汚れ、給油配管の詰まりなどのメンテナンスでの作業負荷増を考慮し、給油装置の設置は事業者提案としてよろしいでしょうか。	事業者の提案とします。
238	要求水準書（設計・建設業務編）	70	第2章	第3節	3.8.1					助燃油貯槽	使用燃料が灯油または重油とされておりますが、一方非常用発電機の使用燃料は灯油もしくは軽油となっております。本施設で使用する燃料については、灯油、重油、軽油から事業者にて最適な燃料を選定することとさせていただけないでしょうか。	10月31日付け公示の要求水準書のとおりです。
239	要求水準書（設計・建設業務編）	90	第2章	第4節	4.1	(4)	1）			適用法規について ボイラ	「ボイラの設計は発電用火力設備に関する技術基準を定める省令、電気事業法及び厚生省鋼製ボイラ構造規格及びJISに適合させること」とありますが、労働安全衛生法の中で、厚生労働省規格の適用範囲が、電気事業法の適用を受けるボイラを除くと記載があります。従いまして、本施設の廃熱ボイラは、電気事業法を適用し設計することと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
240	要求水準書（設計・建設業務編）	91	第2章	第4節	4.1	(4)	8)			ボイラ	蒸気、復水系全般の制御方式及びシステムについては現場での制御もできるようにとありますが、現場制御機器が現場手動操作可能であることと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
241	要求水準書（設計・建設業務編）	91	第2章	第4節	4.1	(4)	9)			液面計について ボイラ	「液面計は、ボイラドラムに二色式と透視式を設置し、二色式の液面計（ITV）のモニタは中央制御室に設置すること。」との記載がありますが、2色式水面計及び透視式水面計に替えて、ガラス式水面計よりもメンテナンス性に優れたマグネット式水面計の採用は可能でしょうか。	事業者の提案とします。
242	要求水準書（設計・建設業務編）	92	第2章	第4節	4.2	(3)	2)			ケーシング	ケーシング表面温度は80℃以下とありますが、第2章第4節4.2(5)5)ではケーシング表面温度は原則として室温+40℃以下となるよう・・・とあります。ケーシング表面温度は原則として室温+40℃以下と考えてよろしいでしょうか。	10月31日付け公示の要求水準書のとおりです。
243	要求水準書（設計・建設業務編）	92	第2章	第4節	4.2	(3)	2)			ケーシング表面温度について	「ケーシング表面温度80℃以下」と記載されておりますが、同項の（５）特記事項 ５）には、「ケーシング表面温度は、原則として室温＋４０℃以下となるよう・・・」と記載されております。どちらを基準として設計すればよろしいでしょうか。	10月31日付け公示の要求水準書のとおりです。
244	要求水準書（設計・建設業務編）	93	第2章	第4節	4.3	(4)	6)			スートブロア	「スートブロア用アキュームレータを設置すること」と記載がありますが、アキュームレータの設置要否は発電への影響を考慮したうえで事業者提案とさせていただけないでしょうか。	事業者の提案とします。
245	要求水準書（設計・建設業務編）	95	第2章	第4節	4.6	(5)	3)			脱気器給水ポンプ	グランド部分は、メカニカルシールを使用し水冷式とありますが、機能・性能上問題が無い場合は、水冷式としなくてもよろしいでしょうか。	事業者の提案とします。
246	要求水準書（設計・建設業務編）	96	第2章	第4節	4.8	(1)	5)	③		放蒸管の設置	蒸気は冷却器付の放蒸管にて屋外へ放散と記載がありますが、屋外への排気蒸気のミスト飛散を極力小さくするために設置するものと理解すればよろしいでしょうか。また、設置の要否および形式は発電への影響を考慮したうえで事業者提案とさせていただけないでしょうか。	事業者の提案とします。
247	要求水準書（設計・建設業務編）	97	第2章	第4節	4.9	(2)				高圧蒸気だめ	数量２基とされておりますが、蒸気供給先が共通設備（蒸気タービン等）のみの場合は複数機設置するメリットが少ないため１基とさせていただけないでしょうか。	10月31日付け公示の要求水準書のとおりです。
248	要求水準書（設計・建設業務編）	97	第２章	第4節	4.9	(2)				高圧蒸気だめ	数量２基とありますが、予備管座を設けることで将来接続にも対応できますし、蒸気だめは故障するものではありませんので１基で提案してよろしいでしょうか。	10月31日付け公示の要求水準書のとおりです。
249	要求水準書（設計・建設業務編）	97	第2章	第4節	4.9	(4)	4)			高圧蒸気だめ	「ボイラ最大蒸発量２缶分の蒸気を十分通すことのできる容量とすること。」と記載されておりますが、高圧蒸気だめを１基とし、最大蒸発量２缶分の蒸気を十分通せる容量を満足する仕様としてよろしいでしょうか。	10月31日付け公示の要求水準書のとおりです。
250	要求水準書（設計・建設業務編）	97	第2章	第4節	4.10					低圧蒸気だめ	低圧蒸気だめを１基とし、低圧蒸気として必要な最大蒸気量を十分通せる容量を満足する仕様としてよろしいでしょうか。	10月31日付け公示の要求水準書のとおりです。
251	要求水準書（設計・建設業務編）	97	第2章	第4節	4.11					低圧蒸気復水器	低圧蒸気復水器2基の定義を御教示願います。2基中1基は予備機という考えではなく、必要最大能力を2基以上で満たせばよいと考えてよろしいでしょうか。	10月31日付け公示の要求水準書のとおりです。
252	要求水準書（設計・建設業務編）	99	第2章	第4節	4.14	(3)	5)			純水装置原水	純水装置の原水に地下水がありますが、既設井戸の地下水の水質データを開示願います。	添付資料11に示すとおりです。

（様式４－１）

要求水準書等に係る質問に対する回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
253	要求水準書（設計・建設業務編）	102	第2章	第5節	5.1	(1)	3)	⑥		減温塔（主要部材）	新型耐硫酸露点腐食鋼とありますが、新型とは具体的にどのようなものをお考えでしょうか。	メーカーを指定しておりませんが、現時点における最も優れている材質で計画してください。
254	要求水準書（設計・建設業務編）	103	第2章	第5節	5.2	(3)	11)	①		集じん器（垂直許容許容値）	具体的にどの部分の寸法許容値について記載すればよろしいでしょうか。	バグフィルタ内にセットされるろ布先端部のセット時における許容される横方向の値を示してください。
255	要求水準書（設計・建設業務編）	104	第2章	第5節	5.2	(3)	12)	③		主要部材 集じん器	本体の主要部材である新型耐硫酸露点腐食鋼とは新日鉄住金株式会社製 新S-TEN1のことでよろしいでしょうか。	メーカーを指定しておりませんが、現時点における最も優れている材質で計画してください。
256	要求水準書（設計・建設業務編）	104	第2章	第5節	5.2	(4)	3)			付属機器 集じん器	付属機器として温風循環装置がありますが、ろ布の潮解を発生させない薬剤を使用すること。また、保温ヒータの設置によりケーシングの腐食防止対策を行うことで、温風循環装置が不要と考えられるのであれば、設置しないことでよろしいでしょうか。	事業者の提案とします。
257	要求水準書（設計・建設業務編）	104	第2章	第5節	5.2	(5)	13)			特記事項	温風循環並びに保温ヒータ方式を採用とありますが、実績的に温風循環設備がなくても保温ヒータのみでろ布や灰の吸湿等がなく安定運転可能な場合には温風循環設備は設置しなくてもよろしいでしょうか。	事業者の提案とします。
258	要求水準書（設計・建設業務編）	104	第2章	第5節	5.2	(5)	16)			ダスト払い落し用空気圧縮機	ダスト払い落し用空気圧縮機（ドライヤ）付は計装用空気圧縮機または雑用空気圧縮機のいずれかを兼用させたいと考えますがよろしいでしょうか。	事業者の提案とします。
259	要求水準書（設計・建設業務編）	105	第2章	第5節	5.2	(5)	18)			交換時の作業	バグフィルタの交換時の作業とは集じん器ろ布の交換作業と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
260	要求水準書（設計・建設業務編）	105	第2章	第5節	5.3	(1)	2)			塩化水素(HCL)、硫黄酸化物(Sox)除去設備	塩化水素(HCL)、硫黄酸化物(Sox)除去設備の数量は1式とし2炉分を賄える能力を持つものと考えますがよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
261	要求水準書（設計・建設業務編）	106	第2章	第5節	5.5					窒素酸化物(NOx)除去装置	(1)燃焼制御装置とは中央制御室に設置する燃焼制御装置に含まれる機能と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
262	要求水準書（設計・建設業務編）	110	第2章	第6節						余熱利用設備	本設備は、廃熱回収蒸気による発電を主体とし、熱利用設備も併設することとありますが、本事業内容に熱利用設備の併設は記載されておりません。また余熱利用としては要求水準書(設計・建設業務編)のP11第1章第2節2.9余熱利用計画に記載の通りと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
263	要求水準書（設計・建設業務編）	113	第2章	第6節	6.1	(6)	5)	②		電力供給量	温水プール、温浴施設等、し尿処理施設の季節別、時間別の供給電力量実績を開示お願いします。温浴施設等については予想値を御教示願います。	添付資料17に示す温水プール、し尿処理施設及び本郷老人福祉センターの月別電力消費量を基本に試算してください。なお、将来計画の温浴施設については、設計段階でお示しします。
264	要求水準書（設計・建設業務編）	113	第２章	第6節	6.1	(6)	5)	②		蒸気タービン発電機 電力の供給先	温水プール160kWh/6,600V、温浴施設45kWh/210V、し尿処理施設210kWh/6,600Vとなっています。 ①供給時間は24時間連続でしょうか。 ②また、供給電力量「kWh」は、「kW」と読み替えることでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
265	要求水準書（設計・建設業務編）	113	第２章	第６節	6.3					蒸気タービン発電機	各々の施設（①温水プール、②し尿処理施設、③温浴施設）へ供給する電力量をご提示ありますが、時間帯負荷率等をご教示ください。	①②営業時間（8:30～21:00）は80%程度で、これ以外は照明等の分が下がるのみです。 ③設計段階でお示しします。
266	要求水準書（設計・建設業務編）	114	第2章	第6節	6.3					熱供給等の条件	現在の温水プール、老人福祉センターへの蒸気及び温水の供給温度を御教示願います。また現在までの供給温度を開示お願いします。	温水プールへの蒸気供給温度は170℃。 老人福祉センターへの温水供給温度は70℃。
267	要求水準書（設計・建設業務編）	114	第２章	第6節	6.3					熱及び温水供給設備	既存施設の熱供給等の条件が、表6.3.1に示されています。 ①温水プールへ供給されている蒸気の現状の供給温度、圧力をご教示ください。 ②老人福祉センターへ供給されている温水の現状の供給温度、圧力をご教示ください。	温水プールへの蒸気供給温度は170℃、圧力0.4MPa。 老人福祉センターへの温水供給温度は70℃、圧力0.4Mpa。
268	要求水準書（設計・建設業務編）	114	第２章	第6節	6.3					熱及び温水供給設備	表6.3.2将来余熱利用施設の熱供給等の条件が、空欄です。 ①将来余熱利用施設は、既存老人福祉センターの更新施設とありますので、既存老人福祉センターの温水供給条件と同じと理解してよろしいでしょうか。 ②それとも、計画値がございましたらご教示ください。	将来の温浴施設の計画値は、実施設計の段階で提示します。
269	要求水準書（設計・建設業務編）	114	第２章	第６節	6.3					熱及び温水供給設備	各々の施設（①既存温水プール、②既存老人福祉センター、③将来計画の温浴施設）、時間帯負荷率等をご教示ください。	①②8:30～21:00は80%程度で、これ以外は照明等の分が下がるのみです。 ③設計段階でお示しします。
270	要求水準書（設計・建設業務編）	114	第２章	第６節	6.3					熱及び温水供給設備	余熱利用設備の点検や全炉休止期間中は、熱供給をしないものとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
271	要求水準書（設計・建設業務編）	114	第2章	第6節	6.3					熱及び温水供給設備	①老人福祉センターへの温水供給配管について、添付資料３では現状配管ルートが分りにくいため、詳細ルートが分る資料を提示願います。また、想定されている取り合い点がございましたらご教示願います。 ②温水プールへの現状の蒸気供給配管ルートについて、添付資料６の配管敷設図では排水処理施設周辺しか記載がないため、事業用地全体での配管ルートが分る図面を提示願います。 ③将来計画の温浴施設等について、余熱供給配管取り合い点について既に計画されているようであればご教示願います。また、将来計画の温浴施設等への熱供給設備については、熱交換器等設置までが事業範囲であり、将来計画の温浴施設等への熱供給配管については敷地内含めて所掌外との理解でよろしいでしょうか。	①②添付資料12に示すとおりです。 ③事業範囲は事業用地の境界までとし、配管敷設用のピットを設置してください。取り合い箇所、ピット寸法等の詳細は、実施設計段階で示します。

要求水準書等に係る質問に対する回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
272	要求水準書（設計・建設業務編）	114	第2章	第6節	6.3					余熱利用設備	表6.3.1に既存施設の供給熱量の記載がありますが、、p.11　2.9において「将来の余熱利用施設の計画分を含めて5,000MJ/hを場外へ供給できるものとする。」あることから、将来余熱利用施設の必要供給熱量は、既存温水プール3,000MJ/hを除いた2,000MJ/hと考えてよろしいでしょうか。	場外余熱供給量の総量はお見込みのとおりですが、供給先別の供給量の詳細については実施設計時に協議します。
273	要求水準書（設計・建設業務編）	115	第2章	第6節	6.3					既設余熱供給条件	参考データとして以下をご教示願います。 ①既存老人福祉センターの供給温水温度，戻り温水温度条件、供給ポンプ仕様等 ②既存温水プールの供給蒸気温度，圧力条件、配管径等	老人福祉センターへの温水供給温度は70℃、圧力0.4Mpa。なお戻りはありません。 供給ポンプ仕様は、定格出力5.5kw、全揚程47 38.5m、口径65mm、吐出量0.25 0.5㎥/min 温水プールへの蒸気供給温度は170℃、圧力0.4MPa、配管は添付資料12を参照してください。
274	要求水準書（設計・建設業務編）	116	第2章	第6節	6.3	(3)				場外余熱供給設備（蒸気供給）	温水プールへの供給蒸気温度、圧力を御教示下さい。また現在までの供給蒸気温度、圧力データを開示お願いします。	温水プールへの供給蒸気温度は170℃、圧力0.4MPa。
275	要求水準書（設計・建設業務編）	120	第2章	第7節	7.7	(3)	2)			煙道材質	煙道の材質は新型耐硫酸露点腐食鋼となっておりますが、新日鉄住金株式会社製 新S-TEN1のことでよろしいでしょうか。	メーカーを指定しておりませんが、現時点における最も優れている材質で計画してください。
276	要求水準書（設計・建設業務編）	121	第2章	第7節	7.8	(3)	2)			煙突内筒材質	煙突内筒の材質は新型耐硫酸露点腐食鋼となっておりますが、新日鉄住金株式会社製 新S-TEN1のことでよろしいでしょうか。	メーカーを指定しておりませんが、現時点における最も優れている材質で計画してください。
277	要求水準書（設計・建設業務編）	127	第2章	第8節	8.9	(5)	3)			発火、爆発対策	発火、爆発等に十分留意した対策をとることとありますが、飛灰は基本的に発火、爆発しないものと考えます。このため対策は必要ないと考えてよろしいでしょうか。	貴社が提案する方式において発火、爆発が考えられないようであれば設置しないことも認めます。
278	要求水準書（設計・建設業務編）	135	第2章	第10節	10.1	(2)	1)			処理条件	事業用地内の地下水水質を御教示願います。	添付資料11に示すとおりです。
279	要求水準書（設計・建設業務編）	136	第2章	第10節	10.6	(3)				容量	本施設の単独稼動に必要な容量とありますが、これは生活用水を除いた、高効率ごみ発電施設及びマテリアルリサイクル施設の稼動に必要な容量と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
280	要求水準書（設計・建設業務編）	138	第2章	第11節	11.1	(2)	2)			ごみピット汚水移送ポンプ数量	2基(交互運転)のご指定ですが、汚水発生量を考慮して、常設1基、倉庫予備1基とさせていただいてもよろしいでしょうか。	事業者の提案とします。
281	要求水準書（設計・建設業務編）	139	第2章	第11節	11.2	(1)	2)			有機系プラント排水	「有機系プラント排水は、生物処理後、無機系プラント排水と合併処理」と記載がありますが、生物処理の要否含め、発生排水量、排水水質より最適な排水処理システムを事業者より提案とさせていただけないでしょうか。	事業者の提案とします。
282	要求水準書（設計・建設業務編）	143	第2章	第12節	12.1	(3)	6)	①		配電線	し尿処理施設，温水プール，計画温浴施設との電源取合い箇所については，高効率ごみ発電施設電気室内の高圧配電盤または低圧配電盤外部端子で取り合うとの理解でよろしいでしょうか。 また，「子メータ」とは，電力量計（普通級）を示すものとの理解でよろしいでしょうか。	し尿処理施設にあっては、現施設北側境界に出ているFEP配管によって２階電気室キュービクルのDS一次側に接続し、不要になったものは撤去処分すること。詳細は添付資料15、16を参照してください。 温水プールについても同様に、温水プール南側ハンドホールを経てキュービクルのDS一次側に接続し、不要になったものは撤去処分する計画としてください。 温浴施設については、高圧及び各低圧設備のフィーダーに予備端子を設ける計画としてください。 また、各設備にはマルチメーター等で中央にて諸設備同様に電力監視が行えるように計画してください。
283	要求水準書（設計・建設業務編）	143	第2章	第12節	12.1	(3)	6)	③		電線管	①し尿処理施設，温水プール，将来計画温浴施設等への電線管設置に際して、事業用地境界での想定取り合い点をご教示願います。 ②「本施設内・外の電線管を設置すること。」とございますが、事業用地外の範囲についても電線管敷設が本事業範囲ということでしょうか。その場合は送電先各施設敷地内での計画電線管施工範囲・ルートついてご教示願います。。	①添付資料15、27を参照してください。 ②お見込みのとおりです。また、送電先各施設敷地内での計画電線管施工範囲・ルートについては、事業者の提案とします。
284	要求水準書（設計・建設業務編）	146	第2章	第12節	12.5.1	(5)	10)			予備配電回路	予備配電回路の個数は１回線でよろしいでしょうか。将来計画により指定回路の指定あればご教示願います。	高圧フィーダーについては、計画温浴施設他１回路とし、低圧フィーダーについては、プラント用動力、建築用動力、建築用電灯、各フィーダーに最大容量１基と他２基として計画してください。
285	要求水準書（設計・建設業務編）	146	第2章	第12節	12.5.2					高圧変圧器	（1）プラント動力変圧器，（4）非常用動力変圧器の2次側電圧は440Vとありますが，50Hz地域の一般的な電圧である420V（モータ定格は400V）で計画することでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
286	要求水準書（設計・建設業務編）	149	第2章	第12節	12.8.1	(1)	4)	⑥		特記事項	電力の瞬停とは，1秒未満の停電と理解しておりますがよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
287	要求水準書（設計・建設業務編）	151	第2章	第12節	12.8.3	(4)				使用ケーブル	本施設内に敷設するプラント用のケーブルについては，エコケーブルを使用いたしますが，本事業の装置・機器（メーカユニット品）で使用する電線は，メーカ標準の電線を採用することでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、発注仕様が出来る場合は考慮してください。
288	要求水準書（設計・建設業務編）	151	第2章	第12節	12.10	(1) (2)				直流電源装置 交流無停電電源装置	直流電源装置と無停電電源装置の蓄電池は兼用可能と考えてよろしいでしょうか。	個別対応として計画してください。
289	要求水準書（設計・建設業務編）	156	第2章	第13節	13.3	(4)				特記事項	ITVの録画機能は計量棟及びプラットホームの車両監視用としてのみ設ける計画としてよろしいでしょうか。 また，それぞれ過去24時間分の記録容量を設ける計画でよろしいでしょうか。	計量棟（設置する場合）、プラットホームの車両監視用、防犯用、煙突、薬品納入箇所は録画機能を設けて下さい。その他のITVについては事業者の提案とします。また、記録容量は、それぞれのITVが7日間分保存できる容量としてください。
290	要求水準書（設計・建設業務編）	158	第2章	第13節	13.5	(2)	4)			付属機器	付属機器として油水分離の記載がありますが、オイルフリー仕様の空気圧縮機を採用する場合油水分離は不要となるため設置しないでよいと考えますがよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
291	要求水準書（設計・建築業務編）	159	第2章	第14節	14.2					雑用空気圧縮機	雑用空気圧縮機より、p.104　第2章第5節5.2集じん器（5）16)に記載されているダスト払い出し用圧縮空気を供給してもよろしいでしょうか。また、p.184　第3章第12節12.1雑用空気圧縮機と兼用とさせていただいてもよろしいでしょうか。	事業者の提案とします。

要求水準書等に係る質問に対する回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
292	要求水準書（設計・建設業務編）	159	第2章	第14節	14.2	(4)				付属機器	付属機器として油水分離の記載がありますが、オイルフリー仕様の空気圧縮機を採用する場合油水分離は不要となるため設置しないでよいと考えますがよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
293	要求水準書（設計・建設業務編）	165	第3章	第2節	2.5	(3)	3)			粗大ごみ・不燃ごみ受入ホッパ	材質の厚さ12㎜厚以上、その上に9㎜厚同等品以上の摩耗板を貼り付けとありますが、合計21㎜にもなる敷鉄板のような板厚が必要でしょうか。（当社実績においては、不燃、粗大ごみ用受入ホッパの板厚は9㎜が一般的であり、過去に問題があったことはありません。）	長期運営、維持管理コスト等を勘案して事業者の提案とします。
294	要求水準書（設計・建築業務編）	165	第3章	第2節	2.5	(3)	3)			粗大ごみ・不燃ごみ受入れホッパの材質	粗大ごみ・不燃ごみ受入れホッパの材質について、耐久性、メンテナンス性を考慮して事業者提案とさせていただけないでしょうか。	事業者の提案とします。
295	要求水準書（設計・建築業務編）	166	第3章	第3節	3.1	(5)	6)			低速回転破砕機の警報表示	「振動及び軸受温度を検知し、中央制御室に警報を表示すること」と記載がありますが、必要性に応じて事業者提案とさせていただけないでしょうか。	10月31日付け公示の要求水準書のとおりです。
296	要求水準書（設計･建設業務編）	172	第３章	第５節	5.2					粒度選別機	不燃残さ・可燃残さの選別を行うとありますが、74ページ高効率ごみ発電施設のガス化溶融炉本体で「破砕処理した不燃残さ等を連続的に溶融固化物化」する場合は、不燃残さ・可燃残さの選別を行う必要が無いことから本機器は必要に応じて設置することでよろしいでしょうか。	事業者の提案とします。
297	要求水準書（設計・建設業務編）	174	第3章	第6節	6.1	(4)				付属機器	ロードセル4個と記載がありますが、計量は出口計量機を使用するものと考え、本付属機器から除外してもよろしいでしょうか。	運用上、安全上問題がなければ事業者の提案とします。
298	要求水準書（設計・建設業務編）	174	第3章	第6節	6.1	(4)				付属機器	油圧シリンダー（排出ゲート１組につき２本）と記載がありますが、 ①油圧シリンダーについてはご指定でしょうか。メンテナンス性等を考慮して電動式としてもよろしいでしょうか。 ②排出ゲート１組につき２本については、使用頻度、ホッパ容量、メンテナンス性を考慮して事業者提案としてよろしいでしょうか。	事業者の提案とします。
299	要求水準書（設計・建築業務編）	174	第3章	第6節	6.2	(5)	2)			可燃残さ貯留搬送装置	「また、コンベヤ上部の温度等を検知し、中央制御室に警報を表示するとともに、散水も可能とすること」と記載がありますが、こちらについても散水ノズルと同様に必要に応じて設置と理解して宜しいでしょうか。	設置する計画としてください。
300	要求水準書（設計・建設業務編）	175	第3章	第６節	6.5					蛍光灯貯留ヤード	蛍光灯の収集状態・荷姿を御教示願います。	添付資料28に示すとおりです。
301	要求水準書（設計・建設業務編）	175	第3章	第６節	6.6					乾電池等ストックヤード	乾電池等の収集状態・荷姿を御教示願います。	添付資料28に示すとおりです。
302	要求水準書（設計・建設業務編）	176	第3章	第6節	6.7	(4)	3)			その他不適物等ストックヤード	火災対策として、防火壁構造とし、スプリンクラー等の消火設備を設置すること。とありますが、消防法に準拠すれば問題ないという理解でよろしいでしょうか。	設置する計画としてください。
303	要求水準書（設計・建設業務編）	176	第3章	第6節	6.8					場内作業用車両	本項目と、P.184 第12節12.5 作業用重機　が項目として重複しています。 作業用重機につきましては、第12節12.5 作業用重機に記載すればよろしいでしょうか。 また、メンテナンスの利便性、トータルコストを考慮し、リース対応などを提案させて頂いてよろしいでしょうか。	10月31日付け公示の要求水準書のとおりです。
304	要求水準書（設計・建築業務編）	176	第3章	第6節	6.8	(3)	4)			場内作業用車両使用燃料	「使用燃料は、プロパンか電気式とする」とありますが、軽油も認めていただけないでしょうか。	10月31日付け公示の要求水準書のとおりです。
305	要求水準書（設計・建設業務編）	177	第3章	第7節						集じん・脱臭設備	本項目は、吸気排気集じん設備と防爆排気集じん設備に分かれていますが、破砕選別処理ラインが1系列で構成されている場合、吸気排気集じんと防爆排気集じんを分けても機器（設置面積含む）や動力が増えてしまうだけとなり、余りメリットがありません。そのため、脱臭装置を含む最適となる集じん・脱臭設備をご提案するものとしてよろしいでしょうか。 また、記載の無いサイクロン等の当社では必要と考える機器については、適宜見込むものと考えてよろしいでしょうか。	10月31日付け公示の要求水準書のとおりです。また、事業者の提案で計画してください。
306	要求水準書（設計･建設業務編）	177	第３章	第７節	7.2					防爆排気集じん脱臭設備	(P166)3.1低速回転破砕機(5)5)項に示す爆発対策としての強制換気の排気用と考えてよろしいでしょうか。	事業者の提案で計画してください。
307	要求水準書（設計・建設業務編）	177	第3章	第7節	7.2					防爆排気集じん脱臭設備	防爆排気集じん脱臭設備の要否は、実績を踏まえ事業者提案とさせていただけないでしょうか。	事業者の提案で計画してください。
308	要求水準書（設計･建設業務編）	179	第３章	第10節						電気設備	本設備の受変電設備は、高効率ごみ発電施設に設置するもの、とありますが、 高効率ごみ発電施設の受変電設備と兼用としてもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
309	要求水準書（設計・建設業務編）	180	第3章	第11節						計装設備	本節において、マテリアルリサイクル施設の制御は分散型自動制御システムで実施との指定がされておりますが、マテリアルリサイクル施設は制御・監視項目が少なく制御盤にて運転制御を行うことが一般的に行われております。マテリアルリサイクル施設については、運転制御を分散型自動制御システムで行うか制御盤にて行うかを事業者提案とさせていただくことは可能でしょうか。	事業者の提案で計画してください。
310	要求水準書（設計・建設業務編）	181	第3章	第11節	11.2	(3)	1)			車両管理制御	マテリアルリサイクル施設の計装制御計画の自動制御機能に車両管理制御と記載がありますが、高効率ごみ発電施設の計装制御計画には記載がありません。どのような制御機能を考えられているか御教示願います。	自動車ナンバープレート自動読み込みにより搬入搬出管理を行う予定でしたが、搬出入車両の管理等は事業者の提案で計画してください。

（様式４－１）

要求水準書等に係る質問に対する回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
311	要求水準書（設計・建設業務編）	181	第３章	第11節	11.4	(1)	1)			システム構成計画概要	分散型自動制御システムとするとありますが、殆んどの破砕処理施設の実績を持ち応答性が早い、ＰＬＣによる制御を主体とした、中央集中監視制御システムとして提案して宜しいでしょうか。	事業者の提案で計画してください。
312	要求水準書（設計・建設業務編）	184	第3章	第12節	12.1					雑用空気圧縮機	雑用空気圧縮機は、高効率ごみ発電施設と兼用として提案してよろしいでしょうか。	事業者の提案で計画してください。
313	要求水準書（設計・建設業務編）	186	第4章	第1節						基本計画事項	歩道について、範囲は本施設に至る際に必要となる部分、また外周道路（敷地東及び南の道路）と同様のルートに整備すると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
314	要求水準書（設計・建設業務編）	186	第4章	第1節						計画基本事項	事業実施場所について、事業者が現地工事着工時期には事業用地内は建屋、その他構造物等は（可燃ごみ積替シュート、旧事務所、大きいコンテナボックス等）全て撤去されているものという理解でよろしいでしょうか。	撤去されておりませんので、事業者の責任と費用負担で撤去してください。
315	要求水準書（設計・建設業務編）	186	第4章	第1節	1.1	(1)	2)			汚染土壌対策	資料8　用水路南側の敷地（旧し尿処理施設敷地）は、土壌汚染対策法に定義された「汚染のおそれ」のない範囲（法3条、法4条または条例により調査義務や届出義務のない範囲）と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
316	要求水準書（設計・建設業務編）	186	第4章	第1節	1.1	(1)	17)			既存移設	既存施設移設工事（排水・蒸気・電気・通信・上水・井水）について、現況が不明です。移設が必要なものの現況図面と、配管径・ケーブルサイズをご提示願います。	添付資料12に示すとおりです。
317	要求水準書（設計・建設業務編）	186	第4章	第1節	1.1	(1)	17)			既存施設移設	既存施設移設工事に関する資料がございましらご提示ください。	添付資料12に示すとおりです。
318	要求水準書（設計・建設業務編）	187	第4章	第1節	1.1	(3)	4)	②		仮設道路	乾電池、蛍光灯及び電球(水銀入りに限る。)の搬出入車両の動線を確保することとありますが、添付資料５の車両動線を見ると電池等場外搬出作業は事業敷地内(焼却灰積替え保管施設の東側)に引かれています。事業用地内で本工事を実施するために電池等の場外搬出作業場所は工事開始後に別箇所に移動していただけると考えてよろしいでしょうか。	建設期間中における乾電池、蛍光灯及び電球（水銀入りに限る。）の事業用地内への搬入はされないものとして計画してください。
319	要求水準書（設計・建設業務編）	187	第4章	第1節	1.1	(3)	4)	②		乾電池、蛍光灯及び電球の搬入出車両の動線	「乾電池、蛍光灯及び電球の搬出入車両の動線を確保すること」とありますが、建設工事期間中は事業用地外にその置き場を確保されることと推測しますが、その置き場の場所をご教示ください。	建設期間中における乾電池、蛍光灯及び電球（水銀入りに限る。）の事業用地内への搬入はされないものとして計画してください。
320	要求水準書（設計・建設業務編）	188	第4章	第1節	1.2	(1)				基本方針	関連施設との連携について、温水や電気等の切り替え工事等で、供給を 一定期間停止させる事は可能でしょうか。	監督員と協議の上、可能です。
321	要求水準書（設計・建設業務編）	188	第4章	第1節	1.2	(2)				高効率ごみ発電施設の配置	「関連施設の将来計画等も視野に入れた計画とすること」とありまあすが、関連施設の将来計画をご教示ください。	周辺整備計画で示したとおりです。
322	要求水準書（設計・建設業務編）	191	第4章	第2節	2.3	(1)	10)			工場棟平面計画	「将来計画の温浴施設等との配置上の関係も考慮すること」とありますが、将来計画の温浴施設の基本概要（設置場所、設置時期、施設概要等）をご教示ください。	実施設計の段階で提示する予定です。
323	要求水準書（設計・建設業務編）	196	第4章	第2節	2.3	(2)	11)	② ⑤		SPC職員及び組合職員用諸室	※高効率ごみ発電施設とマテリアルリサイクル施設が合棟でもそれぞれ10人分の事務室を設けることとあり、また、中央制御室付近に組合職員控室を設けるとあります。さらにP-198(4)プラザ棟2)では、組合職員用事務所（30名程度）及び管理室（10名程度）を設置するとあります。 狭隘な敷地での施設建設となりますので、全施設を合棟で計画する場合においても貴組合の諸室は全て必要でしょうか。削減できる諸室はありませんでしょうか。	10月31日付け公示の要求水準書のとおりです。
324	要求水準書（設計・建設業務編）	196	第4章	第2節	2.3	(2)	11)	②		組合職員用事務室	組合職員用事務室〔10人〕を高効率熱回収施設およびマテリアルリサイクル施設それぞれに配置するとのご指示ですが、SPCが運転管理を行う本事業においても、記載された人数の組合職員の方が両事務室にて執務されるのでしょうか。 また、P.198プラザ棟の項目にございます、組合職員用の事務室（30名程度）および管理室（10名程度）とはどのような使い分けを想定されていますでしょうか。	10月31日付け公示の要求水準書のとおりです。
325	要求水準書（設計・建設業務編）	196	第4章	第2節	2.3	(2)	11)	④		更衣室	中央制御室に近接した位置に更衣室を設けることとのご指示ですが、当該更衣室の利用者は貴組合職員用でしょうかＳＰＣ職員用でしょうか。貴組合用の場合は、組合用事務室近傍に配置される方が利便性が高いと思われますがいかがでしょうか。ＳＰＣ職員用の場合については、中央制御室近接ではなく、運営を考慮した適切な位置に配置することでよろしいでしょうか。	10月31日付け公示の要求水準書のとおりです。
326	要求水準書（設計・建設業務編）	196	第4章	第2節	2.3	(2)	11)	⑤		組合職員控室	組合職員控室を中央制御室付近に設置することとなっていますが、、SPCが運転管理を行う本事業においては中央制御室に勤務するSPC運転員が使用する控室のことを指すものと理解してよろしいでしょうか。	10月31日付け公示の要求水準書のとおりです。

要求水準書等に係る質問に対する回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
327	要求水準書（設計・建設業務編）	196	第4章	第2節	2.3	(2)	11)	③⑤～⑩		SPC職員及び組合職員用諸室	記載のある「組合職員10名程度用の小会議室」「組合職員用控え室」「SPC職員等男女浴室」「SPC職員等洗濯室・必要に応じて乾燥室」「SPC職員の作業員控室」「組合用書庫」等は高効率ごみ発電施設とマテリアルリサイクル施設及びプラザ棟が接続されている場合、プラザ棟側に設置若しくは兼用可能と理解してよろしいでしょうか。	10月31日付け公示の要求水準書のとおりです。
328	要求水準書（設計・建設業務編）	196	第4章	第2節	2.3	(2)	11)	③⑤～⑩		SPC職員及び組合職員用諸室	「SPC職員等男女浴室」を「シャワー室」とすることは可能でしょうか。	10月31日付け公示の要求水準書のとおりです。
329	要求水準書（設計・建設業務編）	196	第4章	第2節	2.3	(2)	11)	⑩		組合職員用事務室	職員中央制御室とはどのような目的で設置される部屋でしょうか。	10月31日付け公示の要求水準書のとおりです。
330	要求水準書（設計・建設業務編）	196	第４章	第２節	2.3	（2）	11)	⑩		ＳＰＣ職員及び組合職員用諸室	職員中央制御室とありますが、単に中央制御室と読み替えてよろしいでしょうか。	10月31日付け公示の要求水準書のとおりです。
331	要求水準書（設計・建設業務編）	196	第４章	第2節	2.3	（2）	11)			ＳＰＣ職員及び組合職員用諸室	新施設稼働時に新施設に常駐される貴組合職員数、男性と女性の人数をご教示ください。また、夜勤される方がいらっしゃる場合はその人数もご教示ください。	事業者決定後、お知らせします。
332	要求水準書（設計・建設業務編）	197	第4章	第２節	2.3	(3)	8)			運転管理用諸室	高効率ごみ発電施設とマテリアルリサイクル施設は合棟でもよいとのことですが、合棟とする場合は、トイレ、手洗い等の諸室について、高効率ごみ発電施設、マテリアルリサイクル施設と配置によって兼用可能と考えてよろしいでしょうか。	事業者の提案で計画してください。
333	要求水準書（設計・建設業務編）	198	第4章	第2節	2.3	(4)	2)			組合職員用事務室および管理室	組合職員用の事務室（30名程度）および管理室（10名程度）を設けることとありますが、事務室と管理室それぞれの役割をご教示願います。管理室はプラザ棟運営管理を行うSPC職員が執務する居室と理解すればよろしいでしょうか。	10月31日付け公示の要求水準書のとおりです。
334	要求水準書（設計・建設業務編）	198	第4章	第2節	2.3	(4)	5)			啓発活動、工房等の部屋設置	啓発活動や工房に必要な設備がございましたらご提示ください。	事業者の提案で計画してください。
335	要求水準書（設計・建設業務編）	198	第4章	第2節	2.3	(4)	5)			プラザ棟	本施設稼働後も、構成三市のリサイクルプラザは並行して稼働するという前提で、プラザ棟の工房等を計画してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
336	要求水準書（設計・建設業務編）	201	第4章	第2節	2.4	(5)	2)	②		外壁の塗装	煙突と建物が一体である場合、煙突の外筒も外壁と扱うと理解してよろしいでしょうか。	煙突と建物が一体である場合も一体でない場合も外壁と扱います。
337	要求水準書（設計・建設業務編）	202	第４章	第２節	2.6	(2)				プラザ棟	プラザ棟の構造に「鉄筋コンクリート造」との記載がありますが、鉄骨造等の事業者提案は可能との理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案で計画してください。
338	要求水準書（設計・建設業務編）	202	第4章	第2節	2.6	(1)				建築仕様	実施方針に関する質疑回答No.4にて、プラザ棟は高効率ごみ発電施設、マテリアルリサイクル施設と合棟でもよいとのことですが、『プラザ棟（鉄筋コンクリート造）』とありますが、高効率ごみ発電施設、マテリアルリサイクル施設と合棟の場合は、その配置エリアの構造形式に合わせてよろしいでしょうか。	事業者の提案で計画してください。
339	要求水準書（設計・建設業務編）	202	第4章	第2節	2.6	(2)				建築仕様	プラザ棟の構造形式は「鉄筋コンクリート造」とありますが、大空間等の実現に有利な「鉄骨造」で計画することも可能でしょうか。	事業者の提案で計画してください。
340	要求水準書（設計・建設業務編）	203	第4章	第3節	3.2	(1)	1)			測量及び地質調査	事業者が調査を追加することとありますが、追加調査結果と現在開示されている情報との間に齟齬が発生し、事業者として予期せぬ追加工事が発生した場合、費用については民法に基づき、別途協議させていただきたく、お願いいたします。	別途協議します。
341	要求水準書（設計・建設業務編）	203	第4章	第3節	3.2	(1)	2)			埋設物対策調査	事前に十分な調査を行うこととありますが、当然、事前調査は入札前には行えませんので、正式ご契約後に調査を行わせていただきます。またその調査結果と現在開示されている情報との間に齟齬が発生し、事業者として予期せぬ追加工事が発生した場合、費用については民法に基づき、別途協議させていただきたく、お願いいたします。	別途協議とします。
342	要求水準書（設計・建設業務編）	203	第４章	第３節	3.2	(1)	2)			埋設物対策調査	「組合が提示する添付資料６で不足する場合は、埋設物の位置、埋設物の種類等を事前に十分な調査を行うこと。」との記載がありますが、解体時に既設建屋の基準となる実際の位置寸法と図面記載寸法の確認記録（図面位置との一致の確認、相違あればその寸法測定記録等）があると思われますが、ご教示願います。	添付資料14に示すとおりです。

（様式４－１）

要求水準書等に係る質問に対する回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
343	要求水準書（設計・建設業務編）	204	第4章	第3節	3.3					軟弱地盤対策	添付資料7に基づき、また関係法令等に準拠し、軟弱地盤対策をご提案いたします。 実施の際、そのご提案内容と違う工法で監督員に承諾され、事業者として予期せぬ追加工事が発生した場合、費用については民法に基づき、別途協議させていただきたく、お願いいたします。	提案と異なる工法は原則認めません。
344	要求水準書（設計・建設業務編）	204	第4章	第3節	3.4					埋設物対策	添付資料6に基づき、また関係法令等に準拠し、埋設物撤去等の対策をご提案いたします。 実施の際、そのご提案内容と違う工法で組合に承諾され、事業者として予期せぬ追加工事が発生した場合、費用については民法に基づき、別途協議させていただきたく、お願いいたします。	提案と異なる工法は原則認めません。
345	要求水準書（設計・建設業務編）	204	第4章	第3節	3.5					汚染土壌対策	添付資料8に基づき、また関係法令等に準拠し、汚染土壌対策をご提案いたします。 実施協議の際、そのご提案内容と違う工法で監督員に承諾され、事業者として予期せぬ追加工事が発生した場合、費用については民法に基づき、別途協議させていただきたく、お願いいたします。	提案と異なる工法は原則認めません。
346	要求水準書（設計・建設業務編）	204	第4章	第3節	3.5					汚染土壌対策	添付資料８図面によって指定された5か所（A1-6、B1-7、B1-9、B2-1、C1-9）の範囲並びに深度が、今回必要に応じて適切な対策を講じなければならない汚染土壌の範囲との理解でよろしいでしょうか？	10月31日付け公示の添付資料８を参照願います。
347	要求水準書（設計・建設業務編）	204	第4章	第3節	3.5					汚染土壌対策	「添付資料８に示した汚染土壌量、濃度等に差異が生じた場合には、別途組合と協議の上、対策等を決定すること」とありますが、協議により量・または対策に変更があった場合には、それに応じて金額の精算があると理解して宜しいでしょうか。	10月31日付け公示の添付資料８を参照願います。
348	要求水準書（設計・建設業務編）	204	第4章	第3節	3.5					汚染土壌対策	「工事前、工事中、工事後で大気、水質等の必要なモニタリングを常時実施すること」とありますが、現在行われているモニタリングの具体的な内容、及び頻度についてご教示ください。	年に1回、水質分析（ダイオキシン類、pH、SS、電気伝導率）を行っています。
349	要求水準書（設計・建設業務編）	204	第4章	第3節	3.5					汚染土壌対策	「添付資料８に示した汚染土壌量、濃度等に差異が生じた場合には、別途組合と協議の上、対策等を決定すること。」と記されていますが、差異が生じる場合とは具体的にどのような場合を想定されているのか、ご教示ください。	本組合の調査にて範囲が確定しましたので、詳細については10月31日付け公示の添付資料８を参照願います。
350	要求水準書（設計・建設業務編）	204	第4章	第3節	3.6	(3)				構内排水設備工事	雨水の再利用目的や容量および防災調整池への系統は、事業者の提案によると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
351	要求水準書（設計・建設業務編）	205	第4章	第3節	3.6	(4)	1)			防災調整池工事	構造等は関係官庁との協議とありますが、窓口協議は可能でしょうか。	可能です。
352	要求水準書（設計・建設業務編）	205	第4章	第3節	3.6	(5)	2)			植栽工事	更新施設敷地面積約1.59ｈａに対して20%の緑地を確保して内3%の面積を公園提供すると考えてよろしいでしょうか。 （市に公園帰属するとなると建築敷地面積が変わってしまいます。）	海老名市開発指導要綱（第26条の2第5項）により、適用除外です。
353	要求水準書（設計・建設業務編）	205	第4章	第3節	3.6	(6)	2)			フェンス	敷地と道路の境界については100cm程度の防水壁等を設置要求があります。し尿処理施設との境界には既に、し尿処理施設のフェンスがあります。敷地西側には擁壁があります。新設フェンス設置可能箇所は敷地北側（プール側）のみという理解でよろしいでしょうか。	歩道部にも設置する計画として下さい。
354	要求水準書（設計・建設業務編）	207	第4章	第4節	4.1	(1)				温度条件	「温度条件は、第１章 第１節 1.10（3）の気象条件による。」との記載がありますが、第１章 第１節 1.10（3）には搬入出道路の記載で気象条件の記載ではありません。別途ご教示願います。	気象条件は、添付資料23に示すとおりですが、設計に用いる気象条件については、事業者の調査により監督員が承諾した条件としてください。
355	要求水準書（設計・建設業務編）	207	第4章	第4節	4.1	(1)				温度条件	温度条件は第1章 第1節 1.10（3）とありますが、該当項目は搬入出道路への記載と思われます。温湿度条件について、ご指示ください。	気象条件は、添付資料23に示すとおりですが、設計に用いる気象条件については、事業者の調査により監督員が承諾した条件としてください。
356	要求水準書（設計・建設業務編）	207	第4章	第4節	4.1	(1)				温度条件	第１章第１節1.10（3）の気象条件とは何を指してるのか、ご教示ください。	気象条件は、添付資料23に示すとおりですが、設計に用いる気象条件については、事業者の調査により監督員が承諾した条件としてください。
357	要求水準書（設計・建設業務編）	207	第4章	第4節	4.1	(5)	2)			工作室	工作室は全量換気とありますが、換気方法については工作室の使い方を含めメーカー提案とさせていいただいてもよろしいでしょうか。	事業者の提案で計画してください。
358	要求水準書（設計・建設業務編）	208	第4章	第4節	4.2	(2)	6)			換気	『工場棟の換気方法は、原則第３種換気とし、』とありますが、換気方法の詳細については、作業環境等に配慮し、適切な換気ができるよう事業者提案とさせていただけるものと考えてよろしいでしょうか。	事業者の提案で計画してください。

（様式４－１）

要求水準書等に係る質問に対する回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
359	要求水準書（設計・建設業務編）	209	第4章	第4節	4.3	(2)	1）	②		空調設備用給水	生活用水高架タンクより給水とありますが、加圧給水方式採用の場合はこの限りではないと考えてよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。なお、停電時の対応にも考慮して計画して下さい。
360	要求水準書（設計・建設業務編）	211	第4章	第4節	4.3	(5)	4)	③		給湯設備	災害時に想定している避難場所はプラザ棟内に設置するものとし、そこに給湯すると考えてよろしいでしょうか。給湯方式は配管にて行うものとして認識してよろしいでしょうか。	災害時に想定している避難場所については、実施設計時に監督員と協議して決定します。また、プラザ棟への給湯方式についても事業者の提案によりますが、停電時や災害時を考慮して計画してください。
361	要求水準書（設計・建設業務編）	212	第4章	第4節	4.6					防犯設備工事	ＩＴＶ監視装置・録画仕様（時間、画素数）等の条件がございましたらご教示ください。	搬出入の車両、人等の安全管理、防犯上必要な箇所のITVについては、昼夜を問わず車種、車両№、人の顔等が鮮明に確認できる仕様で計画してください。その他、本施設の運営維持管理で必要と思われるITVの仕様については事業者の提案で計画してください。
362	要求水準書（設計・建設業務編）	214	第4章	第5節	5.2	(3)	7)			非常用コンセント	各所とありますが、設置が必要な室や箇所があれば、ご教示ください。特に想定がない場合は、設置箇所は事業者提案と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
363	添付資料１									事業用地位置図	事業用地内にあります、可燃ごみ搬出場や蛍光管・電池等置き場については、建設工事の支障となりますので、事業者の工事開始時には事業用地内からは撤去して頂けると考えてよろしいでしょうか。また、これらの撤去は業務範囲に入っておりませんので、貴組合の所掌という理解でよろしいでしょうか。	可燃ごみの搬出場、乾電池・蛍光管及び電球等置き場は、事業者の責任と費用負担で撤去してください。ただし、蛍光管・乾電池等の容器については、本組合にて事業用地内から撤去します。
364	添付資料１									事業用地位置図	搬入・搬出道路について下記２点ご教示ください。 ①新幹線の高架下3.7mは継続して使えるとの前提としてよろしいでしょうか。 ②藤沢市から進入する目久尻川側横の道路は、建設時または新施設稼働時、使用できる前提と考えてよろしいでしょうか。	管理者ではないため回答できません。
365	添付資料１									事業用地位置図	新し尿施設周囲にはフェンスがありましたが、計量機からの動線を考えた場合、フェンスが動線を塞ぎますが、そのフェンス撤去は工事所掌外との理解でよろしいでしょうか。	フェンスの撤去は工事範囲内として計画してください。
366	添付資料２									事業用地周辺公園整備計画	事業用地周辺公園整備予定地や貴組合敷地の事業用地1.59ha以外の場所についても可能な場所は建設工事時、仮置場等として利用させて頂けると考えてよろしいでしょうか。	管理者ではないため回答できません。
367	添付資料3 ユーティリティ等取り合い平面図									特別高圧受電（予定）地	特別高圧受電（予定）地の近傍に屋外特高設備を設けてもよろしいでしょうか。	特別高圧で計画する場合は、可能とします。ただし、安全性に留意して計画してください。
368	添付資料５									既存施設の車両動線	既存施設の車両動線では、すべての車両は、搬入・搬出道路を通るとのことですが、新施設の搬出入車両は、すべて搬入・搬出道路の北西部側（新幹線の高架下）を通るという前提になりますでしょうか。	現在は、一部西側を通行しています。
369	添付資料６									建設予定地現況平面図	建設予定地現況平面図のCADデータを別途提供とございますが、CADデータはいつ頂けますでしょうか。可能でありましたら、添付資料２、３、５についても頂けませんでしょうか。	11月上旬に郵送する予定となっています。
370	添付資料６									雨水排水及び配管現況図	事業用地内には提示頂きました以外の配管はない、もしくは撤去済との理解でよろしいでしょうか。もしご提示以外の等がございましたら、見積に必要なため、配管図をご教示願います。	添付資料12に示すとおりですが、図示されていないものについては、事業者リスクで計画して下さい。
371	添付資料６									配管敷設図	温水プールにつながっている配管（上水配管、蒸気戻り、蒸気配管）の口径が不明のため、ご教示ください。	添付資料12に示すとおりです。
372	添付資料６									建設予定地現況平面図	給油所跡地の地下タンク（タンク内砂埋め）の図示がありますが、タンク仕様、埋立深度等がわかる図面をご教示ください。	添付資料14に示すとおりです。
373	添付資料８									汚染土壌対策資料	添付資料８に２枚あります土壌分析結果速報において、たて表では鉛についてA1-6地点で160とありますが、よこ表は170とあります。 また、六価クロムについてB1-7地点で0.09とありますが、よこ表は0.14とあります。 どちらを正とすべきかご教示ください。	別調査のため、数値が異なります。
374	添付資料８									汚染土壌対策資料	土壌分析結果速報のよこ表の分析深度と各地点の測定深度をご教示ください。 また、各地点の測定深度より深層については処置不要と理解してよろしいでしょうか。	10月31日付け公示の添付資料８を参照願います。なお、よこ表の深度については土対法に基づく0～50cmとなり、各地点の測定深度より深層については、10月31日付け公示の添付資料８のとおりです。
375	添付資料８									汚染土壌対策資料	環境省が公表する土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時用届出区域情報では、土壌汚染対策法に基づく要措置区域（六価クロム化合物）として指定されているように理解しますが、措置の内容についてご教示ください。	指定はされていませんが、平成27年度中に用地の改変に関わらず全て、適切に撤去、処理する計画としてください。
376	添付資料８									汚染土壌対策資料	環境省の公表する土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時用届出区域情報では、六価クロム化合物のみ要措置区域として指定されておりますが、添付資料８によりますと、鉛も基準値を超えているように理解します。鉛について指定を受けていない理由をご教示ください。	全て指定されていません。

（様式４－１）

要求水準書等に係る質問に対する回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
377	要求水準書（運営・維持管理業務編）	1	第1章	第2節						運営・維持管理業務における基本方針	「本要求水準書等に示されていない諸条件、事業者が作成する長期運営事業計画等の図書に示されていない事項であっても、運営・維持管理上必要な業務については、組合の指示に従い事業者の責任において行うこと」とありますが、事業者が負うリスクの範囲が特定できずに広くなる可能性があります。従って、要求水準書を満たすことを第一条件とし、その他については協議をさせて頂けるという理解でよろしいでしょうか。	10月31日付け公示の要求水準書のとおりです。
378	要求水準書（運営・維持管理業務編）	2	第1章	第3節	4	（６）				施設見学者の対応及び地域住民への対応支援業務	民間事業者の事業内容に（６）施設見学者の対応が入っていますが、 ①行政視察者対応 ②小学生の社会科見学等の対応　も含まれるのでしょうか。 含まれる場合、上記①、②の年間の施設見学者の見込み数をご教示ください。	全ての見学者対応が含まれます。年間の見学者数の実績は、添付資料21に示すとおりです。
379	要求水準書（運営・維持管理業務編）	3	第1章	第4節	3					生活環境影響調査書の遵守	「・・・組合が実施する調査または事業者が自ら行う調査により、・・・」とありますが、貴組合が行う生活環境影響調査以外にどのような調査を想定されていますでしょうか。ご教示ください。	事業用地及びその周辺における空間線量率の測定があります。その他の測定項目については、事業者と協議して定めるモニタリング基本計画によります。
380	要求水準書（運営・維持管理業務編）	3	第1章	第4節	5	(1)				関係官庁への報告・届出	貴組合の手続きについては、一義的に貴組合の責任で対応するものと理解されるため、事業者は、貴組合の指示の内容により対応を協議させて頂き、過分の費用が生じない範囲で協力すると考えてよろしいでしょうか。	10月31日付け公示の要求水準書のとおりです。
381	要求水準書（運営・維持管理業務）	3	第1章	第4節	6					一般廃棄物の処理実施計画等の作成への協力と計画の遵守	毎年行う「処理実施計画」及び概ね5年頻度で見直しを行う「処理基本計画」の具体的な協力内容が明確であればご教示願います。	ごみ処理実績とごみ組成調査結果の提供及び場内で行うごみ組成調査（場内でサンプリング品目別重量、容積等の計測など）への協力を想定しています。
382	要求水準書（運営・維持管理業務編）	3	第1章	第4節	7					組合の検査	事業者の責によらない検査の場合で、かつ、事業者による運転維持に支障がある場合の対応についてはご協議の上協力させて頂くものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
383	要求水準書（運営・維持管理業務編）	4	第1章	第4節	10	（２）				緊急時対応	緊急対応マニュアル作成に当たり、防災マニュアルと整合をとる必要があるため、貴組合よりご提示頂けると考えてよろしいでしょうか？	実施設計の段階で提示する予定です。
384	要求水準書（運営・維持管理業務編）	5	第1章	第4節	12					災害発生時の協力	「・・・処理に係る費用については、変動費にて支払うものとする」とありますが、災害発生時（火災ごみを含む）には、想定外のごみ質やごみ量が持ち込まれ施設・設備に過大な負荷が掛かることが想定されます。 従って、資材、薬品等の変動費だけではなく、施設・設備の補修等が必要となった場合には貴組合と協議させて頂けるものという理解でよろしいでしょうか。	地震等の災害発生時は協議とします。
385	要求水準書（運営・維持管理業務編）	5	第1章	第4節	14					障がい者の雇用	障がい者の雇用について、貴組合より障がい者雇用の団体等ご紹介頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	本組合からの紹介はありません。
386	要求水準書（運営・維持管理業務編）	6	第1章	第4節	15					地元貢献	「地元企業」とは、業務実施場所である海老名市内に本店または支店・営業所がある企業という理解でよろしいでしょうか。	海老名市、座間市、綾瀬市内に本店または支店、営業所がある企業として計画してください。
387	要求水準書（運営・維持管理業務編）	6	第1章	第4節	17					保険	貴組合が付保予定の保険がありましたらご教示ください。	建物総合損害保険
388	要求水準書（運営・維持管理業務編）	6	第1章	第4節	17	（２）				火災保険	事業者が最低限加入しなければならない保険として、第三者損害賠償保険と火災保険を挙げておられますが、「運営・維持管理業務委託契約書（案）」別紙３においては、第三者損害賠償保険のみ挙げておられます。 火災保険については貴組合にて建物災害共済に加入頂けるものと理解して宜しいでしょうか。	建物総合損害保険に加入予定であり、当該保険には火災による補てんも含まれます。
389	要求水準書（運営・維持管理業務編）	9	第1章	第5節	2					事業提案の変更	事業提案書の変更が生じた場合に、契約金額の増額等の手続きは行わないとありますが、組合殿の示した情報に起因して事業提案書の変更が発生した場合には、契約金額の増額について協議していただけますようお願いします。	内容により協議します。
390	要求水準書（運営・維持管理業務編）	9	第1章	第5節	4					契約金額の変更	事業提案書の変更が生じた場合に、契約金額の増額等の手続きは行わないとありますが、組合殿の示した情報に起因して事業提案書の変更が発生した場合には、契約金額の増額について協議していただけますようお願いします。	内容により協議します。
391	要求水準書（運営・維持管理業務編）	9	第1章	第5節	4					契約金額の変更	要求水準書を満足しているにも拘らず、貴組合の指示により運営・維持管理に関する事業提案書の内容を変更する場合、契約金額については別途協議にして頂けないでしょうか。	内容により協議します。
392	要求水準書（運営・維持管理業務編）	9	第1章	第5節	5	(1)	1)			本業務期間終了時の引渡し条件	10年間にわたり継続して業務を実施することに支障のない状態であることとは、その前提に適切な点検、補修・更新を行いながら運転維持管理されるものと理解してよろしいでしょうか。	本施設が、運営期間終了後も継続して10年間使用することに支障がない状態であることを確認するための検査方法について、予め本組合の承認を得るものとします。

要求水準書等に係る質問に対する回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
393	要求水準書（運営・維持管理業務編）	9	第1章	第5節	5					本業務期間終了時の引渡条件	要求水準書（設計・建設業務編）によると、業務期間終了時の引渡しの際の必要な措置は設計建設企業が行うように読めますが、要求水準書（運営・維持管理業務編）ではSPCが行うように読めます。この措置は、SPCが行うと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
394	要求水準書（運営・維持管理業務編）	9	第1章	第5節	5	（1）	4）	①		本業務期間終了時の引渡条件	運営・維持管理業務委託契約書第６８条に定める機能検査においては、機能検査を運営期間終了日の３年前から２年間の間に行うこととなっており、その中で性能保証要件を満たすこと等を確認することとなっています。 一方で、要求水準書（運営・維持管理業務編）9p「５．本業務期間終了時の引渡条件」では、引渡時に、「第１章 第９節 9.3引渡性能試験」に示す内容・方法の試験を実施することや、内外の外観等の検査、内外の機能及び性能上の検査等を行うこととなっています。 以上の２つが示すものは同一の試験であり、「５．本業務期間終了時の引渡条件」に定める試験や検査を行うことで、運営・維持管理業務委託契約書第68条に定める機能検査義務についても満足するものと理解してよろしいでしょうか。	運営・維持管理業務委託契約書第６８条に定める機能検査は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行規則第５条に定める精密機能検査を指しており、要求水準書（運営・維持管理業務編）P9に示した内容は、事業終了時の引渡条件を示しており、別々のものと考えてください。ただし、引渡時に精密機能検査の結果を参考資料とすることは認めます。
395	要求水準書（運営・維持管理業務編）	9	第1章	第5節	5	（1）	4）	①		本業務期間終了時の引渡条件	「第１章 第９節 9.3引渡性能試験」に示す内容・方法の試験を実施することとなっていますが、引渡性能試験においては、p24 8.3によれば費用は事業者負担となっていますが、業務期間終了時の性能試験については商業運転中であることから、当該性能試験中においても、委託料（処理料）の支払いは受けられるものとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
396	要求水準書（運営・維持管理業務編）	10	第１章	第５節	5	（2）				運営・維持管理の引継ぎに関する条件	ご指示のように運営・維持管理の引継ぎを致しますが、事業者が有する資料等の中には、事業者が事業を継続していくに当たり競争力の源泉となる営業上、技術上の知的財産、知見、ノウハウ等が含まれるものもあります。従いまして、情報の開示、取り扱いに関しては一定の制限が生ずる可能性があることはご理解頂きたいと存じます。 また、引継には、教育指導に最低限の期間が必要なため、遅くとも引継１年前には引継業者が決定することと考えてよろしいでしょうか？	事業終了時における引渡条件等は、事業終了の５年前から協議して決定することとします。
397	要求水準書（運営・維持管理業務編）	10	第1章	第5節	5	（2）	2）			引継項目	「引継ぎ項目は、各施設の取扱説明書（本業務期間中の修正・更新内容も含む。）、本要求水準書及び運営業務委託契約書に基づき事業者が作成する図書等の内容を含むものとする。」とありますが、どの図書につき引継ぎを行うかについては、貴組合と運営事業者で事前に協議して合意の上決定できるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
398	要求水準書（運営・維持管理業務編）	11	第2章	第2節	1					有資格者の配置	運営開始後2年間以上において、･･･高効率ごみ発電施設の現場総括責任者としての経験を有する者を専任で配置することとあります。該当施設は３処理方式（ストーカ式、シャフト式、流動ガス化式）に限るとの理解でしょうか。	事業者が提案する処理方式に限るものとしてください。
399	要求水準書（運営・維持管理業務編）	11	第２章	第２節	3					安全衛生管理者の配置	安全衛生管理者とありますが、労働安全衛生法では常時10名以上50人未満の労働者を使用する事業所は安全衛生推進者の配置を認めています。50人未満となる場合は安全衛生推進者の配置としてもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
400	要求水準書（運営・維持管理業務編）	12	第3章	第2節	1					受入管理	直接搬入車両に対しての現状の搬入受入手続き等を教示願います。	10月31日付け公示の要求水準書のとおりです。
401	要求水準書（運営・維持管理業務編）	12	第3章	第2節	2					受入管理 内容物の検査確認の実施	事業者が「内容物の確認検査」を実施することとありますが、運営・維持管理業務委託契約書（案）第24条には、貴組合が内容物の確認検査を実施することとあります。 もし、事業者が内容物の確認検査を実施する場合、丁寧且つ適切な対応にも関わらず、持ち込み者（住民）が誘導・指示に従わない場合は貴組合にご協力をお願いできるとの理解でよろしいでしょうか？	事業者が内容物の検査を行うものとしてください。また、住民による持ち込みは無いものとして計画してください。
402	要求水準書（運営・維持管理業務編）	12	第3章	第2節	5					受入管理	「マテリアルリサイクル施設に搬入されたごみから、有価物、処理不適物等を取り除くこと」とありますが、具体的な選別基準、要領等について既設の実績等も含めご教示ください。 また、処理不適物等については、保管、積込まで事業者で対応し、運搬、処分は費用含め貴組合所掌と考えてよろしいでしょうか。	可燃性粗大ごみのうち、選別のため手作業による解体を必要とするもの。不燃物及び粗大ごみに混入した本組合で受け入れることが出来ない廃棄物。有害物質、危険性のあるもの、爆発性のあるもの、破砕不可能なもの、施設を損傷する恐れのあるもの、法令によりリサイクルを義務付けられたもの、乾電池、蛍光灯、産業廃棄物等。なお、処理不適物の運搬、処分の費用は事業者負担となります。
403	要求水準書（運営・維持管理業務編）	12	第3章	第4節						料金徴収	「料金徴収は、組合が行う」とありますが、想定されている料金徴収方法（場所・方法）を教示ください。 計量棟での貴組合が料金徴収する場合には、SPC計量員とは別に、組合料金徴収エリア等を準備する必要がありますでしょうか。	臨時搬入で持ち込まれた場合は、料金徴収が生じます。 臨時搬入は、事前に本組合に連絡がありますので、連絡を受けたら事業者が設置する計量設備でＳＰＣ職員による計量で料金の徴収を本組合職員が行う計画とします。 料金徴収用のエリアについては、不要と考えますが通常の計量管理業務に支障を生じることが考えられる場合は、事業者の提案で必要なスペースや設備等を完備してください。
404	要求水準書（運営・維持管理業務編）	12	第３章	第４節						料金徴収	第2節で事業者は計量施設において、収集(直営、委託)、搬入許可業者、直接搬入の各車両に対して計量業務を行う。また、第4節で「料金の徴収は、組合が行う。」とありますが、直接搬入車両の場合も計量業務は事業者、料金徴収は貴組合と理解してよろしいでしょうか。 また、「料金の徴収は、組合が行う」とありますので、表3-1　本施設の受付時間に合わせて料金の徴収をされる職員の方が勤務されるという理解でよろしいでしょうか。	直接搬入については、10月31日付け公示の要求水準書のとおりです。料金の徴収は、臨時搬入車両の場合に必要になり、臨時搬入車両の料金の徴収方法については、事業者が設置する計量設備でＳＰＣ職員による計量で料金の徴収を本組合職員が行う計画とします。なお、職員の勤務体系につきましては実施設計時に協議する事とします。
405	要求水準書（運営・維持管理業務編）	12	第3章	第4節						料金徴収	P12第3章第4節で料金の徴収は、組合が行うとありますが、第3節には、計量業務は運営事業者範囲となっております。計量業務及び料金徴収について貴組合と運営事業者との役割分担を明確にしていただけるようお願いします。	臨時搬入で持ち込まれた場合は、料金徴収が生じます。 臨時搬入は、事前に本組合に連絡がありますので、連絡を受けたら事業者が設置する計量設備でＳＰＣ職員による計量で料金の徴収を本組合職員が行う計画とします。
406	要求水準書（運営・維持管理業務編）	13	第3章	第5節	表3-1					本施設の受付時間	受付時間は8:30～17:00となっていますが、12:00～13:00は昼休みとしてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

（様式４－１）

要求水準書等に係る質問に対する回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
407	要求水準書（運営・維持管理業務編）	13	第３章	第５節	同上					同上	受付時間において、お昼休みを12時～13時まで設けてもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
408	要求水準書（運営・維持管理業務編）	13	第３章	第５節	同上					同上	※日曜及び大晦日、年始3日間は除くとありますが、国民の祝日は受入がないものとの理解でよろしいでしょうか。	受入はあります。
409	要求水準書（運営・維持管理業務編）	13	第３章	第５節	同上					同上	ごみの搬入が月曜日から土曜日となっていますが、マテリアルリサイクル施設(不燃ごみ、粗大ごみ、乾電池、蛍光灯類)への土曜日の搬入は、委託、許可、直営、一般持込みとも全てについて有りますでしょうか。	マテリアルリサイクル施設への土曜日の搬入はありません。
410	要求水準書（運営・維持管理業務編）	13	第3章	第5節					表3-1	受入時間	現状と同じく12時～13時の間は、受付休憩があるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
411	要求水準書（運営・維持管理業務編）	13	第3章	第5節					表3-1	受入時間	貴組合内の一般家庭ごみの収集では、土曜日に不燃ごみ収集されておりませんが、土曜日には不燃ごみの搬入は少ないものとして検討してよろしいでしょうか。	土曜日の不燃物の搬入はありません。
412	要求水準書（運営・維持管理業務編）	13	第3章	第5節					表3-1	本施設の受付時間	「一般持込」と記載がありますが、直接搬入と読み替えればよろしいでしょうか。 また、直近3年間程度の年間搬入量及び年間搬入台数、並びに、運営期間中に想定される年間搬入量、及び年間搬入台数をご教示下さい。	10月31日付け公示の要求水準書のとおりです。 また、詳細については添付資料26を参照してください。
413	要求水準書（運営・維持管理業務編）	15	第４章	第２節	5	（3）				マテリアルリサイクル施設の年間運転日数	マテリアルリサイクル施設の年間稼働日数は300日以上とありますが、要求水準書(設計・建設業務編)5ページに示された250日以上としてよろしいでしょうか。	10月31日付け公示の要求水準書のとおりです。
414	要求水準書（運営・維持管理業務編）	15	第4章	第2節	7	(1)				重機類・車両等の仕様	「本業務に必要な重機類・車両等は事業者で用意すること」とありますが、建設、運営いずれかの事業者で準備するかは運営形態等を踏まえて、事業者側で提案可能と考えてよろしいでしょうか。	事業者の提案で計画してください。
415	要求水準書（運営・維持管理業務編）	16	第4章	第5節	3					適正処理	3.事業者は、本施設より発生する鉄、アルミ等が、･･･等に示す純度･回収率を満たすように適切に処理することとあります。 本要件は、焼却処理後に排出される有価で引取られる金属残さ類には適用されないものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
416	要求水準書（運営・維持管理業務編）	17	第4章	第12節	1					売電の事務手続き及び発電条件	「売電収益は事業者に帰属できるものとする」の点、「売電収益は事業者に帰属する」と読み替えてよろしいでしょうか。	10月31日付け公示の要求水準書のとおりです。
417	要求水準書（運営・維持管理業務編）	17	第4章	第12節	1					売電の事務手続き及び発電条件	余剰電力の販売先及び販売量については、何ら制約がなく、運営事業者が自由に決定できるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、販売先や電力事業者による制限はこの限りではありません。
418	要求水準書（運営・維持管理業務編）	18	第5章	第2節	2					備品・什器・物品・用役の調達・管理	貴組合が調達する備品について教示願います。貴組合が使用するにあたり、保管場所の指定や保管場所ん大きさや空調などの要求仕様などがあれば教示願います。 また、保管・管理にあたり、貴組合より事前にリスト等の提示があり、使用する際には都度連絡があり管理するものと考えればよろしいでしょうか。	本組合が調達する備品は、本組合職員用の保護具（ヘルメット、マスク、手袋、科学防護服等）、防災関連備品、モニタリングに必要な計器類などを計画しています。保管場所については、10月31日付け公示の要求水準書のとおり本組合が要望する倉庫内に置くことを計画していますが、具体的には、実施設計の段階で監督員と協議することとします。 保管、管理にあたり事前にリスト等を提示しますが、本組合の倉庫の使用に関しては事業者への連絡はいたしません。ただし、運営事業者と本組合の両者で使用する倉庫がある場合は、都度、事業者に連絡するとともに事業者が使用する場合も本組合へ都度連絡することとします。
419	要求水準書（運営・維持管理業務編）	22	第6章	第2節					表5.2.1	排ガスの監視基準及び停止基準	「１時間値平均値が左記の基準値を２時間超えた場合は、高効率ごみ発電施設の運転を停止する。」とありますが、２炉運転時においては基準値を超えた炉を停止するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
420	要求水準書（運営・維持管理業務編）	25	第7章	第1節	6					プラザ棟の運営業務	プラザ棟において、仮に料理教室等の市民向け講座を開いた場合、材料費等の必要経費（概ね数百円／人程度）を、参加者から徴収することは認められますでしょうか。 また、プラザ棟内の施設（会議室、キッチン、工房など）を貸し出す場合、市の類似施設同等の施設使用料金を徴収することは認められますでしょうか。	現段階では認められません。
421	要求水準書（運営・維持管理業務編）	26	第8章	第1節	1					本施設の見学者の対応業務	事業者が見学者への説明を行うこととし、組合は、見学者対応に協力するとありますが、「運営・維持管理業務委託契約書（案）」第52条では貴組合が説明等の対応を行い、事業者が協力することとなっていますが、「運営・維持管理業務委託契約書（案）」を正としてよろしいでしょうか。	見学者対応は、事業者の業務範囲として計画してください。

要求水準書等に係る質問に対する回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
422	要求水準書（運営・維持管理業務編）	26	第8章	第1節	1					本施設の見学者対応業務	現施設の見学者来場頻度、時期、人数をご教示願います。	添付資料21に示すとおりです。
423	要求水準書（運営・維持管理業務編）	26	第8章	第1節	1					本施設の見学者の対応業務	直近3年間の見学者の構成（小学生、団体、個人）、各々の人数及び総見学回数をご教示下さい。	添付資料21に示すとおりです。
424	要求水準書（運営・維持管理業務編）	26	第8章	第1節	3					本施設の見学者の対応業務	各説明用パンフットの年間必要数について教示願います。	2500枚程度を想定しています。
425	要求水準書（運営・維持管理業務編）	30	第10章	第１節	1					副生成物の資源化業務	副生成物を組合より有償で購入とありますが、貴組合と協議のうえ購入価格を決定する場合、事業費はどのように見込めばよろしいですか？	事業者が提案する購入金額で事業費を見込んでください。
426	要求水準書（運営・維持管理業務編）	30	第10章	第３節	1					有価物の資源化業務	本施設で回収した有価物を組合より有償で購入したうえで全量有効利用を図る業務を行う。なお、購入価格については、別途組合と事業者で協議して定める」とありますが、貴組合からの購入価格については、入札時における共通条件として購入価格を明示頂けますようお願い申し上げます。	事業者が提案する購入金額で事業費を見込んでください。
427	要求水準書（運営・維持管理業務編）	30	第10章	第3節	1					有価物の資源化業務	貴組合より有償で購入、購入価格については別途協議とありますが、事業計画作成上必要な条件ですのでご教示お願いします。	事業者が提案する購入金額で事業費を見込んでください。
428	要求水準書（運営・維持管理業務編）	30	第10章	第3節	2					有価物の資源化業務	貴組合が指定される処理、処分先の名称、距離、処理単価等条件をご教示願います。	現時点では示すことが出来ません。
429	要求水準書（運営・維持管理業務編）	30	第10章	第2節	5					焼却灰等の資源化業務	貴組合が指定される処理、処分先の名称、距離、処理単価等条件をご教示願います。	現時点では示すことが出来ません。
430	要求水準書（運営・維持管理業務編）	32	第11章	第1節	1					乾電池・蛍光灯及び電球（水銀入り）の資源化業務	構成市から搬入される乾電池、蛍光灯及び電球（水銀入りに限る）の受入管理、貯留及び引取業者への引渡とありますが、搬入時の荷下ろしは搬入者が実施されるものと考えてよろしいでしょうか。 また、乾電池、蛍光灯及び電球（水銀入りに限る）の搬入は土曜日の搬入は有りますでしょうか。	搬入時の荷下ろしは事業者にて実施する計画とします。なお、土曜日の搬入はありません。
431	要求水準書（運営・維持管理業務編）	33	第12章	第5節						警備・防犯	事業者の警備範囲は、本施設内に限るという理解でよろしいでしょうか。	本事業に関わる施設は、警備範囲内となります。
432	要求水準書（運営・維持管理業務編）	35	別紙１							測定項目及び頻度	排ガスの測定項目の②ばいじん濃度⑧ダイオキシン類について、集じん器出入口にて測定とありますが、集じん器入口の計測については、性能保証確認項目に記載ありませんが運営維持管理では必要との考えでしょうか。また、集じん器出口の測定は、煙突部で計測することでもよろしいでしょうか	お見込みのとおりです。なお、測定は10月31日付け公示の要求水準書のとおりです。
433	要求水準書（運営・維持管理業務編）	35	別紙１							測定項目及び頻度	作業環境測定項目で②カドミウム③鉛④水銀の測定場所は、粉じん計測と同じ場所で1か所計測すればよろしいでしょうか、指定測定場所があれば教示願います。	粉じん計測と同箇所、同回数となります。
434	要求水準書（運営・維持管理業務編）	40	別紙3							敷地外清掃等の範囲及び頻度	事業者の清掃及び植栽管理範囲に含まれる本施設周辺の「道路」、「目久尻川法面」、「周辺側溝」を、具体的に図面等で図示願います。	10月31日付け公示の要求水準書のとおりです。
435	基本協定書	1	冒頭							受注者	入札説明書の31頁の事業スキーム図によれば基本協定書は組合と「入札参加者」の間で締結されることとなっていますが、本契約の締結者署名欄には「入札参加者」に含まれていない乾電池、蛍光灯及び電球資源化企業の欄が存在します。 この点に関し、基本協定書における「受注者」の定義は入札説明書31頁の事業スキーム図における「入札参加者」が示す範囲と同一であり、したがって、乾電池、蛍光灯及び電球資源化企業は受注者に含まれないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
436	基本協定書	1	第１条							目的	本条においては、焼却灰等資源化業務委託契約及び乾電池等資源化業務委託契約については、組合を契約の当事者とする契約として記載があるものの、副生成物引取企業及び鉄・アルミ等金属類の有価物引取企業との業務委託契約については、特段の記載が有りません。 副生成物引取企業及び鉄・アルミ等金属類の有価物引取企業との業務委託契約については、運営事業者と引取企業のみを契約の当事者として締結し、貴組合は契約の当事者とはならないものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

要求水準書等に係る質問に対する回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
437	基本協定書	1	第3条	第１項						特定事業契約の締結	基本契約書及び設計・建設請負契約書について、平成26年8月1日付の入札説明書に添付の契約書案の形式及び内容で締結することとなっていますが、これらの契約書案に対する質問書及び貴組合からの質問回答の内容についても各契約書に反映されるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
438	基本協定書	3	第4条							賠償額の予定	第１項、第２項によれば、構成員又は協力企業のいずれかが第３条第４項各号のいずれかに該当するときは構成員及び協力企業は連帯して違約金の支払義務を負うこととなっていますが、協力企業が第３条第４号各号のいずれかに該当した場合であっても、入札価格全体の100分の10に相当する額を構成員も含めて連帯して支払わなければならないこと責任とするのは各事業者にとって大きな負担になるものと思料いたします。つきましては、違約金の金額は第３条第４項各号のいずれかに該当した者の業務の対価部分の100分の10に相当する金額に限るものとし、連帯責任ではなく、該当者負担として頂きますようお願いします。	10月31日付け公示の基本協定書（案）のとおりです。
439	基本協定書	3	第4条							賠償額の予定	本協定第12条によれば、本協定は本事業終了の日まで有効であり、第4条の入札金額の100分の10の違約金の支払義務が約24年間存続するというのは、受注者が被る負担が過大であると思料いたします。本協定はSPCの設立と特定事業契約の締結について定めた協定と理解しますので、全ての特定事業契約の締結をもって、本条の有効期間は終了するものとしていただけないでしょうか。	10月31日付け公示の基本協定書（案）のとおりです。
440	基本協定書（案）	3	第5条	1						運営事業者	「構成員は、本協定締結後速やかに、・・・・・運営事業者を設立し」と記載があります。一方、入札説明書第8章第1項（4）には「落札者は適切な時期にSPCを設立し」と記載があり、実施方針に係る質問に対する回答No.41にも「『適切な時期』とは運営期間開始前（平成31年4月より前）の適切な時期と考えて良い」旨の記載があり、上記記載と整合しておりません。 運営事業者を設立すべき時期は、運営期間開始前（平成31年4月より前）の適切な時期との理解でよろしいでしょうか。	10月31日付け公示の基本協定書（案）のとおりです。
441	基本協定書（案）	4	第5条	1	(11)					運営事業者	「運営事業者の本店所在地を海老名市、座間市又は綾瀬市内とする」とありますが、本店所在地を事業実施場所（海老名市本郷1番地の1）として登記することは認められますでしょうか。	本組合の敷地内での登記は認めないこととします。本施設は行政財産であることにご留意ください。
442	基本協定書（案）	4	第5条	4						運営事業者	H26年9月18日付「入札参加資格要件等に係る質問に対する回答（訂正）」において、「10月末までに見直しを検討します」とありますので、検討結果のご公表をお願い致します。	10月31日付け公示の基本協定書（案）のとおりです。
443	基本契約書（案）	2	第6条	5						当事者が締結すべき契約等	H26年9月18日付「入札参加資格要件等に係る質問に対する回答（訂正）」において、「10月末までに見直しを検討します」とありますので、検討結果のご公表をお願い致します。	10月31日付け公示の基本協定書（案）のとおりです。
444	基本協定書	5	第10条	第1項						秘密保持義務	基本契約書締結前ではありますが、基本契約書の別紙１の定義集に記載のある「成果物」に相当するものについては、本協定上の秘密情報に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	遅くとも特定事業契約締結後は、「成果物」に相当するものは本基本契約上の秘密情報に含まれません。
445	基本協定書	5	第10条	第3項						秘密保持義務	「次の各号に掲げる場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。」とあります。各号に掲げる場合に限定されているとは承知しておりますが、受注者の開示する秘密情報の中には、図面や価格情報等受注者の競争力に直結し、第三者への開示によって受注者に大きな損害が発生し得る情報が含まれております。つきましては、開示の可否及び開示対象とする情報の範囲については、事前に両者で協議して合意の上定めることとしていただけないでしょうか。	原案のとおりです。
446	基本協定書	5	第10条							秘密保持義務	受注者の開示する秘密情報の中には、図面や価格情報等受注者の競争力に直結し、第三者への開示によって受注者に大きな損害が発生し得る情報が含まれておりますので、本条の規定は、本協定の終了後または解除後であっても有効としていただきますよう、お願い申し上げます。	原案のとおりです。
447	基本協定書	5	第10条							秘密保持義務	情報公開条例等に基づき秘密情報の開示請求があった場合は、本条にかかわらず、別途情報公開条例等に基づいた意見照会等の手続きをとっていただけるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
448	基本協定書	6	第12条							協定の有効期間	「本協定の有効期間は、本協定締結の日から本事業の終了の日までとする。」とありますが、本協定はSPCの設立と特定事業契約の締結について定めた協定と理解しますので、全ての特定事業契約の締結をもって、本協定条の有効期間は終了するものとしていただけないでしょうか。	原案のとおりです。
449	基本協定書	7								契約締結者署名欄	乾電池、蛍光灯及び電球資源化企業が締結者に含まれていますが、乾電池、蛍光灯及び電球資源化企業は基本協定の締結者ではないと理解しております（入札説明書の31頁の事業スキーム図において、基本協定書の締結者とされている入札参加者の範囲に乾電池、蛍光灯及び電球資源化企業は含まれておらず、また、貴組合からの入札参加資格要件等に係る質問に対する回答のNo.44において、乾電池、蛍光灯及び電球資源化企業は「参加者として申請する必要はありません。」とされています）。 以上から、基本協定書締結時においては乾電池、蛍光灯及び電球資源化企業は締結者署名欄から削除されると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
450	基本協定書	7								契約締結者署名欄	副生成物引取企業は基本協定書の締結者になると理解しております（入札説明書の31頁の事業スキーム図において基本協定書の締結者とされている入札参加者の範囲に含まれています。）が、署名欄がありません。基本協定書締結時においては、副生成物引取企業の署名欄が追加されるものと理解してよろしいでしょうか。	副生成物引き取り企業は、基本協定締結主体者として含まないこととします。

（様式４－１）

要求水準書等に係る質問に対する回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
451	基本契約書	1	冒頭							受注者の範囲	基本契約書における「受注者」の定義は入札説明書の用語の定義にある入札参加者と同等の定義であると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
452	基本契約書	2	第7条	第3項						本施設の設計・建設工事	「建設工事請負契約に基づき、発注者に対し、施設整備費（消費税を含む。）の100分の10に相当する金額を差し入れなければならない。」とありますが、建設工事請負契約書第４条第１項（２）～（５）に記載の契約保証金に代わる担保の提供、金融機関・保証事業会社の保証、公共工事履行保証証券による保証、貴組合を被保険者とする履行保証保険契約の締結によっても代替可能と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
453	基本契約書	3	第8条	第4項						本施設の運営業務	「運営・維持管理業務委託契約に基づき、発注者に対し、運営保証対象額に相当する金額を差し入れなければならない。」とありますが、運営・維持管理業務委託契約書第７条第１項（２）～（５）に記載の契約保証金に代わる担保の提供、金融機関・保証事業会社の保証、公共工事履行保証証券による保証、貴組合を被保険者とする履行保証保険契約の締結によっても代替可能と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
454	基本契約書	3	第12条	第1項						性能保証に関する責任	「同契約第　　条の規定による引渡しを受けた日から」とあり、条文番号が空欄になっていますが、建設工事請負契約第31条第４項又は第５項（第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）が引用されるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
455	基本契約書	4	第16条	第１項						秘密保持義務	本契約の別紙１の定義集に記載のある「成果物」については、秘密情報に含まれるという理解でよろしいでしょうか？	遅くとも特定事業契約締結後は、「成果物」に相当するものは本基本契約上の秘密情報に含まれません。
456	基本契約書	5	第16条	第3項						秘密保持義務	「次の各号に掲げる場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。」とあります。各号に掲げる場合に限定されているとは承知しておりますが、受注者の開示する秘密情報の中には、図面や価格情報等受注者の競争力に直結し、第三者への開示によって受注者に大きな損害が発生し得る情報が含まれております。つきましては、開示の可否及び開示対象とする情報の範囲については、事前に両者で協議して合意の上定めることとしていただけないでしょうか。	原案のとおりです。
457	基本契約書	5	第16条	第3項						秘密保持義務	受注者の開示する秘密情報の中には、図面や価格情報等受注者の競争力に直結し、第三者への開示によって受注者に大きな損害が発生し得る情報が含まれておりますので、本条の規定は、本契約の終了後または解除後であっても有効としていただきますよう、お願い申し上げます。	原案のとおりです。
458	基本契約書	5	第16条	第3項						秘密保持義務	情報公開条例等に基づき秘密情報の開示請求があった場合は、本条にかかわらず、別途情報公開条例等に基づいた意見照会等の手続きをとっていただけるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
459	建設工事請負仮契約書（案）										本契約で定義されていない用語については、基本契約の別紙１の定義集に定義された意味を有すると理解してよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
460	建設工事請負仮契約書（案）									建設工事請負仮契約書(案)	受注者といたしましては工期を確実に遵守するため業務を早期に開始したいと考えておりますが、貴組合の議会において本契約の締結が否決された場合に費用の補償がなされないため、前倒しで業務を進めることが難しく、また、貴組合の議会の可決／否決が平成２７年６月を過ぎても確定しない場合、受注者としましては、工期の確実な遵守のため業務を着実に進めたい一方、費用の補償がないことを考慮いたしますと、積極的に業務を進め難い立場に置かれることとなります。 しかしながら、貴組合の議会において本契約の締結が否決された場合に、貴組合が受注者の費用を補償すると規定するのは困難であると理解しております。 つきましては、貴組合の議会における本契約の締結の可決／否決が、平成２７年６月３０日までに確定しない場合、本契約上の工期を平成３１年３月末から延長してくださいますよう、お願い申し上げます。 また、上記前提において、貴組合の議会における本契約の締結の可決／否決が平成２７年６月３０日より３か月を経過し、見通しが立たない場合には、乙は仮契約を解除する権利を有するものとし、貴組合と協議できるものと理解してよろしいでしょうか。	基本的には計画どおりですが、変更する場合は協議することとします。
461	建設工事請負仮契約書（案）	1	第1条	第3項						総則	第1条第3項及び第7項でいう設計図書とは、同条第11項第3号で定義される基本設計図書を指すものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
462	建設工事請負仮契約書（案）	1	第1条	第4項						総則	「乙は、本契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。」とありますが、何が秘密情報となるかが不明確ですので、他の契約書と整合性を取るためにも、基本協定書、基本契約書及び運営・維持管理業務委託契約書の秘密保持条項と同様の規定としていただくよう見直していただけないでしょうか。	10月31日付け公示の建設工事請負仮契約書（案）のとおりです。
463	建設工事請負仮契約書（案）	1	第1条	第10項						総則	「(3) 入札説明書及び質問回答書」とありますが、要求水準書（設計・建設業務編）の定義の中に「及びこれに関する質問回答書をいう。」とあることを考慮いたしますと、ここでいう質問回答書とは、入札説明書に対する質問回答書のみを指すと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
464	建設工事請負仮契約書（案）	1	第1条	第10項						総則	本契約書（案）に対する質問回答書は、本契約書（案）に優先して解釈されるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

（様式４－１）

要求水準書等に係る質問に対する回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
465	建設工事請負仮契約書（案）	1	第１条	10						総則	「実施方針」及び「実施方針に係る質問に対する回答」は、本契約を構成しないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
466	建設工事請負仮契約書（案）	2	第2条							関連工事の調整	本件工事期間中に調整が必要となる「甲の発注に係る第三者の施工する他の工事」として、いつ頃、どんな工事を想定されているか、具体的にご教示ください。	既設第二清掃処理場の補修整備工事が6月頃4週間、8月～12月頃14週間、1月頃1週間。 既設排水処理施設の補修整備工事が2月頃1週間。 既設粗大ごみ処理施設の補修整備工事が1月～2月頃2週間。 既設灰積替保管施設の補修整備工事が1月～2月頃1週間。
467	建設工事請負仮契約書（案）	4	第8条の3,4							著作物等の利用の許諾 著作者人格権の制限	第８条の３及び４に基づいて利用許諾または公表の許諾がなされた成果物が秘密情報に当たる場合には、第８条の３及び４よりも秘密保持義務の規定が優先するものと理解してよろしいでしょうか。	「成果物」に相当するものは、本協定上の秘密情報に含まれません。
468	建設工事請負仮契約書（案）	4	第8条の3	第1項	(2)					著作物等の利用の許諾	甲が、「甲の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること」を乙が許諾することとなっていますが、成果物には図面や価格情報等、第三者に利用されると事業者に大きな損害が発生するおそれがある情報が含まれます。つきましては、上記第三者に複製、翻案、変形、改変その他の修正をさせるにあたっては、複製、翻案、変形、改変その他の修正の可否及びその範囲につき、事前に甲及び乙で協議して合意の上利用を許諾することとしていただきますようお願い申し上げます。	原案のとおりです。
469	建設工事請負仮契約書（案）	4	第8条の4	第1項						著作者人格権の制限	「乙は、甲に対し、成果物又は工事目的物の内容を自由に公表することを許諾する。」とありますが、成果物には図面や価格情報等、自由に公表されると事業者に大きな損害が発生するおそれがある情報が含まれます。つきましては、成果物又は工事目的物の公表に当たっては、公表の可否及び公表の範囲について、事前に甲及び乙で協議して合意の上公表することとしていただきますようお願い申し上げます。	原案のとおりです。
470	建設工事請負契約約款請負仮契約書（案）	4	第8条	6	第2項					著作権等の侵害の防止	万一、事業者が作成する成果物が第三者の有する権利を侵害した場合において、一切の対応、費用が事業者負担となっていますが、成果物の前提にある仕様等が起因となって第三者の権利侵害も考えられます。従いまして、こうした事態については、組合殿と事業者が協力してその処理解決に当たるものと考えて、よろしいでしょうか。	原案のとおりです。
471	建設工事請負契約約款請負仮契約書（案）	8	第15条	第7項						支給材料及び貸与品	本規定において、「損害を及ぼしたときは必要な費用を負担」と表現されていますが、「損害を及ぼしたときは当該損害を賠償」と考えてよろしいでしょうか。また、これに対する回答については、他条項の同一表現についても同様にあてはめると考えてよろしいでしょうか。	原案のとおりです。
472	建設工事請負仮契約書（案）	9	第18条	第1項	(1)					条件変更等	「第１条第10項第３号に掲げる共通仕様書等が一致しないこと。」とありますが、本契約書の第１条第10項第３号は「入札説明書及び質問回答書」ですので、「共通仕様書等」を「入札説明書及び質問回答書」に読み替えるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
473	建設工事請負仮契約書（案）	9	第19条							実施設計図書の変更	本条は貴組合の指示に変更があった場合の工期延長を定めるにとどまり、請負代金額の変更及び事業者に損害を及ぼした場合の貴組合による費用負担について規定がありません（公共工事標準請負契約約款第19条にはあり）。しかしながら、第1条第9項で、事業者の管理技術者・現場代理人が貴組合の指示に従う義務を負っているところ、貴組合の指示の変更により事業者に費用や損害が生じた場合は、事業者といたしましては、当該費用・損害についての補償を受けたく存じます。 よって、本条においても、公共工事標準請負契約約款第19条と同様、貴組合の指示の変更による請負代金額の変更及び事業者に損害を及ぼした場合の貴組合による費用負担を規定していただきますよう、見直しをお願いいたします。	10月31日付け公示の建設工事請負仮契約書（案）のとおりです。
474	建設工事請負契約約款請負仮契約書（案）	9	第19条							実施設計図書の変更	本規定において、指示の内容によっては請負代金額の変更もあると考えてよろしいでしょうか。	10月31日付け公示の建設工事請負仮契約書（案）のとおりです。
475	建設工事請負仮契約書（案）	9	第19条							実施設計図書の変更	「甲は、必要があると認めるられるときは工期を変更することできる」と記載がありますが、必要があると認められるときは、工期に加え、請負代金額も変更されるという理解でよろしいでしょうか。	10月31日付け公示の建設工事請負仮契約書（案）のとおりです。
476	建設工事請負契約約款請負仮契約書（案）	9, 10	第20条	第１項						工事の中止	昨今の天災等をみると事前の通知が間に合わないことも十分に考えられます。そこで、天災等であって事業者の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、事業者が工事を施工できないと認められるときで、緊急を要する場合は、事前の通知を事後の通知に代えて、本件工事の全部又は一部の施工を一時中止させていただくことは可能でしょうか。	原案のとおりです。
477	建設工事請負仮契約書（案）	10	第21条							乙の請求による工期の延長	本条は事業者の責めに帰さない事由により工期内に工事を完成できない場合の工期延長を定めるにとどまり、請負代金額の変更及び事業者に損害を及ぼした場合の貴組合による費用負担等について規定がありません（公共工事標準請負契約約款第21条第2項にはあり）。しかしながら、事業者の責めに帰さない事由により工期延長となった場合については、事業者といたしましては、費用・損害についての補償を受けたく存じます。 よって、本条においても、公共工事標準請負契約約款第21条と同様、事業者の責めに帰さない事由により工期内に工事を完成できない場合について、請負代金額の変更及び事業者に損害を及ぼした場合の貴組合による費用負担等を規定していただきますよう、見直しをお願いいたします。	原案のとおりです。
478	建設工事請負仮契約書（案）	11	第25条	第1項						賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	「日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。」とありますが、使用する指標については甲及び乙で協議の上決定するものと理解してよろしいでしょうか。	原案のとおりです。

（様式４－１）

要求水準書等に係る質問に対する回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
479	建設工事請負仮契約書（案）	11	第25条	第3項						賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	「変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき甲乙協議して定める。」とありますが、使用する指標については甲及び乙で協議の上決定するものと理解してよろしいでしょうか。	原案のとおりです。
480	建設工事請負契約約款請負仮契約書（案）	11	第25条	第3項						賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	本規定にいう「物価指数等」について、日銀企業物価指数等と考えてよろしいでしょうか。	原案のとおりです。
481	建設工事請負契約約款請負仮契約書（案）	14	第31条	第3項						検査及び引渡し	最小限度破壊検査（第２項）の結果、特に問題がない場合であっても、検査又は復旧に直接要する費用は、事業者が負担するように読めます。事業者に理由のない事項について事業者が費用を負担する理由をご教示願います。	破壊検査を最小限度としているためです。
482	建設工事請負契約約款請負仮契約書（案）	14	第32条	第2項						請負代金の支払い	ただし、乙の責に帰すべき事由なくこれにより難いときは、60 日以内とすることができる。とありますが、どのようなケースを想定されているのでしょうか。ご教示願います。	甲が40日以内に請負代金を支払うことが困難な場合を想定しております。
483	建設工事請負仮契約書（案）	14	第32条	第2項						請負代金の支払い	「ただし、乙の責に帰すべき事由なくこれにより難いときは、60日以内 とすることができる。」とありますが、この文言では甲の責に帰すべき事由がある場合にも甲が請負代金支払期日を延期できることとなります。「甲の責に帰すべき事由なく」と読み替えるものと理解してよろしいでしょうか。	原案のとおりです。
484	建設工事請負仮契約書（案）	14	第34条	第1項						前金払	「ただし、前払い金の最高限度額は５千万円とする。」とありますが、本件設計・建設工事業務の参考価格180億超に比して、５千万円の限度額は見合わないように思われます。金額の増額を検討していただけないでしょうか。	10月31日に公示の建設工事請負仮契約書（案）を参照してください。
485	建設工事請負仮契約書（案）	14	第34条							前払金	「前払い金の最高限度額は5千万円とする」と記載がありますが、請負代金額に比べて少なすぎると思料します。前払い金の最高限度額の見直しをお願い致します。	10月31日に公示の建設工事請負仮契約書（案）を参照してください。
486	建設工事請負仮契約書（案）	15	第34条	第7項						前金払	「前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるとき」とありますが、前項（第6項）の規定は、第5項に基づき超過額が生じたことを前提に、さらなる請負代金額の増額があった場合のみ適用されるものと理解しています。したがって、「前項」の部分は「第5項及び前項」と読み替えるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
487	建設工事請負仮契約書（案）	16	第37条	第2項						部分払	工事既成部分払申請書の定義がありませんが、高座清掃施設組合契約規則第92条第2項にある、工事既成部分払申請書（第10号様式）を指すという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
488	建設工事請負仮契約書（案）	19	第45条	第4項						履行遅滞の場合における損害金等	本項と第51条はともに、「乙が本契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わない」場合を想定した条文ですが、本条に定める遅延損害を乙が支払わない場合は、本条第4項が適用され、それ以外の賠償金、損害金又は違約金を乙が支払わない場合については第51条が適用されると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
489	建設工事請負契約約款請負仮契約書（案）	19	第45条	第4項						履行遅滞の場合における損害金等	本規定に引用される「高座清掃施設組合契約約款第50 条の規定」について、ご教示願います。	高座清掃施設組合契約約款第50条の規定は、以下のとおりです。 （賠償金の徴収） 第５０条　受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払いの日まで年5.00パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。 ２　前項のの追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年5.00パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。
490	建設工事請負仮契約書（案）	21	第47条	第2項						甲の解除権	「乙は、請負代金額の100分の10（本契約が低入札価格調査を経て契約締結したものについては100分の30）に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。」とありますが、予定価格から考えますと、約18億円程度の違約金の支払義務が生じることとなり、事業者が負う違約金としては過大であると思料いたします。違約金の額を見直していただきますようお願い申し上げます。	原案のとおりです。
491	建設工事請負仮契約書（案）	21	第47条	第3項						甲の解除権	本契約第4条第1項第3号、第4号に定める保証に基づき貴組合が支払を受ける保証額及び同第5号に定める保険に基づき貴組合が受領した保険金についても違約金に充当されると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
492	建設工事請負契約約款請負仮契約書（案）	22	第51条							賠償金等の徴収	第４５条第４項の規定と趣旨が重複しているものと思います。同一事象について、第４５条第４項と第５１条が二重に適用されるものではなく、いずれかの適用となるよう、両条文の整理をお願いします。	第45条に定める遅延損害を乙が支払わない場合は、同条第4項が適用され、それ以外の賠償金、損害金又は違約金を乙が支払わない場合については第51条が適用されます。
493	建設工事請負仮契約書（案）	22	第50条							火災保険等	「要求水準書（設計・建設業務編）に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険に付さなければならない」と記載がありますが、要求水準書（設計・建設業務編）には保険に関する記述がありません。入札説明書 第6章 5. (3) に定める保険を付保すれば良いという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

（様式４－１）

要求水準書等に係る質問に対する回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
494	建設工事請負仮契約書（案）	22	第51条							賠償金等の徴収	本条と第45条第4項はともに、「乙が本契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わない」場合を想定した条文ですが、第45条に定める遅延損害を乙が支払わない場合は、第45条第4項が適用され、それ以外の賠償金、損害金又は違約金を乙が支払わない場合については本条が適用されると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
495	建設工事請負仮契約書（案）	24	特記規定	第4条	第2項					試運転	本条では、焼却灰等又は副生成物及び処理不適物については、指定された要件を満足することを確認後、甲＝貴組合にて処理・処分を行うとあります。 一方、要求水準書（運営・維持管理業務編）p24第1章8.3「試運転及び運転指導に係る費用」においては試運転における焼却灰等の資源化は事業者の負担、副生成物と有価物の売却益、余剰電力の売電収入は事業者の収入とするとあり、また、その他試運転及び運転指導に必要な費用は事業者負担とされています。 焼却灰等の資源化や副生成物及び処理不適物の処分については、建設請負契約に定められる通り、貴組合にて処理・処分を行って頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	10月31日に公示の建設工事請負仮契約書（案）のとおりです。
496	建設工事請負仮契約書（案）	24	第4条							試運転	「乙は、・・・運転事業者に委託して工事目的物について試運転を実施しなければならない」と記載があります。試運転の段階では、全ての運転員が運転に精通している訳でない為、運営事業者に試運転を委託することは、必ずしも効率的ではないと思料します。本項は「乙は、工事目的物についての試運転に、運営事業者職員（SPC職員）を参加させ、教育指導を実施しなければならない」という趣旨であると理解してよろしいでしょうか。	試運転の目的の一つに運営事業者の運転員の教育が含まれますが、試運転の全期間のすべてをそれに充てることを求めているわけではありません。
497	建設工事請負仮契約書（案）	24	特記規定	第5条						個人情報の保護	本条第1号でいう「秘密」及び第2号～第7号でいう「関係資料」とは、本契約の履行に関して甲が乙に対して開示した個人情報を指すものとして理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
498	建設工事請負仮契約書（案）	24	特記規定	第5条	(1)					個人情報の保護	「本件設計又は本件工事を開始する際に、本件設計又は本件工事の従事者に本件設計又は本件工事の実施上知り得た秘密を他人に漏らさないことを誓約した書類を作成させ、この書類を甲へ提出すること」とありますが、誓約書を作成するのは本契約の履行に関して甲が乙に開示した個人情報を取り扱う立場にある本件設計又は本件工事の従事者に限定されると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
499	建設工事請負仮契約書（案）	24	特記規定	第5条						個人情報の保護	個人情報に関する本条項はどのような状況を想定して設定された条項なのか、例示をもってお示しいただけないでしょうか。	個人情報の漏洩を想定して設定したものです。
500	建設工事請負仮契約書（案）									法令変更	法令変更の場合の定めがございませんが、本工事の工期は約４年間と長期であり、その間に法令変更という受注者がコントロールできないリスクにつき、受注者が負うとするのは受注者の負担が過大であると思料いたします。したがって、法令変更の場合の工期変更・請負代金額の変更について、規定して頂くとの理解でよろしいでしょうか。	法令変更の場合に限らず工期変更・請負代金額の変更については第２３条及び第２４条が適用されます。
501	運営・維持管理業務委託契約書（案）										本契約で定義されていない用語については、基本契約の別紙１の定義集に定義された意味を有すると理解してよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
502	運営・維持管理業務委託契約書（案）	2	第8条	第1項						解釈等	各契約構成文書に対しては、当該文書に対する質問回答の解釈が優先すると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
503	運営・維持管理業務委託契約書（案）	2	第8条							解釈等	「実施方針」及び「実施方針に係る質問に対する回答」に定める事項は適用されないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
504	運営・維持管理業務委託契約書（案）	3	第10条							契約期間	契約期間は「本契約締結日から平成51年3月31日まで」となっていますが、万一運営・維持管理業務の開始が遅れた場合、契約期間の満了日は平成51年3月31日から延長されるものと理解してよろしいでしょうか。	基本的には計画どおりですが、変更する場合は協議することとします。
505	運営・維持管理業務委託契約書（案）	3	第24条							処理不適物の取扱い	甲は搬入された内容物の検査を実施し、･･･とありますが、一方、運営維持管要求水準書p12第3章では、運営事業者が内容物確認検査を実施することとあります。要求水準が正として考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
506	運営・維持管理業務委託契約書（案）	8	第2章	2	第24条	2				処理不適物の取扱い	回収、運搬及び処理にかかる費用は乙が負担する。とありますが、処理不適物の発生量や性状によっては、処分先及びかかる費用の算出が困難な場合もあります。この費用は甲（組合殿）負担として頂ける様ご検討願います。	10月31日付け公示の運営・維持管理業務委託契約書（案）のとおりです。
507	運営・維持管理業務委託契約書（案）	4	第１７条	4						従業員の確保	「ボイラ・タービン主任技術者は、監督官庁協議開始前に確保し配置しなければならない」とありますが、 ①建設工事期間中のボイラ・タービン主任技術者は、本件施設の建設工事請負契約における受注者（建設事業者の構成員または協力企業）の責任及び費用により選任が可能と考えてよろしいでしょうか。 ②運営事業者の責任及び費用による場合は、建設工事期間中から事業者の費用（固定費等）が発生することになりますが、貴組合からの当該費用の支払は、確保以降建設期間中から運営事業者に委託費として支払われるものと考えてよろしいでしょうか。また、支払われる場合、当該費用、支出は様式8-8に記載するという理解でよろしいでしょうか。	ボイラ・タービン主任技術者に掛かる費用は、建設工事期間中が本件施設の建設工事請負契約における受注者の負担で、運営事業期間中が運営事業者の負担になります。

（様式４－１）

要求水準書等に係る質問に対する回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
508	運営・維持管理業務委託契約書（案）	7	第20条	2	6)					年間運営実施計画書	「ISO14001環境マネジメントシステムの準拠」と記載がありますが、必ずしもISO14001の認証取得を義務付けるものではなく、貴組合や代表企業が取得しているISO14001に準拠した運営を行えば良いという理解でよろしいでしょうか。第三者認証機関の認証取得には、多額の費用が掛かる為、質問するものです。	お見込みのとおりです。
509	運営・維持管理業務委託契約書（案）	8	第24条	1						処理不適物の取り扱い	「甲は、搬入された処理対象物の内容物検査を実施し、処理不適物を回収、運搬を行う」と記載があります。一方、本事業では受入管理業務は運営事業者の所掌となっており、上記記載と整合しておりません。甲自身で実施する内容物検査の内容、頻度、処理不適物の想定量、運搬先、処理方法につき、具体的にご教示下さい。	10月31日付け公示の要求水準書のとおりです。なお、受入管理業務は、運営事業者の業務範囲となります。
510	運営・維持管理業務委託契約書（案）	8	第24条	2						処理不適物の取り扱い	「前項の検査、回収、運搬及び処理にかかる費用は乙が負担する」とありますが、詳細が不明な為、費用の見積ができません。甲自身で実施する内容物検査の内容、頻度、処理不適物の想定量、運搬先、処理方法につき、具体的にご教示下さい。	10月31日付け公示の要求水準書のとおりです。なお、受入管理業務は、運営事業者の業務範囲となります。
511	運営・維持管理業務委託契約書（案）	12	第37条							費用負担及び運転停止に対する運営固定費の減額	運営固定費が減額された後、減額事由が解消された場合、運営固定費は元の額まで増額されるものと理解しております。本契約においては運営固定費の減額措置の解除に関する規定が存在しておりませんが、運営固定費の減額事由が解消された場合には、元の運営固定費の額まで戻していただけるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
512	運営・維持管理業務委託契約書（案）	13	第39条の2	第4項						焼却灰等資源化企業	複数の焼却灰等資源化企業と資源化処理業務委託契約を締結することとなった場合、新たな業者を探すかわりに、他の契約締結済の業者に、契約終了となった業者に割り当てられていた焼却灰等の引き取りをさせること等協議して頂けるものと理解してもよろしいでしょうか。	焼却灰等資源化業務委託契約書（案）第12条第４項において、委託契約解除される焼却灰等資源化企業が、本組合から引渡しを受けた焼却灰等にかかる当該業務を完了させたうえで委託契約を終了させることが前提となります。
513	運営・維持管理業務委託契約書（案）	13	第39条の2	5						焼却灰等資源化企業	「新たに締結される資源化処理業務委託契約における処理単価は、従前の資源化処理業務委託契約における処理単価を超えてはならない」と記載がありますが、本条件が適用される場合、入札時点において、処理単価の安い資源化手法を提案しにくくなります。貴組合にとっても経済的なメリットが享受できなくなる恐れがあることから、見直しをお願い致します。 提案においては、充分な稼働実績と処理能力を有し、長期安定的に資源化業務を遂行できる資源化企業を選定致しますが、運営期間が20年間と長期に渡る為、万が一の場合を想定し、お願いするものです。	原案のとおりです。
514	運営・維持管理業務委託契約書（案）	13	第39条の2	5						焼却灰等資源化企業	「前項の規定により新たに締結される資源化処理業務委託契約における処理単価は、従前の資源化処理業務委託契約における処理単価を超えてはならない」と記載がありますが、「焼却灰等資源化企業の責めに帰すことのできない事由※により、甲が従前の委託契約を解除した場合には、この限りではない」という理解でよろしいでしょうか。 ※ 例えば、法令等の変更、社会情勢の大幅な変化、不可抗力等が原因で資源化業務の継続が不能となった場合、過分の追加費用を要することとなった場合等	お見込みのとおりです。
515	運営・維持管理業務委託契約書（案）	14	第39条の2	9						焼却灰等資源化企業	「新たに締結される資源化処理業務委託契約における処理単価は、従前の資源化処理業務委託契約における処理単価を超えてはならない」と記載がありますが、本条件が適用される場合、入札時点において、処理単価の安い資源化手法を提案しにくくなります。貴組合にとっても経済的なメリットが享受できなくなる恐れがあることから、見直しをお願い致します。 提案においては、充分な稼働実績と処理能力を有し、長期安定的に資源化業務を遂行できる資源化企業を選定致しますが、運営期間が20年間と長期に渡る為、万が一の場合を想定し、お願いするものです。	原案のとおりです。
516	運営・維持管理業務委託契約書（案）	14	第40条							焼却灰等の発生量	「乙は、本施設の運営業務に伴う焼却灰等のうち、焼却飛灰、溶融飛灰の発生量が、提案飛灰処理物等発生量を下回るよう、本施設を稼働させなければならない」と記載されておりますが、「焼却主灰」、「不燃残さ」については本条は適用されないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
517	運営・維持管理業務委託契約書（案）	14	第40条	第3項						焼却灰等の発生量	焼却飛灰、溶融飛灰等の発生量に関して、提案書の発生量を超過した分について、甲が1トンあたり5万円の違約金を請求できることとなっていますが、1トンに満たない超過量については、違約金も比例して減額される（例えば、超過量が200kgだった場合は、違約金は1万円となる）と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
518	運営・維持管理業務委託契約書（案）	14	第40条	3						焼却灰等の発生量	「提案書の発生量を超過した分について、1トンあたり5万円の違約金を請求することができる」と記載されておりますが、第39条第1項5号にも「乙は、当該増加量に対応して甲が資源化企業に支払った資源化処理委託費の金額を甲に支払う」とあります。焼却飛灰、溶融飛灰の超過分については、1トンあたり5万円の違約金に加え、甲が資源化企業に支払った資源化処理委託費の金額を、乙は甲に支払うという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
519	運営・維持管理業務委託契約書（案）	14	第41条	2						副生成物の引取り	「乙が有効利用しなかった副生成物については、乙が自ら処分先を確保するとともに、処分、搬出及び運搬に要する必要も、乙が負担しなければならない」と記載されておりますが、仮に乙が事業提案書に記載された副生成物の有効利用を行わなかった場合でも、自らの費用で処分すれば、何ら罰則はないという理解でよろしいでしょうか。 仮に、提案時には全量資源化と謳い、実際の運営では全量最終処分しても、貴組合は歯止めが掛けられない可能性があると思料します。	モニタリング基本計画におけるモニタリングによる委託費の減額対象となるレベル３に該当します。
520	運営・維持管理業務委託契約書（案）	15	第45条の2	第3項						乾電池、蛍光灯及び電球の資源化企業	複数の乾電池、蛍光灯及び電球資源化企業と資源化処理業務委託契約を締結する場合、新たな業者を探すかわりに、他の契約締結済の業者に、契約終了となった業者に割り当てられていた乾電池、蛍光灯及び電球の引き取り等協議して頂けるものと理解してもよろしいでしょうか。	乾電池、蛍光灯及び電球資源化業務委託契約書（案）第12条第４項において、委託契約解除される乾電池、蛍光灯及び電球資源化企業が、本組合から引渡しを受けた乾電池、蛍光灯及び電球にかかる当該業務を完了させたうえで委託契約を終了させることが前提となります。
521	運営・維持管理業務委託契約書（案）	15	第45条の2	4						乾電池、蛍光灯及び電球の資源化企業	「新たに締結される資源化処理業務委託契約における処理単価は、従前の資源化処理業務委託契約における処理単価を超えてはならない」と記載がありますが、本条件が適用される場合、入札時点において、処理単価の安い資源化手法を提案しにくくなります。貴組合にとっても経済的なメリットが享受できなくなる恐れがあることから、見直しをお願い致します。 提案においては、充分な稼働実績と処理能力を有し、長期安定的に資源化業務を遂行できる資源化企業を選定致しますが、運営期間が20年間と長期に渡る為、万が一の場合を想定し、お願いするものです。	原案のとおりです。

（様式４－１）

要求水準書等に係る質問に対する回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
522	運営・維持管理業務委託契約書（案）	15	第45条の2	4						乾電池、蛍光灯及び電球の資源化企業	「前項の規定により新たに締結される資源化処理業務委託契約における処理単価は、従前の資源化処理業務委託契約における処理単価を超えてはならない」と記載がありますが、「資源化企業の責めに帰すことのできない事由※1により、甲が従前の委託契約を解除した場合には、この限りではない」という理解でよろしいでしょうか。 ※1 例えば、法令等の変更、社会情勢の大幅な変化（技術革新や新製品の普及等を含む）、不可抗力等が原因で資源化業務の継続が不能となった場合、過分の追加費用を要することとなった場合等	お見込みのとおりです。
523	運営・維持管理業務委託契約書（案）	16	第45条の2	4						乾電池、蛍光灯及び電球の資源化企業	「新たに締結される資源化処理業務委託契約における処理単価は、従前の資源化処理業務委託契約における処理単価を超えてはならない」と記載がありますが、本条件が適用される場合、入札時点において、処理単価の安い資源化手法を提案しにくくなります。貴組合にとっても経済的なメリットが享受できなくなる恐れがあることから、見直しをお願い致します。 提案においては、充分な稼働実績と処理能力を有し、長期安定的に資源化業務を遂行できる資源化企業を選定致しますが、運営期間が20年間と長期に渡る為、万が一の場合を想定し、お願いするものです。	原案のとおりです。
524	運営・維持管理業務委託契約書（案）	16	第46条	6						発電設備の運転	「乙は、甲の承諾を得て第三者との間で契約を締結することにより、余剰電力を当該第三者に対して販売することができる」と記載がありますが、余剰電力の販売先及び販売量については、何ら制約がなく、運営事業者が自由に決定できるという理解でよろしいでしょうか。例えば、運営開始から3年間は東京電力㈱と契約し、売電量はX,XXXkWh以下にすること等の制約があれば、具体的にご教示下さい。	余剰電力の販売先、販売量は事業者の自由としますが、販売量等の制限については、電気事業者と協議中であるため現時点では示すことが出来ません。
525	運営・維持管理業務委託契約書（案）	16	第46条	8						発電設備の運転	「ごみ量又はごみ質が計画処理量又は計画性状から大幅に逸脱し」と記載がありますが、「大幅に逸脱」の具体的な定義や基準をご教示下さい。（例えば、ごみ量又はごみ質が計画ごみ量・ごみ質と異なることで変動費単価が○%以上変わる時等で提示いただけないでしょうか） また、ごみ質の計画性状からの大幅逸脱については、計画ごみ質（低質ごみ、基準ごみ、高質ごみ）は「ごみ処理施設整備の計画・設計要領」（2006改訂版）に記載されているとおり、ごみ分析値の分布状況を基に決められていることから、実際のごみ質分析値の分布状況が要求水準書にて提示されている計画ごみ質条件と明らかに異なる時には協議いただけるものとの理解でよろしいでしょうか。	計画ごみ質の低質～高質の範囲を外れ、かつ本件性能要件又は要監視基準値を遵守することが困難であるようなごみ質が該当します。
526	運営・維持管理業務委託契約書（案）	16	第46条	第8項						発電設備の運転	ごみ量、ごみ質が計画処理量・性状から大幅に逸脱し、これに起因して発電量が減少した場合に委託費の改定ができる旨の規定となっていますが、実際のごみ量が要求水準書（設計・建設業務編）8p 「表2.1-1 処理対象ごみの種類と計画処理量」に記載の計画処理量を下回った場合、または実際のごみ質が同「表2.2-1 計画ごみ質」に記載の低質ごみのごみ質を下回ったことにより発電量が減少した場合は、委託費の改定を受けられるものと理解してよろしいでしょうか。	計画ごみ質の低質～高質の範囲を外れ、かつ本件性能要件又は要監視基準値を遵守することが困難であるようなごみ質が該当します。
527	運営・維持管理業務委託契約書（案）	17	第47条	第2項						場外余熱利用	本項に定める毎時5,000MJの熱供給は、要求水準書（設計・建設業務編）8p 「表2.1-1 処理対象ごみの種類と計画処理量」及び「表2.2-1 計画ごみ質」に定めるごみ量、ごみ質を前提としております。したがって、実際のごみ量が当該ごみ量を下回り、または実際のごみ質が当該ごみ質に定める低質ごみのごみ質を下回ったことにより毎時5,000MJの熱供給が不能となった場合は、当該実際のごみ量、ごみ質にて可能な範囲で熱供給を行うことにより、運営事業者は第4項に定める費用負担の責任を免れるものと理解してよろしいでしょうか。	第48条が適用されます。
528	運営・維持管理業務委託契約書（案）	17	第48条							ごみ質	処理対象物のごみ質が計画性状から大幅に逸脱し、･･･とありますが、『大幅に』とは貴組合より提示されている計画ごみ質の低質～高質の範囲を外れたものと考えてよろしいでしょうか。	計画ごみ質の低質～高質の範囲を外れ、かつ本件性能要件又は要監視基準値を遵守することが困難であるようなごみ質が該当します。
529	運営・維持管理業務委託契約書（案）	17	第48条							ごみ質の変動により基準値を遵守できない場合	「ごみ質が計画性状から大幅に逸脱し」と記載がありますが、要求水準書で記載された計画ごみ質の性状で示される範囲を逸脱した場合、及び記載された以外の種類のごみが持ち込まれた場合はこの「大幅に逸脱」の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	計画ごみ質の低質～高質の範囲を外れ、かつ本件性能要件又は要監視基準値を遵守することが困難であるようなごみ質が該当します。
530	運営・維持管理業務委託契約書（案）	19	第52条							見学等への対応	「甲は、本施設への見学及び視察等につき、予約の受付、引率及び説明等の対応を自ら行い、乙は、これに協力する」と記載がありますが、要求水準書（運営・維持管理業務編）の通り、これらの対応は運営事業者の所掌という理解でよろしいでしょうか。	10月31日公示の運営・維持管理業務委託契約書（案）を参照してください。
531	運営・維持管理業務委託契約書（案）	20	第58条	第1項	(1)					運営業務委託費の支払い等	甲の請求による要求水準書の変更に関する協議が整わない場合の甲による契約解除について、当該解除により乙に損害が生じた場合であっても、「甲が損害と認めるもののみを賠償する」こととなっていますが、第70条の甲の任意解除の場合と同様「甲は、乙の損害を補償する」としていただくよう見直していただけないでしょうか。	原案のとおりです。
532	運営・維持管理業務委託契約書（案）	21	第60条	第2項						第三者の損害	「通常避けることのできない、騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、臭気等」の事由により第三者が損害を受けた場合は、公共工事約款と同様に、運営事業者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものを除き、貴組合にて負担して頂けると理解してよろしいでしょうか。	原案のとおりです。
533	運営・維持管理業務委託契約書（案）	21	第62条							法令変更	第1項や第4項において、法令変更の基準日が本契約の締結日とされていますが、民間事業者は事業提案書を提出する時点での法令をもとに、要求水準書の遵守の可否を判断し、入札することとなります。したがって、事業提案書の提出日から本契約の締結日までに法令変更があった場合でも、本条の規定に基づき、履行義務の免除や追加費用の貴組合による負担を受けられるようお願いいたします。	原案のとおりです。なお、契約締結までに事業提案書の提出日において想定されないような法令変更が行われた場合には、その内容次第ではあるものの、本組合と事業者との間で個別に契約内容や要求水準書の内容の修正を検討することもあり得ます。
534	運営・維持管理業務委託契約書（案）	22	第62条	第4項						法令変更	「なお、発電設備に関して発生した費用であって、余剰電力の販売によって回収可能な部分は本項の追加費用には含まれない。」とありますが、本件におきましては、余剰電力の売電収入も含めて委託費を設定しており、このような規定があると、乙において事業採算の悪化が生じることとなります。規定の見直しをお願いします。	原案のとおりです。「回収可能な部分」とは、予め設定した委託費の根拠となる売電収入に対し増益分を想定したものです。
535	運営・維持管理業務委託契約書（案）	22	第62条	第9項						法令変更	甲による契約解除により乙に損害が生じた場合であっても、「甲が損害と認めるもののみを賠償する」こととなっていますが、第70条の甲の任意解除の場合と同様「甲は、乙の損害を補償する」としていただくよう見直していただけないでしょうか。	原案のとおりです。

（様式４－１）

要求水準書等に係る質問に対する回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
536	運営・維持管理業務委託契約書（案）	22	第62条	4						法令変更	なお書き「発電設備に関して発生した費用であって、余剰電力の販売によって回収可能な部分は本項の追加費用には含まれない」とありますが、ここでいう回収可能な部分とは、発電設備の改造等により余剰電力量が増加する場合であって、その増加量に対応した売電収入を実質の追加費用から控除するという考えてよろしいでしょうか。	原案のとおりです。「回収可能な部分」とは、予め設定した委託費の根拠となる売電収入に対し増益分を想定したものです。
537	運営・維持管理業務委託契約書（案）	23	第63条	第5項						不可抗力	甲による契約解除により乙に損害が生じた場合であっても、「甲が損害と認めるもののみを賠償する」こととなっていますが、第70条の甲の任意解除の場合と同様「甲は、乙の損害を補償する」としていただくよう見直していただけないでしょうか。	原案のとおりです。
538	運営・維持管理業務委託契約書（案）	23	第64条							不可抗力による負担	「なお、発電設備に関して発生した損害又は費用であって、余剰電力の販売によって回収可能な部分は本項の損害及び増加費用には含まれない。」とありますが、本件におきましては、余剰電力の売電収入も含めて委託費を設定しており、このような規定があると、乙において事業採算の悪化が生じることとなります。規定の見直しをお願いします。	原案のとおりです。「回収可能な部分」とは、予め設定した委託費の根拠となる売電収入に対し増益分を想定したものです。
539	運営・維持管理業務委託契約書（案）	23	第66条	第4項						損害賠償等	本項の「甲が第三者の損害を賠償しなければならない場合」については、「甲が、乙の責めに帰すべき事由により第三者の損害を賠償しなければならない場合」との理解でよろしいでしょうか。	第６０条第２項の適用を受けない場合に限りお見込みのとおりです。
540	運営・維持管理業務委託契約書（案）	24	第67条	第2項	(1)					運営期間終了後の運営方法の検討	「新たな運営事業者の選定に当たり、資格審査を通過した者に対し、乙が所有する運営事業にかかる資料を開示する」とありますが、開示の範囲は、甲及び乙で事前に協議して決定できると理解してよろしいでしょうか。	原案のとおりです。
541	運営・維持管理業務委託契約書（案）	24	第68条	第1項						運営期間終了時の取扱い	「機能検査（本施設が、運営期間終了後も継続して10年間使用することに支障がない状態であることを確認するための検査をいう。以下同じ。）」とありますが、本条に定める機能検査を完了し、本施設を貴組合に引渡すことをもって、事業者の本契約に基づく業務は全て完了するものと理解してよろしいでしょうか。	運営・維持管理業務委託契約書第６８条に定める機能検査は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行規則第５条に定める精密機能検査を指しており、事業終了時の引渡条件は、10月31日付け公示の要求水準書（運営・維持管理業務編）P9に示したとおりです。ただし、引渡時に精密機能検査の結果を参考資料とすることは認めます。
542	運営・維持管理業務委託契約書（案）	24	第68条	第1項						運営期間終了時の取扱い	運営・維持管理業務委託契約書第６８条に定める機能検査においては、機能検査を運営期間終了日の３年前から２年間の間に行うこととなっており、その中で性能保証要件を満たすこと等を確認することとなっています。 一方で、要求水準書（運営・維持管理業務編）9p「５．本業務期間終了時の引渡条件」では、引渡時に、「第１章 第９節 9.3引渡性能試験」に示す内容・方法の試験を実施することや、内外の外観等の検査、内外の機能及び性能上の検査等を行うこととなっています。 以上の２つが示すものは同一の試験であり、要求水準書（運営・維持管理業務編）「５．本業務期間終了時の引渡条件」に定める試験や検査を行うことで、本条に定める機能検査義務についても満足するものと理解してよろしいでしょうか。	運営・維持管理業務委託契約書第６８条に定める機能検査は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行規則第５条に定める精密機能検査を指しており、10月31日付け公示の要求水準書（運営・維持管理業務編）P9に示した内容は、事業終了時の引渡条件を示しており、別々のものと考えてください。ただし、引渡時に精密機能検査の結果を参考資料とすることは認めます。
543	運営・維持管理業務委託契約書（案）	24	第68条							運営期間終了時の取扱い	機能検査中においても、運営業務委託契約の期間内であることから、通常通りの委託費の支払いを受けられるものと理解してよろしいでしょうか。	原案のとおりです。
544	運営・維持管理業務委託契約書（案）	27	第72条	第3項						委託業務の一部解除	甲による契約解除により乙に損害が生じた場合であっても、「甲が損害と認めるもののみを賠償する」こととなっていますが、第70条の甲の任意解除の場合と同様「甲は、乙の損害を補償する」としていただくよう見直していただけないでしょうか。	原案のとおりです。
545	運営・維持管理業務委託契約書（案）	27	第72条の2	第2項						乙の解除	「乙は、・・・その損害の賠償を甲に請求することができる」こととなっていますが、第70条の甲の任意解除の場合と同様「甲は、乙の損害を補償する」としていただくよう見直していただけないでしょうか。	原案のとおりです。
546	運営・維持管理業務委託契約書（案）	28	第74条							著作権の利用等	第74条の規定における成果物が第77条の秘密保持条項における秘密情報に該当する場合には、第74条より第77条に基づく秘密保持義務の規定を優先するものと理解してよろしいでしょうか。	本契約において、成果物は、第74条第３項第１号で公表規定があるとともに、第77条第２項第1号で本契約上公表が規定されている情報は秘密情報対象外となるとの規定から、秘密情報に該当しないことになります。
547	運営・維持管理業務委託契約書（案）	28	第74条	第2項						著作権の利用等	「乙は、成果物又は本施設が著作権法（昭和45年法律第48号）第２条第１項第１号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物にかかる乙の著作権（同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を、当該著作物の引渡し時に、甲に無償で譲渡する。」とありますが、成果物の著作権を譲渡してしまうと、運営事業者がその成果物を利用できなくなるおそれがあります。 つきましては、民間事業者の利益を著しく損なうおそれがありますので、建設工事請負契約と同様に、著作物については著作権法の定めるところに従って帰属させる（その上で、第74条第3項以下に基づき貴組合に対し運営事業者が利用の許諾等を行う）こととしていただきますようお願い申し上げます。	10月31日付け公示の運営・維持管理業務委託契約書（案）のとおりです。
548	運営・維持管理業務委託契約書（案）	28	第74条	第3項						著作権の利用等	乙が、甲及び甲の指定する者が、成果物及び本施設の公表等、成果物の他人による閲覧等、成果品の複製等ができるようにしなければならないこととなっていますが、これらの公表等・閲覧等・複製等の範囲については、甲及び乙で事前に協議して決定できるという理解でよろしいでしょうか。	原案のとおりです。
549	運営・維持管理業務委託契約書（案）	28	第74条	第5項						著作権の利用等	甲が成果物及び本施設について甲の裁量により利用する権利及び権限を有するとありますが、第三者に成果物や本施設を開示する場合は、その開示の範囲について甲及び乙で事前に協議して決定できるという理解でよろしいでしょうか。	原案のとおりです。

（様式４－１）

要求水準書等に係る質問に対する回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
550	運営・維持管理業務委託契約書（案）	28	第77条	第1項						秘密保持義務	基本契約書の別紙１の定義集に記載のある「成果物」については、秘密情報に含まれるという理解でよろしいでしょうか？	運営・維持管理業務委託契約上の「成果物」については、秘密情報に該当しません。
551	運営・維持管理業務委託契約書（案）	28	第77条	第3項						秘密保持義務	「甲及び乙は、次の各号に掲げる場合には、相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる」とあります。各号に掲げる場合に限定されているとは承知しておりますが、運営事業者の開示する秘密情報には、価格情報や技術上、運営上のノウハウ等運営事業者の競争力に直結し、第三者への開示によって受注者に大きな損害が発生し得る情報が含まれております。つきましては、開示の可否及び開示対象とする情報の範囲については、事前に両者で協議して合意の上定めることとしていただけないでしょうか。	原案のとおりです。
552	運営・維持管理業務委託契約書（案）	28	第77条							秘密保持義務	運営事業者の開示する秘密情報には、価格情報や技術上、運営上のノウハウ等運営事業者の競争力に直結し、第三者への開示によって受注者に大きな損害が発生し得る情報が含まれておりますので、本条の規定は、本契約の終了後または解除後であっても有効としていただきますよう、お願い申し上げます。	原案のとおりです。
553	運営・維持管理業務委託契約書（案）	28	第77条							秘密保持義務	情報公開条例等に基づき秘密情報の開示請求があった場合は、本条にかかわらず、別途情報公開条例等に基づいた意見照会等の手続きをとっていただけるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
554	運営・維持管理業務委託契約書（案）	29	第78条							個人情報の保護	本条第1号でいう「秘密」及び第2号～第7号でいう「関係資料」とは、本契約の履行に関して甲が乙に対して開示した個人情報を指すものとして理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
555	運営・維持管理業務委託契約書（案）	29	第78条	(1)						個人情報の保護	「運営業務を開始する際に、運営業務の従事者に運営業務の実施上知り得た秘密を他人に漏らさないことを誓約した書類を作成させ、この書類を甲へ提出すること」とありますが、誓約書を作成するのは本契約の履行に関して甲が乙に開示した個人情報を取り扱う立場にある運営事業の従事者に限定されると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
556	運営・維持管理業務委託契約書（案）	29	第78条							個人情報の保護	個人情報に関する本条項はどのような状況を想定して設定された条項なのか、例示をもってお示し頂きますようお願いいたします。	個人情報の漏洩を想定して設定したものです。
557	運営・維持管理業務委託契約書（案）	30	第79条の2							乙による保証	運営事業者が、基本協定、基本契約、建設工事請負契約、焼却灰等資源化業務委託契約、乾電池等資源化業務委託契約に基づく一切の債務を各契約の当事者とそれぞれ連帯して負うことになっていますが、協力企業の義務をも連帯責任とするのは運営事業者にとって大きな負担になるものと思料いたします。つきましては、連帯保証の範囲を構成員が負う義務に限定していただきますようお願い申し上げます。	10月31日付け公示の運営・維持管理業務委託契約書（案）のとおりです。
558	運営・維持管理業務委託契約書（案）	30	第79条の2							乙による保証	H26年9月18日付「入札参加資格要件等に係る質問に対する回答（訂正）」において、「10月末までに見直しを検討します」とありますので、検討結果のご公表をお願い致します。	10月31日付け公示の運営・維持管理業務委託契約書（案）のとおりです。
559	運営・維持管理業務委託契約書（案）	34	別紙３							保険	事業者が最低限加入しなければならない保険として、第三者損害賠償保険と火災保険を挙げておられますが、「運営・維持管理業務委託契約書（案）」別紙３においては、第三者損害賠償保険のみ挙げておられます。火災保険については貴組合にて建物災害共済に加入頂けるものと理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
560	運営・維持管理業務委託契約書（案）	36	別紙５	第3条	第2項					保証書の様式（履行の請求）	運営事業者といたしましては、本保証書に記載の連帯保証は受け入れがたいと考えておりますが、仮にこのような連帯保証を行うとして、「保証債務履行請求書を受領した日から30日以内に、当該請求にかかる保証債務の履行を完了しなければならない。」とありますが、性質上、30日以内に「完了」できない債務もあると存じます（例えば、焼却灰等資源化業務の資源化それ自体等継続的な履行が求められるもの等）。性質上30日以内に「完了」できない債務については、30日以内に着手すればよいと理解してよろしいでしょうか。	10月31日付け公示の運営・維持管理業務委託契約書（案）のとおりです。
561	運営・維持管理業務委託契約書（案）	36	別紙５	第4条						保証書の様式（求償権の行使）	運営事業者といたしましては、本保証書に記載の連帯保証は受け入れがたいと考えておりますが、仮にこのような連帯保証を行うとして、「各契約に基づく設計・建設事業者、焼却灰等資源化企業及び乾電池、蛍光灯及び電球資源化企業の債務がすべて履行されるまで、保証人が本保証に基づく保証債務を履行したことにより代位によって取得した権利及び求償権を行使することができない。」とありますが、特に、焼却灰等資源化企業及び乾電池、蛍光灯及び電球資源化企業の債務は、すべてを履行するのに20年を要するため、その期間、乙が代位で取得した権利や求償権を行使できないとするのは、あまりにも乙に厳しい規定と存じます。乙が代位で取得した権利や求償権については、自由な行使を認めていただけるよう見直していただけませんでしょうか。	10月31日付け公示の運営・維持管理業務委託契約書（案）のとおりです。
562	焼却灰等資源化業務委託契約書（案）	1	第2条	1						委託料の支払い	「乙及び運営事業者の間で締結する付属契約」とは、具体的にどのようなものを想定されているか、ご教示下さい。	焼却灰等資源化業務委託契約書（案）においては、焼却灰等資源化企業が運営事業者に対し、報酬・増加費用・損害賠償の代理受領を委託している建付けになっておりますので、代理受領に係る２者間の契約が想定されます。
563	焼却灰等資源化業務委託契約書（案）	2	第３条	第２項						本業務にかかる増加費用及び損害	入札参加資格要件等に関する質問回答No.10では、「SPCは、副生成物、焼却灰等及び有価物の資源化、乾電池、蛍光灯及び電球の資源化への対価の支払い業務です」とあります。 「かかる増加費用又は損害のうち、委託契約又は付属契約上運営事業者が負担することとされているものについては、本項前段に従い甲が運営事業者に支払った金額からその範囲内において運営事業者が乙に後払いにて支払うものとする。」とありますが、本項は「本業務に関連して乙に増加費用又は損害が発生した場合であって、運営・維持管理業務委託契約上甲が運営事業者に対してかかる増加費用又は損害を負担することとされている場合」を前提としており、当該負担額は、貴組合から運営事業者に支払われた後、運営事業者は仲介を行うとの理解でよろしいでしょうか。	乾電池、蛍光灯及び電球資源化業務委託契約書（案）においては、乾電池、蛍光灯及び電球資源化企業が運営事業者に対し、報酬・増加費用・損害賠償の代理受領を委託している建付けになっております。

（様式４－１）

要求水準書等に係る質問に対する回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
564	焼却灰等資源化業務委託契約書（案）	3	第８条							法令変更	第1項や第4項において、法令変更の基準日が委託契約の締結日とされていますが、民間事業者は事業提案書を提出する時点での法令をもとに、要求水準書の遵守の可否を判断し、入札することとなります。したがって、事業提案書の提出日から委託契約の締結日までに法令変更があった場合でも、本条の規定に基づき、履行義務の免除や追加費用の貴組合による負担を受けられるようお願いいたします。	原案のとおりです。なお、契約締結までに事業提案書の提出日において想定されないような法令変更が行われた場合には、その内容次第ではあるものの、本組合と事業者との間で個別に契約内容や10月31日付け公示の要求水準書の内容の修正を検討することもあり得ます。
565	焼却灰等資源化業務委託契約書（案）	3	第８条	第７項						法令変更	甲による契約解除により乙に損害が生じた場合であっても、「甲が損害と認めるもののみを賠償する」こととなっていますが、「甲は、乙の損害を補償する」としていただくよう見直していただけないでしょうか。	原案のとおりです。
566	焼却灰等資源化業務委託契約書（案）	4	第９条	第５項						不可抗力	甲による契約解除により乙に損害が生じた場合であっても、「甲が損害と認めるもののみを賠償する」こととなっていますが、「甲は、乙の損害を補償する」としていただくよう見直していただけないでしょうか。	原案のとおりです。
567	焼却灰等資源化業務委託契約書（案）	6	第１３条	第１項						秘密保持	「業務の処理上知り得た秘密」「秘密情報」とありますが、ここで言う「秘密」「秘密情報」とは、委託契約に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を指すものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
568	焼却灰等資源化業務委託契約書（案）	6	第１３条	第３項						秘密保持	「甲及び乙は、次の各号に掲げる場合には、他の当事者の承諾を要することなく、他の当事者に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる」とあります。各号に掲げる場合に限定されているとは承知しておりますが、資源化企業の開示する秘密情報には、価格情報や技術上、運営上のノウハウ等資源化企業の競争力に直結し、第三者への開示によって資源化企業に大きな損害が発生し得る情報が含まれております。つきましては、開示の可否及び開示対象とする情報の範囲については、事前に両者で協議して合意の上定めることとしていただけないでしょうか。	原案のとおりです。
569	焼却灰等資源化業務委託契約書（案）	6	第１３条	第３項						秘密保持	情報公開条例等に基づき秘密情報の開示請求があった場合は、本条にかかわらず、別途情報公開条例等に基づいた意見照会等の手続きをとっていただけるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
570	焼却灰等資源化業務委託契約書（案）	7	第14条							優先関係	各契約構成文書に対しては、当該文書に対する質問回答の解釈が優先すると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
571	焼却灰等資源化業務委託契約書（案）	9	別紙1							収集・運搬業務及び資源化業務を行う企業	「収集・運搬業務」を行う企業と「資源化業務」を行う企業は、別々でも良いという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
572	乾電池、蛍光灯及び電球資源化業務委託契約書（案）	2	第３条	第２項						本業務にかかる増加費用及び損害	入札参加資格要件等に関する質問回答No.10では、「SPCは、副生成物、焼却灰等及び有価物の資源化、乾電池、蛍光灯及び電球の資源化への対価の支払い業務です」とあります。 「かかる増加費用又は損害のうち、委託契約又は付属契約上運営事業者が負担することとされているものについては、本項前段に従い甲が運営事業者に支払った金額からその範囲内において運営事業者が乙に後払いにて支払うものとする。」とありますが、本項は「本業務に関連して乙に増加費用又は損害が発生した場合であって、運営・維持管理業務委託契約上甲が運営事業者に対してかかる増加費用又は損害を負担することとされている場合」を前提としており、当該負担額は、貴組合から運営事業者に支払われた後、運営事業者は仲介を行うとの理解でよろしいでしょうか。	乾電池、蛍光灯及び電球資源化業務委託契約書（案）においては、乾電池、蛍光灯及び電球資源化企業が運営事業者に対し、報酬・増加費用・損害賠償の代理受領を委託している建付けになっております。
573	乾電池、蛍光灯及び電球資源化業務委託契約書（案）	2	第４条	第３項						許認可、届出等	乾電池、蛍光灯及び電球の資源化業務について、（ア）～（エ）の書類の写しを提出することとありますが、本業務において、搬出先によっては（ア）収集運搬（及び処分業務）に関する許可証等（指定証その他）が不要の場合もございます。 （ア）～（エ）のうち、本業務の履行に必要でないものに関しては提出不要と理解してよろしいでしょうか。	廃棄物処理法及び関連法令上、（ア）及び（イ）に関し、許可が不要で許可証や許可車両番号がない場合に限り、不要になります。
574	乾電池、蛍光灯及び電球資源化業務委託契約書（案）	3	第８条							法令変更	第1項や第4項において、法令変更の基準日が委託契約の締結日とされていますが、民間事業者は事業提案書を提出する時点での法令をもとに、要求水準書の遵守の可否を判断し、入札することとなります。したがって、事業提案書の提出日から委託契約の締結日までに法令変更があった場合でも、本条の規定に基づき、履行義務の免除や追加費用の貴組合による負担を受けられるようお願いいたします。	原案のとおりです。なお、契約締結までに事業提案書の提出日において想定されないような法令変更が行われた場合には、その内容次第ではあるものの、本組合と事業者との間で個別に契約内容や10月31日付け公示の要求水準書の内容の修正を検討することもあり得ます。
575	乾電池、蛍光灯及び電球資源化業務委託契約書（案）	3	第８条	第７項						法令変更	甲による契約解除により乙に損害が生じた場合であっても、「甲が損害と認めるもののみを賠償する」こととなっていますが、「甲は、乙の損害を補償する」としていただくよう見直していただけないでしょうか。	原案のとおりです。
576	乾電池、蛍光灯及び電球資源化業務委託契約書（案）	4	第９条	第５項						不可抗力	甲による契約解除により乙に損害が生じた場合であっても、「甲が損害と認めるもののみを賠償する」こととなっていますが、「甲は、乙の損害を補償する」としていただくよう見直していただけないでしょうか。	原案のとおりです。
577	乾電池、蛍光灯及び電球資源化業務委託契約書（案）	6	第１３条	第１項						秘密保持	「業務の処理上知り得た秘密」「秘密情報」とありますが、ここで言う「秘密」「秘密情報」とは、委託契約に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を指すものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

（様式４－１）

要求水準書等に係る質問に対する回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
578	乾電池、蛍光灯及び電球資源化業務委託契約書（案）	6	第１３条	第３項						秘密保持	「甲及び乙は、次の各号に掲げる場合には、他の当事者の承諾を要することなく、他の当事者に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる」とあります。各号に掲げる場合に限定されているとは承知しておりますが、資源化企業の開示する秘密情報には、価格情報や技術上、運営上のノウハウ等資源化企業の競争力に直結し、第三者への開示によって資源化企業に大きな損害が発生し得る情報が含まれております。つきましては、開示の可否及び開示対象とする情報の範囲については、事前に両者で協議して合意の上定めることとしていただけないでしょうか。	原案のとおりです。
579	乾電池、蛍光灯及び電球資源化業務委託契約書（案）	6	第１３条	第３項						秘密保持	情報公開条例等に基づき秘密情報の開示請求があった場合は、本条にかかわらず、別途情報公開条例等に基づいた意見照会等の手続きをとっていただけるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
580	乾電池、蛍光灯及び電球資源化業務委託契約書（案）	6	第14条							優先関係	各契約構成文書に対しては、当該文書に対する質問回答の解釈が優先すると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
581	様式集（入札説明書等）									(1)非価格要素審査に関する提案書 【提案書作成要領】	入札説明書P-18,19にて、事業提案書（基礎審査項目、非価格事業審査項目）は、Ａ４縦長左ホッチキス綴じとありますが、市販のＡ４パイプファイル等で製本することよろしいでょうか。	ページ数が多く、ホッチキス止めが困難な場合は、ファイル綴じでも構いません。
582	様式集（入札説明書等）									様式6-23	設問中の「既存施設」とはどの施設のことを指すのでしょうか。 具体的な施設名称をお示し頂きますようお願い致します。	添付資料２の黄色表示部分の本組合敷地内に立地する、第二清掃処理場、粗大ごみ処理施設、排水処理施設、し尿処理施設、焼却灰詰替保管施設、計量室、事務棟、温水プール、老人福祉センター本郷荘を指します。
583	様式集（入札説明書等）									様式6-23	「事業用紙周辺の既存施設の跡地利用計画、隣接する公園及び周辺環境を踏まえた緑化計画について、具体的に示して下さい。」との設問について、隣接する公園及び周辺環境に関しましては添付資料２がございますが、既存施設の跡地利用計画は資料等、提示頂いている情報がございません。跡地利用計画の内容についてご教示ください。	既存施設の跡地利用については現在計画中であり、具体的な内容の提示は現時点では示すことが出来ませんが、跡地については、緑化、温浴施設等を考えています。
584	入札説明書等										今回ご提示頂きました入札説明書等（入札説明書、要求水準書、各種契約書案等）において、それぞれの書類の記載内容に整合がない箇所が散見されるように思います。つきましては、貴組合と民間事業者の認識に関する齟齬を防止するため、質問回答等を踏まえ、修正頂きました入札説明書等を改めてご提示いただきますでしょうか。ご検討をお願いいたします。	10月31日付け公示の基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負仮契約書（案）及び、運営・維持管理業務委託契約書（案）のとおりです。

要領

1)「１．担当者」欄については，回答を受ける担当者の連絡先を記入すること。
2)「２.質問事項」の表に「行」を追加して記載すること。
3)表の書式変更（セルの結合・分割等）は行わないこと。